

第 11 日目（6 月 18 日）

○議 長（関 常幸君） おはようございます。昨日、第 91 回全国市議会議長会が東京の日比谷公会堂で開催されました。平成 27 年度の 4 つの重点スローガンは、地方税財源の充実確保、地方議会の権能強化、地方創生の推進、それから東日本大震災の復旧復興であります。

来賓として安倍内閣総理代大臣、大島衆議院議長、総務大臣は副大臣が参られました。それから、石破創生担当大臣の来賓の中で開催されました。

○議 長 それでは、延会前に引き続き本会議を再開いたします。

○議 長 ただいまの出席議員数は 26 名であります。これから本日の会議を開きます。

なお、病院事業管理者から欠席の届けが出ておりますので報告いたします。

〔午前 9 時 30 分〕

○議 長 本日の日程は一般質問とし、一般質問を続行いたします。

質問順位 15 番、議席番号 4 番・清塚武敏君。

○清塚武敏君 おはようございます。傍聴者の皆様、早朝よりありがとうございます。

メディカルタウン構想について

通告に従いまして質問に入ります。今回はメディカルタウン構想について 1 つに集中して質問いたします。

5 月 19 日、魚沼基幹病院竣工記念式典及び内覧会が行われました。私も何とか取材ができなしかと確認をしたところ、報道関係受付で身分を証明してもらえば大丈夫ということで式典会場の報道場所にて取材をすることができました。内山聖基幹病院長、荒川正昭理事長、泉田県知事、もちろん井口市長もですが、大変関心を持って話を聞きました。その中で 2 つの点が大きく感じられ印象に残りました。市長も何度か話をされていましたが、感じるころは同じなのかなと思いました。

1 点目は、基幹病院開院に当たってすばらしい人材がそろったということです。医師、看護師、医療スタッフ、開院当時から 572 名が結集できたと言っていました。あわせて最先端の医療機器が導入されたことです。中でも高精度放射線治療機、アメリカのバリアン社製トゥルービームの紹介がありました。北信越では初めて導入された最新鋭の医療機器だそうです。全国には 30 台ほどしかないという話を伺いました。特に脳のほか肺や肝臓など、呼吸性の移動する部位や、前立腺がんにも効果的、全てのがんに対応しピンポイントの治療が可能ということです。

日本はがん治療は手術がかなりウェートを占めているそうです。アメリカはもう 60%がこの放射線治療、まだ日本は 25%という話を伺いました。金額については公表されていませんが、私が独自で調査いたしましたところ、宝くじ前後賞合わせた 7 億数千万円という導入事例があるそうです。

もう 1 点は、泉田知事からこのエリアをトップレベルの医療や研究機能、健康産業が集積するメディカルタウンとして発展させていきたいと考えを述べていただきました。記念式典の式辞の中で大勢の参加者や報道陣の前で改めて述べたことは大きなことだと私は感じました。このことは南魚沼市が進めてきているメディカルタウン構想がようやく一步前にも進んだと感じ

るとともに、疑問も出てきました。6月議会の一般質問はメディカルタウン構想でいこうと思
いました。

それでは本題に入らせていただきます。魚沼地域の医療再編の核となる基幹病院がいよいよ
開院いたしました。医療資源、交通の利便性、教育環境等と全てが整ってきたと考えます。し
かし、メディカルタウン構想の言葉だけが先行しているようにも感じます。ホームセンター、
ドラッグストアの2店は来年度のオープンは決まったが、本来の医療・健康・福祉関連産業の
民間投資をどう誘引していくのか。滞在型医療用施設、リハビリテーション施設、医療観光な
ど健康ビジネスを実現させることは、人口減少問題や地方創生に大きな持てる構想です。市長
を初め行政や関連機関が今後どう取り組んでいくか以下の点について伺います。

1点目です。メディカルタウン構想実現に向けて市長の全体構想はどのような考えを持って
いるのか。また、実現のためにどういう体制で今後取り組んでいくのか、具体的な工程は示し
ていくのか伺います。

2点目です。基幹病院、県、魚沼市との連携はどう進めていくか。

3点目です。医療、医薬バイオ等研究施設、健康関連産業の企業誘致活動など、どのよう
に進めていくかについても伺います。

最後4番目、地元の商業、観光、農業にどうつなげていくか、以上の点を壇上にて質問させ
ていただきます。

○議 長 清塚武敏君の質問に対する市長の答弁を求めます。

○市 長 おはようございます。傍聴の皆様方、大変ご苦労さまです。ありがとうございます。
います。

メディカルタウン構想について

それでは清塚議員の質問にお答え申し上げます。メディカルタウン構想について4点のご質
問をいただきました。前段につきましては議員おっしゃるとおりでありまして、私たちも本当
に大きな喜びと期待を感じたところであります。私も挨拶のときに申し上げたとおり、知事の
口から正式にああいう形で「メディカルタウン構想」という言葉がようやく出たということで、
あそこでもちょっとお話し申し上げたとおりであります。本当によかったなと思っております。

そこで、このメディカルタウン構想の全体像的なものからまず始めますが、1のどう取り組
んでいくか具体的な工程等であります。このメディカルタウン構想は、基幹病院の素案が示さ
れた翌年の平成22年に県の知事政策局等を中心に働きかけが始まりまして、検討、協議が始ま
ったものであります。魚沼基幹病院を中心としたこの大和地域あるいは南魚沼地域の活性化、
まちづくりについての行政の内部構想であります。内容は基幹病院を核にまずはこの大和地域
に医療、教育そして研究機関の集積をつくろうというものでありまして、県庁内の横断的な内
部検討会議に地元の南魚沼市及び地域振興局が加わった形で検討を進めてきたものであります。

医療のほか保健、福祉、観光、教育これら地域の魅力を生かした広範なテーマで話し合いを
進めまして、構想としてまとめたものを、関係者、県、市で共有し具体化に向けそれぞれ策定

する各種計画あるいは事業等に反映させながら、その実現化に向けて取り組んでいくための将来ビジョンとしたところであります。

それぞれ事業の実施につきましては、スケジュールも含め市の総合計画の中で3年間の具体的な事業計画を定めました実施計画の中でお示しすることになります。市、それから民間事業者の皆さんの工程も進出が決定した時点で結局示すということになります。これは農振法の関連これらもございまして、本当にきちんとした決定が出てこない、なかなかその除外も含めた作業に入れないということであります。

この地域は当然ですけれども今、話を進めております、構想を進めております南魚沼市版のC C R C構想の中でも触れておりますけれども、基幹病院のほかに交通のアクセス、教育機関、交流施設これらが近接しております、地方創生の中でも若者の雇用の創出に向けて関連産業の集積がまずは実現するように取り組んでまいりたいと思っております。

具体的にこの後述べますけれども、今おっしゃっていただいた2社のほかに、具体的に今、進出計画、進出をしようというお話はまだまとまっておられません。

2番目の県あるいは基幹病院、そして魚沼市との連携であります、基幹病院との連携につきましては、地域医療教育センター機能でも連携が不可欠でありますし、また医療スタッフとの交流につきましては、大和商工会、北里大学保健衛生専門学院及び地元金融機関などを構成員としますメディカルタウン研究委員会で地域との交流を図るべく協議の場を設けてまいりました。いずれも開院後、地域のそれぞれの医療環境が落ち着きましたら、基本的、本格的な協議に入りたいと考えております。

県との連携につきましては、かねてからこの健康ビジネス連峰構想計画でこの魚沼地域を健康関連ビジネス創出業集積のモデル地区として位置づけまして、健康ビジネスサミット魚沼会議を毎年開催いただいているところであります。この会議の中で健康関連産業の誘致に向けて可能性を探り、企業への誘致に努めてまいりましたが、先ほど触れましたように残念ながらまだそこは実現したところではありません。この点は地方創生元年に当たりますし、より一層力を注いでまいらなければならないと思っております、議員の皆様方からも特段のご尽力をお願いする次第であります。

魚沼市との連携につきましては、大和スマートインターチェンジの24時間フルタイム化、そして、これは直接的に関係があるということではありませんけれども、ごみ処理を初めとしての広域連携この事業想定、このことを現在、定住自立圏の形成について検討を進めているところであります。

湯沢町と2市で事務レベルの調整を進めておりまして、9月を想定しております南魚沼市の中心市宣言に始まりまして、定住自立圏の形成の協定——これは議会議決があるわけでありませんが——それから共生ビジョンの策定これの準備を今、進めているところであります。この調整の中で当然でありますけれども、基幹病院との連携で進めます事業提案もありますし、具体化してきましたら、また当然ですがこれも議会にご報告を申し上げさせていただくということであります。

基幹病院のほうも地域医療再生機構という財団を立ち上げておまして、この財団の基本方針の中に基幹病院そのものを地域の産業の発展、活性化、そして雇用の促進、これらに向けて行政と協力をしていくという文言を基本計画の中に盛り込ませていただきましたので、当然ですけれども基幹病院の先生方を含め、スタッフの皆さん方からそれぞれ相当な助言、協力をいただくということになっていくものだと思っております。

3番目の医療・医薬バイオ等の研究施設あるいは健康関連産業の誘致活動ということですが、平成25年にもこの健康関連の誘致については産業技術総合研究所を訪問させていただきました。関係する研究の第一人者であります湯元昇先生に医療・福祉機器、健康食品、医療バイオなど研究施設の誘致について可能性をご教示いただくとともに、ご協力いただけるようお願いしたところであります。

その中でコホート研究のデータを集積し、この分析に活用。それからそのデータを今後開発の進む遺伝子解析の分野での研究として地域内で展開をすとか、介護・医療現場での研究開発、これらを今後の誘致のポイントとするということでご教示をいただいたところであります。この点は基幹病院の地域医療教育センターの機能と密接な事項でありますので、積極的に進めてまいりたいと思っております。ただ、この医療機器、機械につきましては保険不備が問題でありますけれども、アメリカでは国立の研究所を設置して多額の投資をしているとそういう事例もあるようでありますが、一方、日本は医療機器は輸入超過の状態にあるようであります。特に日本では認可基準が厳しくて開発拠点の開設は非常に難しいだろうということもご教示いただきました。これから今後、国内の産業振興の点で、事故に対する意識変化によりまして認可基準の見直し——これは緩和——これが実現するようであります。活性化するのではないかというふうに見込んでいるということでもあります。

また、食品につきましては農林水産物を活用した健康食品についてこの産業総合研究所では、成分の測定方法について標準化を進めているという状況であるということでありまして、米の成分を健康の視点でまずは考えてみよう。それから酵素の効果、細胞レベルでの評価、解明、それから伝統食、言い伝え等の科学的な分析もやっという。北海道の食物工場では生育環境により成分の調整について研究をしているといったような、そういう状況もご教示いただいたところであります。この湯元先生から直接誘致にご協力いただけるということではございませんけれども、ターゲット等もお示しいただきましたので、これらを今度は絞り込んで誘致活動にまた邁進してまいりたいと思っております。

地元の農業、商業、観光とどう関連づけるかということですが、この基幹病院を開院いたしまして実際に人の流れに大きな変化が現れております。アパートあるいは飲食店も増えておりますし、確実にこの域内の商業への経済効果は広がりつつあるというふうに見えております。これからさらに拡大するように関連産業の集積を進めてまいらなければならないと思っております。

観光面でも既存の観光資源を活用して観光交流の活性化、これを進めていかなければならないと思っております。周辺は南魚沼産コシヒカリの圃場、あるいは八色すいかの畑、これらが

広がっております、先般JA魚沼みなみによりますアグリパークも開設をしたところであり
ます。ワイナリー、レストラン、ジェラートと、こういうことで南魚沼の安全・安心、そして
おいしい食を生かした食の集積地と、今、なりつつあるところでもあります。

それから、これは欠かせませんが、八色の森公園あるいは池田記念美術館こういう部分も本
当に素晴らしいものがありまして、地域全体が食、農、遊、癒やし、このゾーンに近づきつつ
ある。これをもっともっと完成度を高めていかなければならないし、そのことによって地元の
商業も観光も農業も一層活性化していくものだというふうに確信しているところでもあります。
以上であります。

○議 長 議席番号4番・清塚武敏君。

○清塚武敏君 メディカルタウン構想について

それでは、1点目から再質問させていただきます。市長はこのメディカルタウン構想に当た
って、何が最低限必要かというか。例えば固有名詞等でどここのこういう企業がこの大和の
地へ来てもらえればとか、そういう思いがありましたらお聞かせ願いたいと思います。ちょっ
と私のハードディスクが容量が少なくて、先ほどの市長の答弁が全部インプットできているか
できていないかちょっとわからないのですけれども、やはり目玉というか、これが最低限やは
りこの南魚沼市版メディカルタウンには必要なのだという思いがありましたらお願いいたしま
す。

○議 長 市長。

○市 長 メディカルタウン構想について

この周辺にご承知のように研修医の宿泊施設、それから看護師の宿泊施設がもう建設されて
そこへ皆さん入っているわけですし、また、その周辺地域にもアパート等に相当大勢の皆さん
方が居住をされているわけでありまして。そうなりますと最低といいますと、とにかく日用品で
すね。日用品の買物がきちんとできる地域になっていかなければならぬということでありま
す。

今、この基幹病院関連の皆さん方、どのくらいの数かというのはちょっと把握はしておりま
せんけれども、小出の原信ですかあの周辺——前に佐藤議員からちょっとお話をいただきました
が、その周辺に居を構えている。そこは非常に買物が便利なのですね。そういう部分もあり
ますので、これはひらせい、あるいはウェルシア等が開店してきますと、その部分は徐々にで
すけれども満たされてくるということでもあります。

しかし、それが大きな目的ではありませんで、先ほど触れましたように、医療関連の産業、
研究開発部門を含めた、それから健康関連、あるいはこういう時代でありますので、介護関連
のこの機器とかそういう部分の研究開発、あるいは製造まで入れば一番いいわけですが、
そういうことをこの地域にそろえたい。

それから県のほうといいますか、ひとつあそこにレジデンスという高級マンションといいま
すか、その構想も全くないわけではありませんで、温泉も引きたいなどという話もあります
けれども、そこまでいけるかどうか。そういうことをきちんと整えていくのが、次への、あ
の地域だけでなく南魚沼全体に波及効果がある、そういうことにつながっていくものと思

います。そういうことを今、念頭に進めている。ただ、具体的にこの企業、この企業ということはまだ想定といいますか、絞り込んだところではございません。

○議 長 4番・清塚武敏君。

○清塚武敏君 メディカルタウン構想について

もうちょっと具体的な、私が言った滞在型医療施設とかりハビリテーション施設というような名前が出るのかなと思いましたが、ちょっと工程のほうに触れさせてもらいます。やはりしっかりとした構想があれば、ある程度スピード感も大切だと考えます。みんなが毎年1つずつ年を重ねていっている中で、地方創生、地域産業の振興にも大きくつながる要点だと思っています。

先ほど市長は平成22年にメディカルタウンの話が出たという話をされていましたが、私が自分で調べられた範囲で、平成16年度からの施政方針を過去のやつを全部10年間ちょっと調べましたら、平成20年に市長が最初にメディカルタウンという言葉を出されておりました。それから平成23年の12月と平成24年の12月と昨年の12月の4回、メディカルタウンに触れておりました。かれこれ7年になります。やはりもうちょっとスピード感があってもいいように感じて7年もちました。基幹病院も開院いたしました。その辺ちょっとお願いいたします。

○議 長 市長。

○市 長 メディカルタウン構想について

先ほど触れましたように、県とともにというのが平成22年から正式に始まりまして、その前からこれは当然知事あるいはその当時の産業企画監の河合さんという方からもご助言をいただいて、そういう地域にしていきたいということで確か20年のころには議会答弁等でそういうことを申し上げてということがあるかもわかりません。

そこで、議員おっしゃるとおりまさにスピード感なのです。ところが、一番ネックになっているのが農振法、そして農地転用このことでもあります。先ほどちょっと触れましたように、今、農振法はあの地域で除外するには、第一種農地ということになっておりますので、これを第三種農地にまず格下げといいますか、そこにしていかなければならない。そのためにでは何が必要かという、市のほうのインフラの投資とかそういう部分。そしてあわせて、進出してきていただける皆さん方が具体的なもう設計図から含めてそういうことをきちんと出して、それで、ではその部分だけを農振除外して転用していきましょと、こういうことにならざるを得ない。しかも、もう1つの縛りは、農業関係の皆さん方を正規雇用の3分の1以上雇用するという制約もついております。

これが一番——雇用の分は別にいいのですけれども。具体的にもう本当に進出すると。今のウエルシアや、ああいう形になっていかないと農振除外ができていかないという。企業の皆さん方は、要はこういうことをやりたいというところからもう始まるわけですね。そこが1年も2年もそのことに手間がかかるということになりますと、なかなか厳しい。この農振除外について国のほうも、これは農地の転用についてでありますけれども、一応地方のほうにある程度権限移譲するということになってはいますが、これが具体的に、では本当に機能するかと言われ

ると、言葉だけはそうですけれどもなかなかやはり国の関与が抜けない、というような私は感じがしておりますけれども、ここをどうやっていくか。

これはやはり県が、もっとこのメディカルタウン構想ということについてきちんと、部局を限定して、知事政策局なのか産業観光労働部なのか、そこも含めてきちんとしたものを持っていただかないと、我々の力だけでなかなか農振除外が簡素化できるということに今、なる状況ではありません。その辺をこれから具体的に県のほうにも話をしながら、先般の地域振興局との会議の際にもそのことは申し上げてまいったわけですけれども、進めていかなければなりません。今、まさにスピードがありません。じれったい思いですけれども、なかなか法の壁に阻まれて致し方ないという部分もありますので、ご理解いただきたいと思っております。以上です。

○議 長 4番・清塚武敏君。

○清塚武敏君 メディカルタウン構想について

市長のほうから先に土地のお話が出ましたので、この土地についてはちょっと後半に持っていこうかと思ったのですけれども、水無川を挟んだ魚沼市側には水の郷工業団地があります。現在2社の食品加工会社が入っていますが、なかなか南魚沼市側はこれからメディカルタウン構想約8ヘクタールを予定されていて、今後もう7ヘクタールでしょうか、確保しなければならぬ。農振の除外等が非常に難しい、先ほど魚沼市との連携という中でなかなか魚沼市も企業誘致は進まないし、南魚沼市も土地の確保が難しいという中で、連携という——絶対、本来であれば南魚沼市側に建てて税収だとかがこちらに全部入らなくてはいけないのだけれども、やはり大きい圏域で考えたときには、水の郷工業団地にも土地があるというような持っていきたかたというのは考えたことはないでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 メディカルタウン構想について

これは一番南魚沼市の理想とすれば、南魚沼市内に立地していただくということです。しかし、雇用とかそういうことまで含めれば、当然魚沼市さんの水の郷工業団地でも結構なわけです。しかし、我々が強要といいますか、これをやれと言うことはできませんので、魚沼市さんにも当然メディカルタウン構想という話はしてありますから、魚沼市さんがまたその中で独自にそういう部分を進めていただければ——独自といいますか協働しながらやっていくということで結構なのですけれども。それは全くこだわるものではありません。

それから、ちょっと先ほど答弁の中で触れませんでしたけれども、議員からいわゆる宿泊施設といいますか、ホテル系の部分とかそういう話も出ましたが、これは今、民間のほうで計画が進んでおまして、来週にはちょっとその相談においでいただけるということでもあります。これも当然ですけれども農振除外からいろいろ絡みますので、その辺がどう出てくるかということですが、全く、例えば湯沢町さんであっても、それはもう我々はこだわるところではない。健康ビジネス連峰構想というのは、魚沼全体ですから。ですから、全くこだわるところではありませんが、なぜ業界の皆さん方が水の郷工業団地のほうに狙いを定めないのかとい

うのも、ちょっとまた我々は不明でありますけれども、当然協力をしながらやっていくという姿勢であります。

○議 長 4番・清塚武敏君。

○清塚武敏君 メディカルタウン構想について

確かに土地の確保は非常に難しいと思います。単純に7ヘクタールの土地を農地の価格で計算しても数億円というのは私もちょっと試算はしてみました。では土地のほうは終わりにします。

ちょっとまた戻りますが、このメディカルタウン構想に当たって、市長が私はトップと当然考えます。実現に向けてある程度やはり人材の確保とか、市長が全部メディカルタウンにばかりにかかるわけにはいかないわけなので、メディカルタウン準備室等の設置等、またその予算づけというのは、今後考えられていくのか伺います。

○議 長 市長。

○市 長 メディカルタウン構想について

これは企画政策課と商工観光課を合わせてやっておりますので、それが主体です。ですから特別の準備室とかそういうことは設けなくていいだろうと。それから予算関連ですけれども、今年度も確か7,000万円だったか下水道等の整備、これらについてこれをやらなければなかなか三種の農地に下がりませんので、そういうことも含めて予算はそういう形で準備をしているといいますか、実施に入っているところであります。

ですから、予算的に、そのほかに予算をつけると言われても、なかなかまだ簡単に——進出計画がきちんと出てくればまたこういうことが必要だというのはあるかもわかりませんが、要はあそこの面のインフラ整備については市がやることになっていきますから、その予算づけは今年度から始まったところでありまして。

○議 長 4番・清塚武敏君。

○清塚武敏君 メディカルタウン構想について

それでは、4番目のほうの地元商業、観光、農業にどのようにつなげていくかというものの中で、商業のほうから入りますが、地元大和商工会ではメディカルタウン研究会というのが二、三年前でしょうか、つくられました。この議場の中でも大和地区の議員が2名、メンバーになっておられます。基幹病院ができることによってビジネスチャンスが、さまざまな形でチャンスが生まれてくるという思いで取り組んだみたいなのですが、なかなかやはりこの地元商工会が、基幹病院の中の事務用品でも売店でも、いろいろ機器とか食材とかでも納めることができなかったという話を聞いています。先進地の視察等も行かれて、お隣の群馬大学でしょうか、群馬のほうも行かれたりしていますが、やはりもうちょっと商工会のほうとかに何か方法がないのかちょっと市長、考えがもう一度ありましたらお願いいたします。

○議 長 市長。

○市 長 メディカルタウン構想について

私たちも基幹病院のいわゆる院内で発生するそういう需要につきまして、地元商工会をとに

かく優先していただくということで県のほうにも申し上げてまいりましたし、当然ですけれども我々もそうして動かしていただきました。しかし、あまりにも、いわゆる市場がでかいといえますか、そういうことの中で地元の商工会では対応できる部分というのがほとんどなかったのですね。燃料が地元といえばこの魚沼市も含まれますけれども。そこが燃料の供給が確か入ったのかもわかりませんし、あと1つは院内の文具といえますか、机とかそういうことも含めて、本社はここではありません、十日町にあるのですけれどもそういう会社が1つ入っております。あとはほとんどが、例えばセブンイレブンが入っているのか、ローソンか……セブンイレブンがもう院内のそういう食品とかそういう部分の販売に入りましたし。

ですから、なかなか規模が大きすぎて地元の商工会で直接的に対応できるということがほとんど出なかった。これは地元の商工会の皆さん方もその面は納得をしております。ただ、そこにまた下請的に関連できる部分がある程度あるようでありまして、そういうところをきちんとやっっていこうということで、今、商工会の皆さんが——この基幹病院の中はですね。あと、人がとにかく増えて往来も増えていきますから、そういう皆さん方から物を買っていただく、あるいは食べていただく、飲んでいただく。このことにもっと真剣で——真剣ではないということはありません——もったきちんと取り組まないと、それこそ小出のほうの買物で全部終わってしまうとかですね。

例えば少し気持ちを癒やしたり疲れをとったりするのに飲みに行く。そういうときにも県内でいわゆる南魚沼のエリア内でなかなかいい店がなくて皆あちらへ行った、こちらへ行った。これでは困りますので、その点のことをひとつ商工会の皆さん方からもよくお考えいただきたいということは常に申し上げているところであります。

ですから、物品の調達のななことについては今、議員おっしゃったように、直接的な南魚沼市内の業者といえますか、そこが納めたのは文具的なもの1つだけであります。これからまたずっとこれは継続するわけですけれども、その中でまた新しいチャンスは生まれてくるのかもわかりません。現在のところはそういうことであります。

○議 長 4番・清塚武敏君。

○清塚武敏君 メディカルタウン構想について

もう2点ですが。私はやはり医療観光とかにもやはりつなげられればと思っています。昨年の7月5日に六日町温泉が主催だったと思うのですが、温泉感謝の集いというところにちょっと私大和の議員だったのでちょっとおじゃまさせてもらって、長岡市出身の温泉エッセイスト山崎まゆみさん——私はもう20数年前から憧れの人だったのですけれども——やはり地元の六日町温泉とか浦佐温泉、やはりメディカルタウンを打ち出したまちなのですよ、と私は山崎さんにも言いました。何かいいアドバイスはございませんか、というかこの温泉はこういう効能があるだとか、そういうものももっと利用していただければな、などという話もいたしました。ぜひ、こういうのも医療観光につなげていただければなと思っています。

ちょっと早めにやめようかと思っておりますので、最後に農業だけ言わせてください。日本の漢方薬市場は需要の80%は中国に頼っているそうなので、何とかそれをこのメディカルタウンの中

にもつなげられないかなという思いもありますので、市長、その辺最後お願いいたします。

○議 長 市長。

○市 長 メディカルタウン構想について

薬草関係でありますけれども、前の北里保健衛生専門学院の学院長をしておられました鈴木先生がそういうことをちょっとお話しいただいたことがありますけれども、なかなか例えば量的にも質的にも簡単ではないということでありまして、そこに取り組んでいただく皆さん方がまだ出るか出ないかはわからない。今それをじゃあ新たに、漢方の部分をやろうとしますと、薬草ですね。結局、今の田んぼをそれに転換していくというのは、非常に農家の皆さん方がそこまで踏み切れないだろうということが1つと、それでは耕作放棄地的なところということになりますと、なかなかそれをやはり育てるわけですから、ただ植えておけばいいという、ドクダミをただ植えておけばいいなどということではありませんので、そうなりますとそこに手間も暇もかかりすぎてなかなか踏み切れないという部分はあろうかと思えます。

それから需要のほうも、まだ我々もではそういう製薬会社といいますか、医薬会社が、どこまでその需要が必要になって、日本産を、国内産を求めているのかという部分まで、ずっと踏み込んだところがございますので、そういう話があったという程度で今は終わっているところでは。何かいい情報があれば、これはまたきちんと分析をしながら進めていかなければならないと思っておりますけれども、そんな今の状況であります。

○議 長 4番・清塚武敏君。

○清塚武敏君 メディカルタウン構想について

最後を結びますが、夢を実現する市民の誰もがメディカルタウン構想はこんなまちになるのだと言えるまちに、市長、ぜひ、スピーディ感を持って取り組んでいただきたいと思えます。終わります。

○議 長 質問順位16番、議席番号6番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 おはようございます。発言を許されましたので、通告に従いまして今回も2点質問をさせていただきます。

1 障がい者の自立、就労支援について

1点目の大項目は、障がい者の自立、就労支援についてであります。平成25年4月に障がい者総合支援法が施行になりました。その後、障がい者の雇用促進に関する法律——雇用促進法でありますけれども——などが改正または施行されまして、障がい者の就労支援事業、雇用環境は全体としては大変大きく改善されたものだというふうに思います。実際、新潟県においてもハローワークを通じて就職した障がい者数は、5年連続で過去最多を更新したというような新聞記事もありました。しかし、この2014年の新潟県の例からしても就職者数は過去最多の1,535人でありましたけれども、新規の求職者数も増加してまして、3,048人になったそうあります。結果として就職率は50.4%となりまして、前回は率では下回った結果になったということでもあります。

そこで、当市の現状を確認するとともに障がい者総合支援法の施行、そしてまた雇用促進法

の改正を受けて、また2問目でも質問しますけれども、地方再生で人の流れと雇用を地方に生み出すということも求められている中で、当然、障がい者でも就労が可能な人には働きがいのある人間らしい仕事が保障されなくてはならない。そういう視点からも第4期の障がい福祉計画も策定して出されましたので、今後の障がい者の自立、就労支援を具体的にどう進めるのかについてお伺いをしたいと思います。

質問としましては障がい者雇用と現状と課題、そしてまたその現状を踏まえての支援のあり方、そして福祉から就労への具体的な進め方の順でお聞きをしまして、場合によっては再質問もさせていただきながら提言もできたらというふうなことで思っております。

最初に、まず障がい者雇用環境の現状と課題を伺います。その1番としまして、障がい者の一般就労、福祉就労の現状であります。事前に障がい者数等につきましては聞かせていただいておりますが、その中で実際に一般就労、福祉就労に就いている方の人数をまずお聞きしたいというふうに思います。

2番目に先ほど新聞報道にもありましたように、県全体での障がい者の求職者数は増えております。そういう中で南魚沼市で働きたいと思っても働けない障がい者の把握をしているか。しているとしましたら数値はどうか。または率でも結構ですけれども、それらを教えていただきたい。

3番目としまして、障がい者の就労のための支援施設と、その施設から実際に就労する受け皿となる企業、事業所等の現状はどうか。また、その就労後の継続のための職場適応期ですかの相談支援等は、現状どうなっているのかというところを、改めて現状としてお聞きをしたいと思いますというふうに思います。

続きまして中項目の2番目でありますけれども、その現状、課題を受けての障がい者就労支援の考え方についてお伺いいたします。

1番目でありますけれども、現状の中で障がい者雇用環境改善の必要性ということはどう考えているのか。これは考え方の認識でありますので、このまま聞いてみたいというふうに思います。

次に②といたしましたが、これも平成25年4月に施行になりました障がい者優先調達推進法による取り組みについてでありますけれども、当市も調達方針も示されまして、その調達実績についても示されているところであります。競争入札による契約が原則となっている中では、民間企業に比べて競争力の弱い障がい者の就労施設が契約するのはなかなかこれは難しい。その点、この障がい者優先調達の推進は、今後拡大の必要性を私は感じておりますけれども、その可能性についてお聞きをしたいと思いますというふうに思います。

3点目でありますけれども、障がい者の就労政策というか取り組みは、教育は総合支援学校、障がい福祉では就労移行支援事業、そしてまた雇用対策はハローワークというようなことになっていると思っておりますけれども、ここの連携と対応が障がい者就労には、私は欠かせないところかなというふうに思ひまして、総合支援学校、福祉課、それとハローワークの連携は就労支援についてどういうふうになっているのかという現状をお聞かせいただきたい。

4番目に難病関連の就労支援であります。難病対策は県の業務でありますけれども、その方々もここに住んでおられる方々でありますので、就労支援の現状をお聞かせいただきたいというふうに思います。

中項目の3番目でありますけれども、障がい福祉計画でも障がい者の福祉施設から一般就労への移行というふうにはうたっていますが、3か年計画であるからといえばそれまででありますけれども、表現の割に現状の施設の中での努力目標に終わっていると。そういう対応で福祉施設から一般就労への移行が実現するののかということも含めて、具体的にどういうふうに進めるのかについてお伺いをしてみたいというふうに思います。

以上、壇上にて質問させていただきまして、再質問及び第2問目の質問につきましては、質問席で質問をさせていただきます。

○議長 長 資料配付の依頼がありましたので、許可しお手元に配付をいたしましたので報告いたします。

佐藤剛君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長。

○市長 市長。まず、議長にお願いを申し上げておきますが、ちょっと答弁が長くなりますのでご理解いただきたいと思っております。非常に難問でありまして、簡単にぱっと答えられる状況ではありませんので、ちょっとくどくなるかもわかりませんが、この点はひとつ議長からもご理解いただきたいと思っております。

1 障がい者の自立、就労支援について

佐藤議員の質問にお答え申し上げます。障がい者の自立就労支援で、具体的に1番、2番、3番とありますので、そこから申し上げますが、まずこの障がい者の一般就労、福祉的就労の現状であります。障がい者の一般就労者数につきましては、市単独の数字はこれはちょっと把握できておりません。ハローワーク南魚沼本署管内——これは南魚沼市と湯沢町であります——では、平成26年度末の障がい者登録件数494件のうち就業中が285件となっております。それから、福祉的就労につきましては、平成26年度末現在で127の方が市内外の事務所において就労に向けた支援、あるいは訓練を受けているところであります。127人の内訳は、就労継続支援A型10人、B型105人、それから移行支援が12人ということであります。

就労支援サービスの内容は、例えば就労移行支援ですとセルフこぶし工房あるいは魚野の家とかでやっておりますし、就労継続支援A型、これは魚沼わさび苑、あるいはサンファーム——これは津南町、こういうことであります。就労継続支援B型、これはセルフこぶし工房、魚野の家、工房とんとん、あさひばら工房、工場ですかね、こういうところでそれぞれ行っているところであります。その内容は特にここでは触れなくていいと思っておりますのでよろしく願いいたします。

それから、働きたいと思っても働けない障がい者の皆さんの把握ですが、南魚沼市単独の数値、これは先ほど触れましたように単独ではなかなか困難でありまして、ハローワーク南魚沼本署管内です。平成26年度末の障がい者のこの登録、先ほど触れました494という数字が出て

おります。そのうち企業からの求人は106件であります。ですから、390人弱が希望はしているけれども、登録はしているけれども働けないというふうに全部とれるかどうかですけれども、こういう状況であります。

3番目の就労の受け皿の現状と就労後の支援です。先ほど触れましたように市内には、就労支援事業所として魚野の家、魚野の家浦佐、セルフこぶし工房、それから工房とんとん、こういう4か所あるわけでありまして、就労支援専門員が本人の希望、あるいは障がいの特性に合ったサービスが受けられるように、サービス等の利用計画を策定して適切なサービスをいま提供しているところであります。

同様に市外の事業所におきましても、就労支援継続支援A型の事業所を初めとして、10か所の就労支援事業所、南魚沼市の障がい者が利用しているところであります。市内のこの就労支援事業所においては就労移行支援の利用希望者が減ったということでありまして、平成27年4月に就労移行支援から就労継続支援B型に6人分の定員枠を移行しております。

それから、自立訓練施設の現状ですけれども、まきはたの里、あるいは太陽・大地の家、ここにおきまして自立訓練、生活訓練これを実施しまして、地域生活を営む上で生活能力の維持・向上、これに必要な訓練を実施しております。この中には就労支援事業所の利用、あるいは一般就労への移行も視野に入れながら、訓練に今、取り組んでいるところであります。

民間企業の障がい者受け入れにつきましては、障がい者の種別あるいは特性にもよりますが、受け入れた障がい者を支援する社員の配置、あるいは障がい者の特性に応じた職場環境の整備、これらに配慮していくことが必要だろうと思っております。

就労を継続していくということになりますと、障がい者の皆さんに困ったことが起きたときに相談する相手が必要。当然ですし、企業側も障がいの特性を理解いただけないと継続雇用が難しいということになるかと思えます。障がい者と企業側をつなぐこの役割が重要となりますけれども、必要な人材は今、不足しているというのが現状であります。この不足部分につきましては、相談支援センターあるいは就労支援施設の職員が可能な範囲で今、対応しているという現状であります。

障がい者就労支援の考え方で、そのうちの1番であります雇用環境改善の必要性であります。ご承知のように、議員もおっしゃっていただきましたが、この雇用環境につきましては平成25年4月から法定雇用率が1.8%から2%に引き上げられたということです。ハローワーク南魚沼管内、これは今度は魚沼市まで入りますが、この雇用実績が、実雇用率が平成24年6月1日現在で1.7%、25年6月1日現在で1.89%、それから平成26年6月1日現在で2.1%と確実に改善をしておりますし、一応法定雇用率は上回っているところであります。

やはり一番は、マッチングですね。障がい者の特性と能力と企業の業種や職務の特性、こういうものをきちんとマッチングさせないと、なかなか雇用の場も広がっていきませんし、それがうまくいけば雇用の場はもう少し広がっていくのだらうと思っております。ハローワークのほうでは障がい者の登録制度をとっておりますので、個々に障がいの種別あるいは特性の把握ができています。企業側は経営的な効率が求められることもございますので、

仕事内容によっては障がい者の事務遂行が困難と捉えていたり、環境面の整備から雇用が困難、こういうことが非常にあるところであります。

こういうことを分析しますと、職場での仕事の流れを再度整理して、障がい者でも可能な業務を切り分けて、新たな業務を開拓するような取り組みが必要であろうと。障がい者を雇用した経験のない企業、これも非常に多いわけでありまして、職場実習を受け入れる企業を増やしていくこと、これも有効な手段だろうと思っております。障がい者の皆さんにとっては企業で働くイメージを膨らませることができるわけですし、企業側も実際にこの雇用の経験ができて、具体的な雇用のイメージが広がりやすくなると、こういうことで双方にとって理解の進む取り組みであるというふうに思っております。これらを踏まえた啓発活動をまた市もやっていかなければならないと思っております。

障がい者優先調達推進法による取り組みと拡大であります。今、市が発注できる業務につきましては可能な限り発注するように努めております。現状ではちょっとこれ以上の拡大は難しいのかなど。しかし、新たなこの施設の建設あるいは拡充、こういう場合があればこれを捉えて発注可能な業務については検討を進めていかなければならないと思っております。

総合支援学校と福祉課、ハローワークの連携です。この総合支援学校と福祉課の連携につきましては、自立支援協議会の日中活動部会を通じて高等部の進路希望の課題について協議をしながら、卒業後に就労支援を含む障がい福祉サービスの利用を希望される方に対しましてスムーズなサービスが提供されるように、今、調整しております。

また、ハローワークのほうとは障がい者就業支援生活支援センターあおぞら——これは十日町ですけれども——これが連携いたしまして、総合支援学校の生徒の企業見学会の開催、あるいは職場実習先の紹介、それから同行、職場実習に協力いただける企業の募集、企業を対象にした特別支援学校見学会これらを実施いたしまして、一般就労を望む生徒の支援に努めているところでありまして。卒業後は必要に応じて障がい者の就業生活支援センターが職場定着に向けた支援を行っているところでありまして。

難病関連の就労支援でありますけれども、難病関連の就労支援につきましては、県が主体となりまして、新潟市の西新潟病院内にあります新潟県難病相談支援センター、ここを中心に取り組んでおります。内容は就労支援懇談会、相談会の開催、これは年各1回ですかね。それから就労生活支援セミナーの開催、これも年1回、難病パソコン教室の開催、これは月1回、こういうふうなことを行っております。

また、今年度から難病患者の就労サポーターを配置しまして、ハローワーク新潟会場、それから新潟県難病相談支援センター会場、これにおいて毎月予約制でありますけれども専門的な就労、出張の就労相談を行っております。ここでは南魚沼市の方も利用可能となっておりますので、利用に向けた周知に努めてまいりたいと思っております。

3番の障がい福祉計画での福祉、この施設から一般就労へ、具体的にどう進めるかということでありまして。障がい者自身の自立あるいはスキルアップ、これが重要となってくるところでありまして、いかにこの就労支援、継続支援B型から就労移行支援につなげて一般就労に導く

か、これが課題となるところであります。

そのために就労支援事業所の支援員の資質の向上を図っていく必要があると思っております。また、職場に定着するまでこのジョブコーチというつなぎ役、これを初めとする総合的でやはり適切な支援をハローワークや障がい者就業・生活支援センター、これらと連携して行っていかなければならないと思っております。

先ほど障がい者の登録件数 494 件と申しましたが、そのうち 285 件が実際に就労中でありまして、106 件が求職活動中、それから 103 件は何らかの事情で求職活動を中断しております。企業から求人のある件数ということ 106 件を、就職活動をしているというふうに私がちょっと発言を間違えましたので、企業からの募集ではなくてこの 106 件が求職活動をしていますと、285 件は実際に就労中とこういうことですので、先ほどの答弁をちょっと訂正していただきたいと思っております。以上で一応答弁を終わらせていただきます。

○議 長 6 番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 1 障がい者の自立、就労支援について

実は、この質問をする前にハローワークに行こうとしまして日程調整までしたんですけども、前日になって両者の都合が合わないでちょっと行けなかったのですが、そのハローワークの資料に基づいたいろいろな資料を聞かせていただきました。事前に行っていれば、私もこれを承知しながら質問できたのですが、できませんでしたので、また重複するところもあるかもしれませんが、ご勘弁をいただきたいというふうに思います。

今、一般就労そしてまた福祉型就労を合わせて、働きたくても働けない障がい者の把握について聞かせていただきました。なかなか南魚沼市単独では把握が難しいということですが、数字がちょっとごちゃごちゃしてわからない部分もあるのですが、やはり実際の就労者、一般就労が 285 人くらい。そしてまた 106 名で就職活動をしている。だけれども 390 人くらいがなかなか登録はしていても働いていないというような状況があるわけなのですけれども、この部分ですね。話を聞いていると受け皿といいますか、そういう働きたくても働く場所がないようにも聞けるのですが、ちょっと言葉は悪いかも知れないのですけれども、例えばこの身体的な理由で働けないということも含んで、登録はしているけれども働く気持ちがないのかというようなところが、今後の障がい者の就労支援については、ちょっと私はひっかかるころがありますので、その辺の分析といいますか。どういうふうな分析をしているかを伺います。

○議 長 市長。

○市 長 1 障がい者の自立、就労支援について

先ほど答弁の訂正の中で申し上げましたように、もう一度申し上げます。障がい者の登録件数 494 件、これはいいですよ。実際に就労中が 285 件であります。そして求職活動をしているのが 106 件を合わせると 391 件です。この人たちは働いたり働きたいと。494 件のうちの残りの 103 件、これがご本人が何らかの事情で求職活動を中断していると、こういうことなのです。ですので、103 件の方は働きたくないということはないと思うのですが、何らかの事情が

あつて中断していると。106件が今、求職活動でありますので、この部分をなるべく早く満たしてやればということでもあります。

企業としても先ほどこれも触れましたように、なかなか自分の経営している会社にマッチする職種が見つからないということもあろうかと思ひますし、あるいはそういう経験がありませんと、なかなか実際、大丈夫なのかなとかとそういう心配事も先に立つということもあろうかと思ひております。その辺をどう払拭していくかというのは、結局、総合支援学校等にいらっしゃる皆さん方が実際に職場体験するのを受け入れていただくとか、あるいはそれから総合支援学校の実習中のところを企業の方々から見学、視察してもらつとか、そういうことを積み重ねながらやっていかないとなかなか難しいのではないかというふうに思ひております。

○議 長 6番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 1 障がい者の自立、就労支援について

求職されている方は、私がちよつと思ひているほど多くなかつたという部分があるのですけれども。この求職されている方が、私が思ひている以上に多くなかつたということも、私は1つ問題だと思ひます。ということはなぜかと言うと、私は障がいがあるほとんどの方々も、健常者と同じようには働けないにしても生活の自立のためだけでなく、活動の場としての就労、そういう就労もあるわけですから。働きたい、社会参加したいという思ひは全ての障がい者が持っていると思ひます。それが市長が言うようにマッチングの問題であつたり、そういう心配であつたりというようなこととで、なかなか求職活動もできない、求職も希望できないというところ、そこが私は大きいと思ひます。

そこをやはりちよつと見てやらなければならない。そういうのをどういうふうに取り除いてやつて、みんなが社会参加できるようにしていくのが、私は障がい者の就労支援のあり方だというふうに思ひますし、このことが障がい者基本法にありました、全ての国民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互の人格と個性を尊重し合ひながら共生する社会を実現する、その私には本旨だというふうに思ひます。この部分、市長はどう考へているのかお伺ひしたい。

○議 長 市長。

○市 長 1 障がい者の自立、就労支援について

もちろん、障がいがあるなしにかかわらず働ける状態である、あるいは働きたい、そういう皆さん方が働けずいたり、働けなかつたりというのは、これは社会的に大きな損失であります。当然事情があつてそういう方もいらっしゃるでしょうけれども、やはり、言葉は悪いですがけれども損失ですね。ですから、そういうことをなくすということが、一番の目的ではあるわけあります。それは理念的な部分がありまして、実際例え、そういうことを擁護するということではありませぬけれども、会社としてそういう方を雇用して、本当に働く場所のある部分であれば結構なのですけれども、働く場所がないということになつたときに、無理をして法律だから押しつけるということは、これはなかなかできない。

国のほうもこういう就労支援的なことでお金を出していますよね。そういう採用していただ

いた企業にお金を出しています。そういう働きかけも一生懸命やっているわけですが、要はその特性をうまくお互いが理解し合えば全然だめだということはほとんどないような気がします。

市のほうもさっき触れましたように、市でやっている中では、今の業務の中ではなかなか難しい面があります。これ以上というのはですね。しかし、また新たな需要的なことは当然出てくるわけでありますので、そういうときには積極的にしていくと。結局は企業側、雇用側とそれから求人側との理解、お互いの理解がどうしても必要になってくるということだろうと思っております。そういうミスマッチ的な部分や、障害——障害というのは雇用する側と障がいを持っていらっしゃる方々の間にまた存在する障害ですね。これをどう取り除いていけるかというのが、行政としても大きな課題だろうと思っております。一生懸命そのことへの理解を求めるといふ以外に今のところ、法定雇用率はほとんど満たされているということになりますと、これ以上すぐ手を打って、すぐぱっと結果が出ることはなかなか難しいものがありますけれども、常にそこに目を向けながら行政としても指導したり、お願いをしたりしていくということだろうと思っております。

○議 長 6番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 1 障がい者の自立、就労支援について

そういうふうなことで致し方ないというのも、私はわからないではないのですが、説明の中に就労移行の施設が、利用といいますか希望が少なく1つ減らしたということですが、ここの施設は一般就労に向くには非常に大切な施設でありまして、そこで2年間くらい一般就労する練習をしまして就労していく。そして、そこで就労して、そこでまた先ほど言いましたジョブコーチ等に指示を受けながら、指導を受けながら継続していくというような形があるのです。けれども、この一般就労といいますか、就労移行の施設が少なくなったということについては、非常に障がい者には大変大きいことだと思いますし、一般就労を目指す、そして一般就労、その段階での就労支援施設、そしてまた就労支援施設を経過して一般就労をする、そしてまたそれがだめだったので就労支援B型ですかそういうところに戻ってくる。そこである程度したらまた就労支援に行くという、こういう流れがやはり障がい者にはないと、ちょっとなかなか本当に福祉施設から就労へという道筋がならないと思うのです。

就労移行施設が減ったからといって、それに合わせて目標数値を減らしている。そうではなくて、この障がい者の数といいますか、そういうのに合わせて就労移行施設を増やしていくみたいなのが、私は必要だと思うのですが、そういうのが福祉計画の中には逆行しているようなところが非常に私は見受けられる。現状に合わせてだけ障がい者のこの就労支援を行おうとしているところが見えるのですけれども、その辺の考え方だけちょっとお聞かせいただきたい。

○議 長 市長。

○市 長 1 障がい者の自立、就労支援について

これは難しいところではあります。議員もご承知かと思っておりますけれども。ただ、そういう枠

が、もうそこを利用する事業所が減っていると。ですから、別の枠のほうに6人分を、枠を配置したということをおっしゃったのですけれども。これを議員がおっしゃるように、あってもなくても計画としてそういうことをやっていかなければだめではないかと。まあしかし、現実に合ったやり方というのも非常に必要なわけでありまして、ましてそれを行政が全部やっているということではありませんので、どうしても、計画は計画としても現実的な部分というのは必要になってくるということです。

ですので、絵に描いた餅に極力しないように、現実に合った部分というのも必要だと思いますので、それはここでどちらがいいのだということをおっしゃられれば、議員のおっしゃるようなことのほうが、それが実行していければいいわけですが、やはり現実も見なければならぬということで、ここはひとつご理解賜りたいと思っております。

○議長 長 6番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 1 障がい者の自立、就労支援について

ちょっと時間が思ったより食っていますので、先に進めたいと思います。私はやはり就労移行支援が充実しないと、施設から一般就労へという道筋はなかなかできないと思いますので、今後またいろいろな角度から検討いただきたいと思います。

次に障がい者優先調達推進法の関係でちょっとお話をさせていただきます。市長がお話されたように、この実績と申しますか、運営方針と申しますか、調達方針と申しますか。調達方針もその実績もホームページに出ているわけですのでそれは承知しております。ただ、この法律というのは障がい者の受注機会を増やして、それだけでなく工賃が安い中で少しでも工賃を上げてやろうという趣旨であります。なかなか今、できる限りのことはしているというようなことではありますけれども、私はこの中身を見てみますと、なかなか行政の中の職場も限られている。例えば全庁的な取り組みもできるだろうし、そしてまた指定管理のほうにも広められるだろうし。そうすると今度はまたシルバー人材センターだの民間事業者との競合がという話も出るかもしれません。けれども、そういうふうなことをしながら、障がい者というのは先ほども言ったと思いますけれども、なかなか競争入札の中では厳しい状況にあるわけでありまして、こういう制度を利用して就業の申しますか、受注機会を増やしてやるというのが必要だと思いますので、もう一度この点だけお願いいたします。

○議長 長 市長。

○市 長 1 障がい者の自立、就労支援について

答弁で申し上げたのは、一応市が発注できるということを限定して申し上げたところでありまして、今の中、市の、市ですよ。指定管理者やそういうことは別にして、市が発注できる部分。ですので、その中では今は非常に厳しいけれども、後々といいますが、例えば新しい施設が完成している部分もあったり、また新しい需要が出てくる部分もあるわけです。そういう中で優先調達、このことについては意を砕いていかなければならないと思っております。関連いたしますそういう公社であるとかそういう部分についても、それはまた市のほうでは直接的にそういうことができるようであれば、状況を聞いたり、推進をするようにということは申し上げ

げたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○議 長 6番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 1 障がい者の自立、就労支援について

議長の許可を得て資料をお配りしましたので、その件にもちょっと触れなければなりません。ちょっと見ていただくとあれですけども、市の障がい者手帳の所持者数であります。そして右の欄が空欄になっていますけれども、先ほどお話ありましたように一般就労、湯沢町も含めて285人、福祉的就労、この近辺の施設も含めて172人でしたか、というようなことであります。そして、下の段に出ているのは岡山県総社市、人口6万7,000人くらいのところですけども。障がい者1,000人雇用事業というのがありまして取り組んでいるところであります。一般的に就業年齢とされる16歳から64歳の障がい者の方が大体1,000人くらいいるということで、これを全部何らかの形で雇用していこうと。それは障がいの程度がありますので、いろいろな職種の中で雇用していこうという取り組みで現在824名雇用しているというようなことです。

私は先ほど言いましたように、障がい者、どなたもやはり何らかの形で働きたいというふうに思っている、そして社会参加したいと思っている、こういう取り組みが私必要だと思うのです。そして、市の状況を聞かせてもらいましたら、私が思ったよりも就業している方は多いですけども、やはりその障がい者の数からするとなかなかほど遠い。この数字といますか表を見て市長がお考えになったことをちょっと聞かせていただきたい。

○議 長 市長。

○市 長 1 障がい者の自立、就労支援について

この総社市さんの取り組み、これは確かにすばらしい。しかし、問題も相当抱えている。要はこのことによっていわゆる健常者の就労の機会が奪われることはないのかということ。それから企業側も、もう受け入れがっぱいだと言っているのに、まだ受け入れさせられるようなことがないのか。あるいは年間3億円を超える予算だそうですね、市のほうで。これが、そのことのためにだけ3億円というお金を――総社市さんの一般会計の規模はちょっと私はわかりませんが――それは本当に市民の、納税者の皆さん方の理解は得られるか、こういう問題はあります。

ただ、取り組みとしてはすばらしいと思っております。南魚沼市がこれを3億円、5億円という巨費を投じてこのことを進める。進めると言っても受け入れてくれる人がいなければ進まないわけでありまして。そこにではどんどんと補助金でも出してということになれば、これは何かちょっと大きな損失になる可能性もあるということです。取り組みはすばらしい。総社市さんの市長さんも知っておりますけれども、すばらしいことですので賞賛をいたしたいと思いますが、今、このことを南魚沼市ですぐに取り組みと言われてもそれはちょっとでき得ないということを申し上げておきたいと思っております。

○議 長 6番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 1 障がい者の自立、就労支援について

この部分は障がい者支援といますか、就業支援といますか、障がい者基本法の本質の部分の考え方の違いかもしれませんし、現状では無理であれば、企業への取り組みもまた同時に進めていかなければならないことですので、そういうことで資料を見ていただきたいと思えます。

きのう実はある障がい者施設にちょっと行って話を聞いてきました。そこで、今度総合支援学校の高等部の生徒さんが訪問してちょっとお話を聞くということで、あらかじめ調査を置いていったそうです。そしてその中で、仕事で何が一番つらいですかという質問がありまして、利用者が割り当てして答えるようにしていたそうなのですけれども。それに当たった方は回答の中で、仕事が一番ないことが一番つらいというような回答を用意したそうなのです。私は先ほど言いましたように、障がい者のどなたも何らかの形で社会とかかわりたい。そして何らかの形で生活を維持するためではなくても、就労の目的であるかもしれませんけれども、働きたいという気持ちがあるわけです。総社市みたいに一気にやれとは言いませんけれども、そういう感覚で障がい者の就労に取り組む必要があるのではないかというふうな気がします。

そしてまた今度は秋からバス代が変わりますよね。今、工賃は多分B型で1万2,000円くらいでしょうか。そしてこの地域活動センターのⅢ型ですかね、そこになれば多分、月7,000円から9,000円くらいだと思います。その中でバス代がかかれば、ほとんどバス代で半分以上失ってしまう中であっても、この人たちは仕事がないことが一番つらいというふうに思っていることを重く捉えていただきまして、今までの10年間は、みんなが住みやすいハード面の整備で費やしましたけれども、これからの10年、新しい10年につきましては、みんなが今度は住みやすいソフト面の整備に軸を変えていくというような考え方も必要ではないかと思えますので、この点だけちょっとお伺いいたします。

○議 長 市長。

○市 長 1 障がい者の自立、就労支援について

気持ちは同じでありまして、そういうことが本当にならなければ。または仕事がない、あるいは人とかわることがないのが一番つらいと、これは本当にそうだと思います。これは健常者であっても同じでありますから。ですので、そういうことを1件でも1人でも少なくしていくというのは大きな目標になるわけですので、総社市さんのそういう意気込みとか、そういうものは大いに学んでいかなければならない。

ただ、南魚沼市がどこまでどうできるかということとはちょっと申し上げられませんが、職員も含めてそういう気持ちでこの障がい者の問題にも取り組んでいくと。全体的な福祉ということにもなっていくわけですので、そういう思いでこれからも行政を執行してまいりたいと思っております。よろしくお伺いいたします。

○議 長 6番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 2 南魚沼市の総合戦略策定の意義と実践について

私が予定していた第1問の質問時間を大幅に過ぎてしまいましたので、第2問のほうに何とか移りたいと思えます。

第2問目ですけれども、南魚沼市の総合戦略策定の意義と実践についてということでありませぬ。前文で、いろいろこの思いも実は考えてお話ししようかと思っただけですけれども、なかなかもう時間がないので、もうストレートに質問のところだけしかありませんけれども。ただ、この総合戦略が本当に地域の活性化をもたらすのであれば、また、そういうふうにもたらすためには、その名のとおり本当に戦略的な取り組みをしなければなかなかこれはできないだろうというようなことも、私の前提として質問をさせていただきます。

最初に、「まち・ひと・しごとの総合戦略」は、ばらまきか、地方創生・地方再生への扉かというような単刀直入の質問を通告させていただきました。この辺、一部これはやはり国と地方の関係であるからばらまきであって、それなりに、言いかえれば、悪い言葉で言えば適当にやっていたらという見方もあるわけなんですけれども、政府はばらまき排除で明確な目標設定をしながら、そしてまた交付税も特別交付金も交付金も考えていこうというようなことがありますので、その辺の取り組みの基本的な認識とまたその姿勢を、まずお聞きしたい。

○議 長 市長。

○市 長 2 南魚沼市の総合戦略策定の意義と実践について

ちょっと登壇します。この「まち・ひと・しごと総合戦略」はばらまきかと言われれば、ばらまきにならないようにしていただかなければならないと思っておりますし、このこと自体がばらまき政策だというふうには私は認識しておりませぬ。ご存じだと思いますけれども、この地方公共団体に義務づけられているということではないわけでありませぬ。この総合戦略は努力義務です。つくりにくければつくらなくてもいいということかもわかりませぬ。

でもまあ、まず1,741の県を除いた地方自治体が、これをつくらないでいるというところは確かなような気がしましませぬ。わかりませぬけれども。それはまあ当然国から交付金が出るとか、そういうこともあります。直接的な理由はそうでありませぬが、この地方創生ということの中で従来にない、国が数値あるいはそういうものを示しているということが非常に注目すべきことだと思っております。

国政レベルで日本の人口目標を示しました。50年後に人口1億人代維持と、こういうことありませぬ。それから合計特殊出生率を2040年に2.07に引き上げる——引き上げたい、引き上げる、です。こういうことが示されているわけでありませぬが、今まで国のレベルの中で具体的な数値目標というのは、初めてではないかというふうには認識しております。そしてそれを東京への一局集中の是正を合わせることで地方をどうして創生していくか、こういうことであろうかと思っておりますので、評価すべきところは多々ある。

しかし、今、地方の総合戦略版の策定をしているところで、一部にマスコミ等でも言われておりますけれども、コンサルに丸投げで、そうなりますとほとんどが金太郎飴みたいになると。ここはやはり、ほかの市は別にいたしまして、南魚沼市は一番気をつけてやらなければならないところだと思っております。先般の中沢議員からのご質問にもありましたように、コンサル丸投げということは絶対するつもりもありませんし、独自の、そして実現性のきちんとある、あるいは将来的に市民の皆さん方から希望を持っていただける、こういう地方総合戦略版を練

り上げていかなければならないというふうに思っております。

○議 長 6番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 2 南魚沼市の総合戦略策定の意義と実践について

2番目の質問でありますけれども、答弁いただきましたように、ばらまきに終わらせないようにやる。そしてまた地方、そしてまた南魚沼市を活性化させるように取り組むという姿勢は理解できました。ただ、今までもいろいろな計画、取り組みの中でこの地域の活性化の必要性というのは求められてきましてやってきたわけですが、今回のこの総合戦略というのがそれらと、どう違わなければならないのか。そのためにどういうふうに取り組むのかというようなところの考え方をお聞かせいただきたい。

○議 長 市長。

○市 長 2 南魚沼市の総合戦略策定の意義と実践について

これまで商店街活性化だとか、あれとかこれとかいろいろな部門でこういうことをやってきたわけでありまして、ほとんど確か、あまり成果として現れていないということがあったように思います。私もその点は反省をしなければならないところであります。これはやはり職員はもとよりでありますけれども、そこに該当する地域の皆さん、例えば商店街活性化。本当にその皆さん方がどうしなければならないという、そういう視点、観点を結局我々がごく掘り起こせなかったということだと思ふ。コンサルに任せますとそれはもう簡単ですから。こうすればよくなるだろう、ああすればよくなる、それを投げ出して、では実際に開けてみればなかなか実行できない。

ただ、市でずっとつくってございました総合計画、これはもう絵に描いた餅だけではなくて、着実に実行していつているわけですから。やはり職員あるいは地域の皆さん方も本当にこうしていかなければだめだ、こうしていきたいという思いを一つにすれば、これは私は十分実行もしていけますし、すばらしいものになるだろうと。ですから、今までの反省すべき点は、簡単に言えば地域の人たちも他人事であったと。そういう報告書をいただいて、では何をするかというほとんど手がついていない、ここにあったことありまして、やはりプランを立てて、そして実行して、また振り返ってチェックをして、また新たなPDCAですか、このサイクルをきちんと確立しなかったことが一番ではないかなというふうに自分では感じております。

○議 長 6番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 2 南魚沼市の総合戦略策定の意義と実践について

目標設定といいますか、PDCAサイクルの確立という話が出ました。私は一番今までのまぶかった点は、やはり目標設定、ゴールを見ていなかった。足元の今、問題になっているところだけをちょっと見ながら進めたところに、気がついてみたら大変疲弊していた。かえってマイナスになったというところがあると思っておりますが、ちょっと時間になりましたのでそれは質問に用意していたのですが、とぼします。中項目の3番目の南魚沼市総合戦略の視点というふうに入らないと、ちょっと時間がなくなりますので入ります。

自治体の存続のための人口問題の考え方でありまして。地方創生の1つの視点は、地方に人の

流れをつくることにありますけれども、人の流れをつくることは単に人口を増やす、またはいかに現状を維持する、減らさないかというそれこそ目の前の問題の対処療法だけで人の流れがつかれるものではない。通告にも書いておきましたけれども、産業振興とか雇用、医療、福祉、教育、子育て、環境問題そういう幅広い総合的な地域の魅力が向上してこそ、人の流れができるものだというふうに思いますけれども、その地方創生のキーワードになっている人口問題についてどう考えているのか、まずお聞きをしたいというふうに思います。

○議 長 市長。

○市 長 2 南魚沼市の総合戦略策定の意義と実践について 012842

人口減少問題というのはもう避けて通れないわけでありまして、確実に減っているわけです。急に来年から出生率が2.01、2.02にはね上がるということもまずあり得ない。そうなりますと人口は必ず減ります。ただ、それが今は一局集中しているから非常に問題点がある。地方がさびれていっているということです。

ですので、人口減少も前提として我々は捉えていかなければならない。これをでは30年後、50年後にどういう方法をやっていけばどういふふうになるだろうかという目標を立てなければならぬわけです。5年の総合戦略でありますけれども、やはり議員がおっしゃったように、その先をきちんと見据えながらやっていかなければならぬわけですから。ですので、今、減っている人口を、3年や5年で一気に取り戻せるなどということは全く思っておりません。

だから現実としては、今、減り続ける人口の中で少しでも減る部分を、移住等も含めて少なくしていく。そして将来的にはそこへ若い皆さん方がまた定住していただいて、人口が何とか増えていくというそのサイクルをつくるための方法だと私は認識しておりますので、現実としてきちんと受けとめて、バラ色だけのことを書いて、そして金ばかり使ってみても何もならなかったということにだけはならないように、戒めながらやっていかなければならないと思っております。

○議 長 6番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 2 南魚沼市の総合戦略策定の意義と実践について

私はこの人口問題を語るときに、この国のほうの望むところは、いかに地方に人の流れをつくるかということなので、もしかして首長の立場としては、人口が減るという見通しの中での総合戦略は考えづらいのかなというふうな思いがあって、それだとまた将来大きな失敗といえますかあり得るぞというようなことを言おうと思ったのですが、市長は認識されておりますのでそこはとばしまして、今、移住という問題が出ましたので、移住の可能性の問題をちょっとお話したいと思っております。

今回の一般質問でほかの議員の中からも、この移住について大変大きな期待をしているということはよくわかりました。これも議長の許可を得てお配りした資料をちょっとご覧いただきたいと思うのですが、ただ、移住というのは今始まったばかりの問題ではなくて、都会の人というのは田舎暮らしとか故郷回避とかそういう希望があるということで、10年以上前からそういう移住というのが着目されていたわけなのです。

そういう中で資料にありますように県単位で見れば、長野、山梨、岡山あたりが人気があるようですし、市あたりで見ると、山陰の過疎で悩むところが生き残りをかけて必死に取り組んできただけ、大変今、活発なようであります。じゃあ、人気はともかくとして、実際移住はど
うなのかというとなかなか資料がありませんで、やっと見つけたのが「ガバナンス」というもの、情報誌です。これの6月号に市長も出ていましたけれども、その4月号に出ていましたが、これは明治大学と毎日新聞が共同で調査したものでありまして、見ていただけるように、全都道府県があったのですけれども、そのうちのベスト4とそしてまた新潟県のデータを出しました。新潟県は大体年間五、六十人です。鳥取県などは年間1,000人近い状況でありますね。

こういう厳しい状況の中で、さらにまた全国こぞって今、移住ということに取り組むわけですが、そういう中でおためし移住とかおためし居住というようなことをやりながら、ニーズ調査をしながら移住をどうしていくのかと考えるというような、悠長なことを言っていると思わないのですけれども、そこら辺の考え方を聞かせていただきたい。

○議 長 市長。

○市 長 2 南魚沼市の総合戦略策定の意義と実践について

この移住の数値というのは議員から示していただいて、新潟県が2013年は60人だと、これは初めて見させていただきました。簡単に言いますと、新潟県も我々のところも、こういう地方創生ということの話といますか言葉が出る以前、移住、移住ということについてあまり私は取り組んでこなかったわけでありまして。しかし、こういう現実になりますと、元気のお年寄りであれば、これは移住していただくことも結構だと、そういう考え方になってまいりましてプラチナタウン構想ということが出てきたわけでありまして。

移住の、我々の地域で移住ということに一番の問題になると思われるのは、やはり雪の存在だということ。こちらから東京に出て行かれた方たちで首都圏六日町会とか、東京大和会とかとありますけれども、そこの皆さん方から伺うと、もうあの雪の苦労だけはしたくないので、ふるさとには行きたいけれども、戻って住みたくない、こういうことを言われるわけです。そこを、それは昔のイメージですけども、今は昔ほどのことではないわけですが、それでも例えばテレビのニュースとかで山奥のところがちよっと豪雪で通行不能になったなどといいますと、新潟県の何々ともう取り上げるわけです。そうすると、見ている方は新潟県全体がもうそういうイメージが悪いほうに定着してしまっているという部分は非常にあります。

ですので、こういうことをどうきちんと伝えて、克服していけるか。あるいはやはりこちらに来たときに、ここで働いて、あるいは活動して楽しいし、生きがいもあるしということを思っていたかなければならないわけです。そして、実際にそれをやらなければならないわけです。ですから、おためし居住というのは悠長というふうに見えるかも知りませんが、全く何もないところということではなくて、おいでいただいて1週間程度滞在していただく。これは1月にもやりますので、冬のイメージもそういう中で例えば問題点となる部分はやはり我々がそれをきちんとサポートしてやるとか、克服してやる方法を見つけなければならないわけですから、そういうことです。

それで、きょう、実は担当課長からいい話を聞きまして、きのうNHKの「あさイチ」か「おはようニッポン」、7時45分からうちのCCRCが取り上げられました。それを全国放送ですから、6人だか7人の特に女性の方だったそうですけれども、非常に興味を持っていただいて、もう移住したときのその家賃は幾らだとか、そんな具体的なことまで問い合わせがあったということです。やはりある程度きちんと情報を出していけば——これは我々のところは、まだ情報の不足だと思うのですよね。情報を出していけば、必ずこれは達成できるというふうに、きょうまた強い確信を持ったところです。

特に女性の方がそうです。今までは女性が——夫婦で来ると言っても母ちゃんがいいと言わないからだめだろうというのが非常にあったのですけれども、そうではなくて、女性の方からそういう問い合わせがあるということは、非常にすばらしいことでした。また、大きな力を得たような気がしまして、今後このことに移住促進に向けて全力で取り組んでいかなければならないと思っています。

しかし、一部に言われておりますように、介護状態になった年寄りしょをみんな受け入れると、これは絶対ありませんから。CCRCはそういう考え方ではないということだけは、よくご理解いただかないと。まだ一般市民の中には、何か年寄りだけ受け入れてそれでどうするのだと、負担が増えるばかりではないか。そういうことではない。

そしてそのCCRCの中で新しい産業も必ず芽生えますし、出ていくわけですから、そこに今度は雇用の場がきちんと生まれて、若い皆さん方もそこで仕事していけると、そういう状況をつくり出そうということです。ご理解いただきたいと思っております。

○議 長 6番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 2 南魚沼市の総合戦略策定の意義と実践について

移住の関係について、おためし居住というのでも重要なことだというふうに思いますけれども、この中に出ています豊後高田市はランキング3年間ベスト3に入っています。ここの状況を見ますと非常に引き寄せる、ありとあらゆる移住に気を向けさせるメニューが用意されていますね。そういうことをしなごらしないと、なかなか移住というのはその気にならない。そういう覚悟と準備が必要だということだけして、これは後でホームページを見てください。すごいことをやっているというふうに思います。この問題はちょっとこう、次に移りたいと思います。

地方創生のもう1つの視点で雇用という問題がありますので、ここに振れないとちょっと終わらないので、ここに触れさせていただきます。地方創生総合戦略では雇用創出の目標、2020年5年間で30万人。16歳から34歳までの若者、30万人を創出するというので取り組みをしています。そして、当市におきましては市長は、有効求人倍率は常に1を超えているというようなことで、そういう意味では人が足りないというような発言もあるわけですが、その一方でただ若者が求める仕事とはミスマッチだというふうなおっしゃり方もしているわけで、このミスマッチという部分の解消をどうするかというようなことが、大事なかなというふうに思います。

プラチナタウンの話も出ましたけれども、これによる起業とか雇用創出の面はまだちょっと

先のような気もしますし、メディカルタウンにつきましても、先ほど話がありましたように、なかなか戦略的なことを打てなくて雇用ができないというような状況にありますけれども、この雇用というものをそういう状況の中で10月までに総合戦略の中でどういうふうにつくるかというようなことを出さなければならないわけなので、どのように考えているのかだけちょっとお聞きをしたいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 2 南魚沼市の総合戦略策定の意義と実践について

やはり雇用の問題というのは一番大きな問題であります。地方創生の中でもそうですし、我々の市にとってもですね。特に割合と若い皆さん方が職がないから帰ってこれないとか、そういうことをおっしゃっているわけでありまして。これはたびたび申し上げておりますように、それぞれの分野のある程度のことをそろえないと、大学を卒業して自分で相当の専門的な勉強をした、それをきちんと仕事に生かせる、そのための職場がなかなかこの辺に存在しないとか。専門学校でもそうです。高校でも同じですけれども、ただ、高校生についてはこの間申し上げましたように、ことしの卒業生は100%以上——以上と言ってはならないですね——全て求職者は就職していただいたわけでありまして。まだ不足ということでもあります。

ですので、職種ですね。今までのようにただ単に製造業の流れ作業ということではなくて、研究開発分野だとかそういうことをとにかくとりそろえていきたいというのが、メディカルタウン構想の部分であります。

プラチナタウンの中でも移住する皆さん方が、とにかくそこに来れば必ず新しいものは出てくるわけです。簡単に言えば、これもいつも言っていますけれども、部屋のインテリアだってそうですし、理美容だって同じですね。必ず別の需要が出てくるわけです。今これはどう実現させていくかということですが、移住者の皆さん方だけのためということではなくて、やはり今いろいろお話を進めておりますけれども、フィットネスクラブ、これはどうしても中核として私は来ていただきたい。

そして、市の介護予防事業、こういうことにも参画をしていただきたいと思っています。その指導員やそういう部分については、相当やはり若い人たちがそこに就職できるわけですから、そういう呼び水をどうしてもそこはやっていきたいと今、思っています。ただ、実現できるかどうか100%はわかりません。

そして、雇用にしてもある程度数値的な目標をこの総合戦略の中で我々も示していかなければならないと思っておりますので、例えば来年度にはこう、再来年度にはこのくらいとか、国は30万人と言っていますけれどもそれは別にして、我々のところで、ではどういう雇用を増やして、職に就いていただけるか。その目標くらい立てておかないと、ただただ単にこうやります、ああやりますでは、議員がおっしゃっているとおりになりますから、そうならないように目標をきちんと立てられれば——指標をですね、そういうことも考えておりますのでよろしく願いいたします。

○議 長 6番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 2 南魚沼市の総合戦略策定の意義と実践について

雇用問題、そこが一番面倒なところで、こういうふうな雇用が欲しい、だからこれを目指してやるというような思いはあるのですけれども、それが現実にはかなうかというところが、非常に今までもずっとそのことの繰り返しだったのです。そういうことも私は否定しませんし、大事だと思うのですけれども、私は農業とか観光も含めた地域資源を活用して産業振興、そしてまたその中で雇用を創出する。または、地域の中小企業の育成や充実を図って雇用を創出する。そういうことも一緒にやっていると、持続可能な雇用というのは、なかなかできない。企業誘致にしても企業の景気でその従業員の雇用が不安定な状況になることもあるし、そういうことを考えると、一番に考えなければならないことは先ほど言ったような、地元の資源を活用しながら、地元の中小企業を充実させながら、そういう面の雇用をどう広げていくかというのを重要案件として考えなければならないと思いますけれども、その点はどうかお考えをお聞きします。

○議 長 市長。

○市 長 2 南魚沼市の総合戦略策定の意義と実践について

言葉足らずでありましたけれども、もちろんそのことが前提であります。地元のことは何も構わないでいて地元では何もやらないでいて、来てくれる皆さん方から全てやってくださいなどという考え方は全く持ちませんから。地域の地元の皆さん方がよかった、そしてこういう仕事もできる、あるいは仕事を増やせる、これが前提にならないと、あちらからフィットネスクラブ、こちらから工場なんてそれはできることではありませんから、それはもう大前提だということでご理解いただきたいと思います。

○議 長 6番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 2 南魚沼市の総合戦略策定の意義と実践について

何とか時間内に終わらせそうですけれども、最後にそこなのですよ。やはり、地元の資源、その企業といますか、そこを大事にしなければならぬわけなのです。けれども、この時代、1つの自治体単独の取り組みでは、なかなか人の流れをつくるにしても、雇用をつくるにしても、もう難しいというふうに思います。その点、広域連携で魚沼地域全体で魅力をアップして、観光も含めてでありますけれども、選ばれる商品づくりといますか、地域にしていくことがという、そういう視点も私は非常に大事ななというふうな思いがあります。

そこで、私もかつて定住自立圏構想の推進ということを一般質問しましたけれども、その動きで動いているそうではありますが、ぜひ、私はこの南魚沼市総合戦略の中でこの定住自立圏構想の考え方、単町だけでない周辺の自治体と一緒にこの地域の活性化に向けていくのだというそういう発想を、この総合戦略の中に含めて、それこそが多分ほかと張り合える、勝てるどころだと思しますので、そこを強くやっていただきたいということを思いますけれども、その考えがありましたらお願いいたします。

○議 長 市長。

○市 長 2 南魚沼市の総合戦略策定の意義と実践について

まさに南魚沼市だけで枠内に閉じこもってあれこれということでは、とてもいろいろの目標を達成できませんので、魚沼市さん、湯沢町さんとの定住自立圏構想を今、進めているところであります。当然その中でそれぞれの魅力もあるわけですから、お互いそれを利用し合いながらやっていけばいいわけです。議会議決まで必要になりますので、中心都市宣言をできるのは南魚沼市しかその要件を備えていませんので、当然我々が中心都市ということで宣言をさせていただくわけです。

首長さん方はお互いもうその方向でいいですよと。あとは議会の皆さん方がどうお考えいただけるか。南魚沼市は全く問題ないというふうに……ないと思っておりますが、あとの議会のほうの行方をまだちょっと私もわかりませんので。ただ、とにかくもう期限が切られておりますから、このうちにしないとこれはそれこそ絵に描いた餅になってしまいます。

本当に議員のおっしゃるとおりで、十日町がでは外れているからと言っても、別に十日町さんをみんな外して何かやっていこうなどという気は全くありません。今のプラチナタウン構想も湯沢や魚沼やそういう皆さんには、どうぞひとつこれをまた皆さんの地域にも広げていってくださいと。我々が先鞭をつけてやってみますからということをお願いしておりますので、そういうことできちんとした連携を図っていくべきだ、また、そうしなければならないというふうに強く感じております。

○議 長 6番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 2 南魚沼市の総合戦略策定の意義と実践について

あと4か月でこの大事な将来計画の策定をしなければならないわけで、本当に時間がないというようなこと。私はそういう面で非常に不安もあるわけなのですけれども、そして今回この質問の中で、それには戦略が必要だということで戦略の部分を中心に聞こうとしたのですが、その半分も聞けないでどうも終わってしまいそうでもあります。そういう不安も感じますけれども、そういう不安も並々ならぬその決意とそしてまた実践で乗り切って、本気でこの取り組みをしていただくことを期待しまして質問を終わります。

○議 長 休憩といたします。休憩後の再開は11時30分といたします。

[午前11時18分]

○議 長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

[午前11時30分]

○議 長 1時から2時30分まで塩谷寿雄議員から中退届けが出ておりますので報告いたします。

○議 長 質問順位17番、議席番号19番・今井久美君。

○今井久美君 市の財源について

今回は市の財源についてということで通告をしてあります。先日行われたG7、先進国首脳会議でも、世界経済への影響が懸念されますので、日本の財政健全化が話題になったようでもあります。とどまることのない社会保障の伸び、東北の震災復興、次々に襲う自然災害、そして国の思うようにならない地方交付税。今定例会の所信表明にもありますように、小学校の大規

模改造に対する交付金は全く来ないようであります。市内の国、県の出先の話をもつても同様厳しい状況でありました。補正が組まれるのか、地方創生を前にどのような方向性が示されるのか、国の施策を注視していく必要があると思います。市も合併に伴うインフラ整備はある程度見通しが立つ段階に来たと思います。市のできることを前提に財源確保策について2点伺います。

最初に、今定例会で土地開発公社の保有土地が長森運動広場の運動広場用地約4億5,000万円のみとなる見通しとの報告がありました。平成17年、私が議員になりたてのころには約20億円の保有土地があり、金利がどんどん、かさんでいきましたので、この市の買い取りについて高く評価するものであります。ここで土地開発公社の買い取り物件に限らず、市の普通財産を売却して民間活力を促すことを模索すべきではないか。また、その方法を民間事業者に委託することを検討すべきと思いますが、考えを伺います。

2番目として、以前にも臨時財政対策債の発行抑制で将来の財源確保について伺いましたが、時間が経過し状況も大分変化してまいりました。今一度その考えはないか伺うところであります。以上、壇上の質問です。

○議 長 今井久美君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長。

○市 長 市の財源について

今井議員の質問にお答え申し上げます。もう全くそのとおりでありまして、これから実情をちょっとご報告申し上げます。今、市が普通財産として保有しております土地につきましては、用地測量が完了して売却の条件が整ったものについては、市報と公式のウェブサイトによって公募で売却を進めているところであります。昨年度は旧城内の病院医師住宅、土地そして建物の売却が完了したところであります。本年度は4月に塩沢の旧農業共済事務所の使用していた土地が返還されましたので、土地、建物の売却の公募を行いました。数件の問い合わせはありますし、現地説明まで行いましたが、価格面も含めて、まだ申込みというところには至っておりませんが、また価格を再度設定し直して公募する予定としております。

それから、平成26年度に市が土地開発公社から取得した水無原の公共用地、これはご承知でしょうけれども大和インターに近くて合計面積で1.2ヘクタールくらいありますので、インターの機能を有効に活用できる方法を検討していかなければならないと思っておりますし、企業立地推進員によりまず情報提供を行って、企業誘致も今、進めているところであります。現在、市の普通財産につきましては、企業立地推進員に水無原の公共用地のほか3件について情報提供を行っております。

民間委託の検討では、平成24年度に新潟県のメガソーラー候補地の公募募集がありまして、南魚沼市では六日町地区のあの余川地内野世ヶ原、約4.4ヘクタールの用地を候補地として県へ報告したところであります。その後3件程度の問い合わせがありましたけれども、まだ具体的な話には至っていないということです。このメガソーラー電力の買入れ抑制ということもありまして、このことはなかなか前進しないのかなというような気がしております。

これからこの普通財産の売却につきましては、個々の物件について処分検討地なのか、あるいは継続保有地なのかをきちんと分類して、売却可能な土地の処分を進めていかなければならないと思っております。今、おっしゃっていただいたように公募だけでなく、市内不動産会社への売却委託、あるいはインターネットによります公共財産オークション、こういう利用も検討しなければならないと思っております。処分した後が有効な活用を図っていただかなければならないわけでありますので、売却先の決定につきましては、利用計画の提出等を求めて慎重に、しかし積極的にやっていかなければならないというふうに感じております。

臨財債の観点からの質問でございますけれども、これは議員ご承知のように、本来国から交付される普通交付税の足りない部分、交付されない部分を自治体が借金をして、そして用意をしてその返還を国がきちんと後年度行っていくということであります。

平成 27 年度の地方財政計画の中では、地方税の伸びを見込んだ中で地方交付税の減を 0.8% に抑えました。それから、臨時財政対策債を 1 兆 702 億円、率で 19.1% と大幅に国のほうも削減を始めました。南魚沼市の予算の中でも臨財債の発行可能額を、前年度の当初予算比で 7,240 万円、率で 5.8% の減というふうに見込んで算定をさせていただいたところであります。

ご承知のようにこれは全部国のほうで後ほど交付するということではあります、今、我々がこの臨財債を発行せずに、ではやっていけるかと言われると、なかなか厳しい部分がありますので、やはり必要な財源として配分されるということになりますと、これを使わない、あるいは計上しないというのは非常に難しい。その分を結局、臨財債を起こして、そしてほかの起債を抑制したり、そういうことの中で財調基金の残高を増やして確保していくということ、今やらなければならないと思っております。

この財調につきましては、初日に報告いたしました、一般会計補正予算は、平成 26 年度当初額に 1 億円を積み立てて 23 億 4,700 万円とすることができました。予定では 18 億円前後であったわけですが、そういうことで財調の基金の積み増しもできたわけであります。

この財政計画の中では合併特例債の償還、他会計への繰出金、そしてやはり将来的に収支不足、これはやはりずっと推計していくと見込めるわけですので、財調の取崩しで調整をせざるを得ない時期というのは必ず予想されておまして、財調の残高が減少していくということは、避けられない。特に合併特例期間が終了します平成 33 年以降、ここが非常に大きな問題であります。計画的に基金の積み増しをできるうちに行っておいて、そして何とかソフトランディングができるように、平成 33 年以降、これを財政の中できちんと固めていかなければならないと思っております。一層の財政健全化を確保するということでありまして、将来につけを残す、こういう財政状況にしないように一生懸命に努めているところでありますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議 長 19 番・今井久美君。

○今井久美君 市の財源について

1 番目の質問には大体いい方向で答えてもらったなというふうに思っていますし、あまり議会はそういうことが目に見えないものですから、決算のとき普通財産がやっとたまっているな

というふうに見ることができます。広報等でまた売却するというニュースも出していますから、これから先もそういうふう管理をしっかりと行っていただいて、初日の一般質問で空き家対策が中沢議員と塩谷議員からありましたけれども、あの中でやはりこれからCCRCですか、ああいうものを進めていった中で、土地だけではなく不動産も、結局それを専門に扱う民間の人が仲介をするということが非常に重要になってくると思います。

そういうことで、この市をもっと定住人口を増やすというためにも、やはり専門は専門の業者をお願いしてやっていくというのがベターかなというふうに思っていますので、引き続きよろしくお願いいたします。

2番の臨財債ですが、私はかつてこの質問をしたころには、いずれその差額が交付税で来るのだということで実施している市は、まだあまりなかったのですね。でも、最近は非常に多いというふうにも見受けています。発行可能額を与えられても、それを全く発行しないという市も出てきています。80%、70%、そうやって抑制しながら将来の財源を生み出している。やはり考え方はそういうふう広がってきているなというふうに感じています。

今ほどの答弁もありましたけれども、平成33年、特例債の活用ができない、そういうときに備えて今一度考えてみる必要があるのではないかなというふうに思っていますが、もう一度お願いいたします。

○議 長 市長。

○市 長 市の財源について

臨財債につきましては、今ほど申し上げましたように、償還が後年度の基準財政需要額の中に全部入っていきますので、いわゆるその差額が交付税としてくるということですから、交付税で補填をされていることは間違いありませんけれども、本来これは交付税のわけです。そこにしていってもらわなければなりません、国がそういう状況です。

先般の全国市長会の際にも、国が非常にプライマリーバランス、2020年度にこうしろ、ああしろ。国だけそういうふうやったって、地方もそれに呼応して地方財政を厳しく律していかなければだめではないかというようなご意見も出ました。まさにそのとおりだと思っております。しかし、前提としてやはりその交付税の額を、枠をきちんと確保していただくということが我々は前提になるわけでありまして、これもさっきちょっと触れましたように、どうしても必要な部分をやらなければならない。その中でこの臨財債を活用してやれる事業があれば、それをやっていくと。そうでなければ単費を使ったり、あるいは無駄な——無駄ではなくて、起債を起こして、そしてそれをやっていく。そうなりますとその部分は、全額が基準財政需要額に入ってくるわけではありませぬので、どうしてもそこに臨財債との差は出るわけです。

今、その出ている差を極力ため込んで、そして財調に積んだり、そういうことをやっているわけでありまして、これもそう長くずっとやってられるということではないような気がします。ですので、時期を見ながらですけれども、今のところこの発行を極力抑制するという方向にはまだちょっとなり得ない。特にこの合併の特例期間が終了するまでの間は、特例債を使ったりいろいろやっているわけですが、この臨財債の活用もきちんとやっていかないと、なか

なか市民要望にお応えできる部分が少なくなるということですので。その辺は将来的な財政をにらみながら、本来抑制できれば一番いいのです。一番いいのですけれども、もうちょっとまだそういう状況ではないということをご理解いただきたいと思っております。

○議 長 19番・今井久美君。

○今井久美君 市の財源について

意味合いは、言っていることがやはり同じようなことなのですね。私も臨財債にしろ、財調に積んでいくその考え方もいいのですが、時はそういう時代に入っていると私は感じています。これから先もそういう時代の背景を見ながら、やはり各市が抑制に始まってそういう市が増えてきているのは、やはり国のこういう財政状況や、昔あった交付税特会の地方分というのがもう全く話に出なくなったり、きょうの新聞にも出ていましたが、交付税をみんなで地方6団体が変えないようにということをお願いしたと。やはりここが急に変えられた事実が前もあるものですから、みんながそういうふうになっているのだろうというふうに思っています。これからも国の動きをよく注意して財政運営に取り組んでもらいたいと思っています。以上で質問を終わります。

○議 長 昼食のため休憩といたします。休憩後の再開は1時10分といたします。

[午前11時47分]

○議 長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

[午後1時10分]

○議 長 傍聴者の皆さん、天候が少し荒れている中、大変ご苦労さまで、ありがとうございます。風が吹いています。

○議 長 質問順位18番、議席番号5番・勝又貞夫君。

○勝又貞夫君 議席番号5番、新人の——もう新人といわないほうがいいですかね、私、勝又が一般質問を行います。このたびは、ちょっと準備がよくできていないのですが、それはそうと、いつも多くの皆様に足を運んでいただきまして、大変ありがとうございます。身に余る光栄と思っています。議会の活性化が話題になる中、市民の皆様から議会を見る、聞くという、その機会があることは大変重要なことだと、私はそんなふうに思っています。では、通告に基づき、私の一般質問を行います。

1 ICLOVEについて問う

南魚沼市が推進しているICLOVEについてお尋ねします。ICLOVEの事業は、なぜ始まったのか。その目的は何か。2年間の具体的な活動と、その成果についてお尋ね申し上げます。ICLOVE、それからICLOVEの将来に向けたビジョンはいかようなものであるか、市長の所見を伺いたいと思います。

少々お話をさせていただきます。市民会館の入り口のところに、大きな懸垂幕が下げられています。浦佐の国際大学が国からスーパーグローバル大学の認定を受けたという内容であります。「グローバル」とは何か。新聞や雑誌、あるいはテレビ、あるいは政治の世界でグローバル化ということがよく話題になるようになりました。グローバルとは何か。地球の

ことを英語で「アース」といいますが、もう1つ別のいい方があります。「ザ・グローブ」で、グローバルとは「地球的な」という意味でしょうか。「スーパーグローバル」といえば、「全地球的な」「全世界的な」と、そういう意味になろうかと思っています。浦佐の大学がスーパーグローバルということは、全地球的にかかわりを持つ大学という意味になろうかと思えます。

その全地球的なスーパーグローバル大学としての浦佐の国際大学のパイプを通して、産・官・学の連携により地元経済の活性化を図り、できれば海外進出を目指すという遠大な構想が「ICLOVE」であります。何か誤解を招きそうな名前ですが、私はこの名前が好きではありません。決して愛人クラブとかいう、そういう類のものではないと、全く意味が違うということを示して次に進みます。

ICLOVEの目的は、一言で言うならば、国際化、グローバル化であろうかと思えます。浦佐の国際大学をパイプとして、地元企業と市・行政が連携して海外諸国との経済交流や、その人材育成、人脈形成が目的であると私は理解しているのですが、いかがでありますでしょうか。

私事を少し申し上げさせていただきます。4月17日から29日までの間、私は地元を離れ、日本から8,000キロほどという遠い異国の地、ネパールを訪問し、3つのテーマについて現地調査をしてまいりました。今回の訪問で、ネパールは私にしてみれば11回目になりますが、今まで遊びや観光目的で現地を訪問したことは1回もありません。自分がかかわる限り目に見える結果を出すというのが私の姿勢でありました。

あの金はどこにいったと、あの金は何に使われたと、その結果はどうであったかと、よくわからないということがあってはならない。よい結果を出すというその考え方一つで、現地ネパールに私は15年ほど個人としてかかわった経験があります。その間、ネパールに多くの友人、知人ができたことはいままでのことではありません。

さあ、今回の私の訪問は、今までとは違った目的がありました。ICLOVEの事業について、ネパールにおける可能性の調査、すなわち5年後、10年後を見据えて我々は何がやれるか、何をやるべきか、その調査と仕掛けづくりが目的でありました。今までの私の経験を生かして、何かできることはないか、できることがあるはずだと、その思い一心で4月17日に、猛反対する自分の連れ合いを残してネパールへと出発したのであります。

4月27日に私が属している総務文教委員会があるということを知り、私は地元を離れたわけではありますが、一部には委員会軽視であるというような見方もあったように聞いています。しかしながら、ここで大変申しわけありませんでしたという言葉とともに、決して遊びに行っていたわけではないということを示して、その内容を少しお話することにします。

現地10日間の調査記録、報告書も実は提出してあります。こういう類のものですが、皆さんの手元には届いていないかと思えます。1つ申し添えておきますが、自主的に行った外国の視察であります。南魚沼市の公のお金は1円も使っていません。それだけは申し添えてお

きます。

3つのテーマというのは、日本米、すなわち我々でいえば新潟のコシヒカリの輸出の可能性について。日本の米は現地で売れるかどうか。また、ネパールでのコシヒカリの栽培の可能性について、これについては既に現地で栽培がなされていました。私が泊まったホテルで出たものは、現地栽培のコシヒカリであったと、そんなことであります。

薬草の栽培と日本への輸出、日本にしてみれば輸入に当たるのですが、その可能性について。現地ネパールで栽培し、一次加工した後、日本に運び、二次加工して製品にすると、その可能性はないか。

それからもう1つ、魚の養殖と輸出の可能性について。小千谷の錦鯉を、ネパールの湖の多い地域がありますので、そこへ持って行って養殖はできないか。これについては日本のJICA、すなわち国際協力機構が既にポカラ周辺の湖でマスの養殖をしていました。その関係者といろいろな話をしてきたのですが、錦鯉の養殖については技術的な問題がない。ただ観賞魚として売れるかどうか、それはわからない。ならば、インドの金持ち相手に売ったらどうだろうと、いいビジネスになるのではないかと、そんなふうに思った次第であります。

そんなことで、詳しく話をしているともう時間がありません。そんな中で続けていきます。現地ネパールで、実は国際大学の卒業生のある人物が、4日間にわたって、私に同行してくれました。この人物とは10年ほど前からの付き合いであります。この人の手配で4月25日の夕方に予定されていた国際大学の卒業生6人との面会の予定があったのですが、その日お昼前に、あの世界を驚かせた大地震があったわけでありまして。夕方の予定は全てキャンセルであります。そんなわけで、その後、日本人会の理事4人と会う予定、これもキャンセル、日本大使館やJICAの事務所、ユニセフ、そういうところに寄る予定も全てキャンセルになってしまいました。

大変、そういう中で、私が予定していた情報収集から仕掛けづくりについて、後半の仕上げができなかったと、これは大変残念なことであります。4月25日、その日、その時、私はそこにいたのであります。本当に死ぬかと思いました。鉄筋の入ったコンクリートの電柱が次々に倒れていく、上から物が落ちてくる、地割れするのではないかと、そんな中で生きて帰れただけよかったと。現地にいる間に既に1万人ぐらい亡くなったのではないかというような話すらありました。翌日、私のホテルの周りを見て歩いたのですが、62メートルの展望塔、リムセンタワーが全壊した。あとは周辺の多くの世界遺産が大変な被害を受けました。あんな中で、後半の仕事ができなかったということは、もう致し方ありません。自分の力ではどうしようもないという場面でありました。

私は地震を狙って行ったわけではありません。そんなわけではあります、多くの皆様方からご心配いただき、また、あちらこちら手配をしたりとか、連絡をとったり、いろいろしてくれた人がいたように聞いています。この場を借りて皆様にお騒がせしたこと、ご心配をおかけしたことをおわびしたいとともに、連絡を取り合ってくれた議員の皆様方には、また大変ありがたかったと感謝申し上げたいと思います。

では、話をもとへ戻します。I C L O V Eについてお尋ねします。この事業はなぜ始まったか。その目的は何か。過去2年間の具体的な活動とその成果はどのようなものであったか。I C L O V Eの将来に向けたビジョンとはどのようなものであるか。市長にお尋ねいたします。壇上からの私の質問は以上で終わります。ご清聴ありがとうございました。

○議 長 勝又貞夫君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長。

○市 長 傍聴の皆さん、大変ご苦労さまです。ありがとうございます。

勝又議員の質問にお答え申し上げます。

1 I C L O V Eについて問う

前段のネパール地震等の件は、これはこちらに置かせていただきまして、I C L O V Eについてでございます。あまり名前が好きではない。L O V Eクラブなら好きでなくてもいいですけれども、「I」でありますので、ご理解いただきたいと思っております。これはご承知のように、市と国際大学が市内企業・事業所の販路拡大・海外進出支援を目的に設立いたしました産官学連携のプログラムということでありまして、2013年6月にスタートさせていただきました。

国際大学は経営学修士、MBAとっておりますけれども、これを初めとした経営学の分野で多大な知識・ノウハウをお持ちでありまして、卒業生は世界各国の政府高官、あるいは民間企業の要職、これらにあることでありまして、国際的な幅広い人脈も持っておりますことから、この財産を市内の企業、そして事業所の販路拡大・海外進出・事業拡大、これらの支援に役立てるために地域産業支援プログラム——これがI C L O V Eとっておりますけれども——立ち上げたということになります。

これまでの活動の主なものをまず紹介申し上げます。まず、このI C L O V Eというこの活動を周知するため、あるいはご理解いただくために、講演会をこれまで7回開催いたしました。著名なジャーナリストであります木村太郎氏、あるいはJフロントリテイリングの社長の山本良一氏こういう方を講師にお招きして、社会・経済・企業全般から農業・観光、これらの具体的な業種に絞ったものまでさまざまなテーマで実施して、一応600人ほどのご参加をいただいているところであります。

それから、市内の温泉旅館に対しまして、インバウンド観光——外国人観光ですね、これを見据えた中で、海外からの観光客受け入れのための事業へのコンサルティングといたしまして、ホームページの英語版作成、従業員の英語研修、イスラム圏観光客受け入れのための文化・生活様式の調査、そして研究、あるいは報告書作成ということまでを行っております。従業員の英語研修につきましては、他の事業所でも行っておるところであります。

それから、食品の海外輸出に向けた動きといたしまして、しいたけと餅の試食会を行いました。国際大学の学生を招きまして、味つけ、調理方法、価格、あるいは海外で受け入れられる可能性、これらについて事業所と大学で共同研究を行ったところであります。これを受けまして、しいたけの海外輸出については、現在も実現に向けて動いているところであります。

す。

それから、国際大学の留学生によります市内の製造業を中心とした企業、あるいは工場を6社見学してもらいまして、情報交換を行ったところであります。これが現在、国際大学生と新商品の共同開発につながっております。

その他、市内企業・事業所に対しましてアンケート調査を行いまして、潜在ニーズの掘り起こしも行ってありますし、うち数十社には市と国際大学講師によります特別訪問も行って、具体的な企業の要望、あるいは意見をいただいたところであります。

今年度に入りまして、国が推進します地域の成長戦略であります、地域の元気創造プランに基づきまして、これまでの市と国際大学の産官学連携に、先般申し上げました市内金融機関、商工会も加えまして産学金官、この地域ラウンドテーブルとしてICLOVEを拡大させていただきまして、名称も南魚沼市地域産業支援連絡協議会というふうに変更させていただきました。これは、この協議会に参加する産学金官のそれぞれが情報を共有して、融資やそれぞれのノウハウ、こういうことを事業者提供するというところであります。

今年度は、これまでの企業との共同研究、あるいはコンサルティングなどの事業所支援に加えまして、創業者支援も活動の重点項目として活動しております。その他に、日本ビジネスモデルコンペティションの南魚沼バージョンの開催、あるいはICLOVEの賛同事業所を集めた異業種交流会、これらを計画しております。

現在進行中の案件といたしましては、運送会社と連携した海外輸出実験、国際大学の学生と共同で行います新商品の開発これらがあります。今まで難しかった海外輸出を宅急便という形で始めることによって、その後の販路拡大につなげていければというふう考えているところであります。

将来的には創業者支援と事業所支援が活動の両輪として、市内の産業を発展させていくということが一番の目標であります。今年度は創業者支援と海外輸出において、具体的な成果を出すべく各事業所、それぞれの関係者の皆さんと連携を深めてまいりたいというふう考えております。以上であります。

○議長 長 5番・勝又貞夫君。

○勝又貞夫君 1 ICLOVEについて問う

今までこのICLOVEについて、何らかの成果らしきものが我々になかなか見えづらかったのですが、今、市長の少しずつ動き始めているという話を聞いて、大変うれしく思った次第であります。今までこの2年間、目に見えるような成果がなかったことについて、それは議会全体の責任であったと、私はそのように思っています。思うような、「絵に描いた餅」という言葉がありますが、思うような絵が描けていなかったのだらうと、私はそのように思ったのですが、今の市長の話を聞いて、大変喜ばしい、うれしいという気分になっています。

それで、一つ次の質問に移りますが、ICLOVEの事業をさらに、さらに推進させるためには、やはり現地を知ることだと。現地をよくよく知らないことには、この事業の発展は望めないのではないかと、私はそんなふうには思いました。

I C L O V Eの事業発展の鍵、その大きなポイントは、私は現地の日本人会の皆さんだと、そのように思った次第であります。私の今回の訪問でも、カトマンズにおいて、最終日に現地日本人会の事務局長なる人物が、あの状態の中をおして1時間半ほど面会をしてくださいました。いろいろ聞く中で、この人たちの人脈を使ったらすごいだらうかと、私はそのように実感したのであります。

例えば外国においても、日本人が大変事業で成功している例というものがああります。ネパールにおいても、ネパールの財界で5本の指に入ろうかと思う事業を展開している人物は日本人でありました。そういう人たちの人脈を有効に活用する、あるいは我々の地元の浦佐のあの国際大学の卒業生の人脈をさらにリンクさせると。国際大学の卒業生は、国に戻ると政界、財界の今はもう重鎮になっておられる。その人たちが持つ信じられないほどの人脈と、現地の日本人会の人脈をうまくリンクさせることによって、あらゆる情報を引き出すことが可能であろうと、私はそのように実感して戻ってきた次第であります。市長はこの点についてどのようにお考えでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 1 I C L O V Eについて問う

I C L O V Eにつきましましては、今、議員がおっしゃったように、責任だとか議員の皆さん方のと、そういうことではなくてこの2年は、ある意味助走期間だと思っていただければ私はいいと思っています。立ち上げてすぐに何かが出るということではないということは我々も十分承知しておりました。しかし、参加をしていただける企業の皆さん方、このまずは何ていいますか、集め方にいろいろ工夫をしたところで、1社50万円までの支援をしますとか、そういうことでようやくそういう形ができ上がってきたわけでありまして、その中から活動が広がっていているということでもあります。

これはもう1年、2年で簡単にポンとでるといふこととは想定しておりませんでしたので、ここまでまず今は結びつけられた、それは大きな成果だということでもあります。議会の皆様方に逐一報告をしているということではありませんでした。こういうことをやりますというのは、予算の際に説明したのですけれども、その後のさまざまな状況を事細かくはご説明申し上げませんでしたけれども、ようやくこういう形になってきているということでご理解いただきたいと思います。

現地、これは大事なことであります。しかし、ある程度ターゲットが決まらないとそこに行っても、どこでもいから行ってこいということではないわけでありまして、それはご承知のとおりですから。当然、現地も訪れなければなりませんし、現地の日本人会、これは大きな力になろうかと思っております。

今、ニューヨークで塩沢出身の大坪賢次さんという方が大変なご活躍をいただいております。この広がりの中で市内の企業もそちらのほうでの、これはいわゆる酒造会社ですけれども大きな販売を伸ばしている、そういう実績も出ております。ですから、異国の地にいきまして一番また頼りになるのは、そういう皆さん方であろうと思っております。この力とい

いますか、輪はすごいものだという事は実感しております、ネパールにもあるというお話を伺いましたので、心強い限りであります。

そういうことで、我々はまずは市内企業ですね。これがどういう製品を、あるいは商機をどうつかむか、これを今、国際大学の卒業生の皆さんも含めて、いろいろご理解をいただいたり、また協力いただいたりしているところでもあります。さっきもちょっと触れました宅急便ですね。こういうことが可能か否か、非常に興味のあるところではあります。

きのう、おとといもちょっとお話しましたが、先般スリランカから国営銀行の皆さん方の訪問を受けたわけでありまして、これは国際大学卒業生の方からその仲介をしていただいたということでもありますし、インド等も含めたITの可能性、IT産業、いわゆるITパークということ。インダストリアルパークの中にITが入ってくるのですが、そういう可能性について打診もあつたりと、そういうことで国際大学の卒業生の皆さん方が、さっきも触れましたし、議員もおっしゃったように母国に帰りますと本当に素晴らしい立場に就いている方が大勢いらっしゃると思いますので、これはやはりできる限り利用させていただくというのは、本当にありがたいことだと思っております。

そういうことにまたきちんとつなげていくために、ことしはいよいよ具体的な動きが出ておりますので、これらをきちんと成就させるように、また市としても支援してまいりたいと思っております。

○議 長 5番・勝又貞夫君。

○勝又貞夫君 1 ICLOVEについて問う

いろいろご答弁をいただきました。それで、このテーマについてはもう1つお話させていただきたいことがあります。今回ネパールを訪問して、できるだけ多くの皆様方と情報交換、意見交換をしております。スケジュールいっぱいの日程であったわけですが、その中で、日本から持ち込んだらどうかとか、あるいはネパールから日本に持ち込んだらどうかとか、いろいろな話をする中で、現地のエネルギーはすごいものだと。ぜひ日本の皆さんのそういう動きにリンクさせてくれないかというような話が、至るところで実はあつたのです。

そんな中でいろいろ調査を重ねる中で、現地のあのエネルギーをうまく我々のビジョンと結びつけることができれば、大きな可能性があるだろうと、私はそのように思った次第であります。この点について市長はどのような感想をお持ちでしょうか、お尋ねします。

○議 長 市長。

○市 長 1 ICLOVEについて問う

これは今やまさにスーパーグローバル、グローバルの時代でありまして、どこの国とも結局そういう形での交流、あるいは経済活動を深めていかなければならないわけでもあります。日本人でありますと1億2,000万人、これが徐々に減っていると、いわゆる国内市場は縮小の一途でありますから、これはやはり海外展開するという事は本当に必要なことであります。そうなりますと、やはり現地の皆さん方、それぞれの国があるわけでありまして、これからどんどんと発展していこうという途上国から、もう成熟した社会をもっている国からい

ろいろあります。これは洋の東西を問わず、それぞれの地域での可能性、あるいは国ときちんとした連携をとりながら、我々もまた一緒になって発展をしていくと、この思いは大変大切なことであります。議員のおっしゃるとおりでありまして、そういうことにまた力を注げるような環境をつくっていかねばならないというふうに思っております。

○議 長 5番・勝又貞夫君。

○勝又貞夫君 1 ICLOVEについて問う

市長からありがたい答弁をいただきました。

2 義援金・救援金について問う

では、続いて大項目2つ目の質問に移ります。義援金・救援金についての質問であります。義援金の取り扱いが適切に行われているか。その現状をお尋ねいたします。

○議 長 市長。

○市 長 2 義援金・救援金について問う

ちょっと登壇いたします。こと、いわゆる公金の取扱いでありますので、間違いのない答弁をするために登壇させていただきます。

災害等の発生に伴います被災者に対する義援金につきましては、日本赤十字社新潟県支部からの通知により受付を開始しておりまして、南魚沼市地区では、通知に添付されております義援金取扱要領に沿って事務を進めているところであります。また、別に地区としての義援金取扱マニュアルを作成して、適切な管理に努めております。

募金箱の回収に当たりましては、義援金回収簿を作成いたしまして、義援金の種類ごとに、回収日、施設名、金額、回収者のサイン、施設確認印、そして日赤への送金日を管理して、複数の職員の立ち合いのもとで確認や管理をしているところであります。受け付けました義援金は、随時、義援金の種類ごとに県支部へ送金し、最終的には全額被災者へ届くことになっております。

支部からの通知がない場合の義援金の取扱いにつきましては、支部に連絡をした上で、寄託を受け付けることになっております。いずれの場合も受領書を希望される寄託者には、地区長名で発行しております。これは地区長ですから、ここであると私の名前ということになります。

募金受付のお知らせは、市の公式ウェブサイトと市報に随時掲載をいたしまして、市民の皆さんに周知しておりますし、募金結果についても同様に周知をしております。寄託者の善意が損なわれることがないように十分注意をしながら適切に管理を行っておりますし、これからもそうしていかねばならないというふうに考えております。

○議 長 5番・勝又貞夫君。

○勝又貞夫君 2 義援金・救援金について問う

私が事業所をいろいろ見て歩いた結果の、私なりの感想であります。募金箱の管理が統一的に適切に管理されているというお話でしたけれども、どうもそれほどではないのではないかと、そんなふうに思っております。それからもう1つ、取り扱いマニュアルには、募金箱

には鍵がかかる旨が明記されていますけれども、その鍵の管理は福祉課がやると。ところが、実際置いてある募金箱については3分の2ぐらいは鍵のかからない箱ではないでしょうか。指をかけて、上げると簡単に開いてしまうと、こういう類の箱で、市民の善意を扱う。場合によってはカウンターに出しっぱなしというところもあったように見受けられます。夕方になれば全部しまうというところもありますけれども、8か所もあると、それが徹底されていないという場合もあったように見受けられました。この辺について、いかがお考えでありますでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 2 義援金・救援金について問う

議員からそういうご指摘をいただいておりますが、実情、現状を担当者から説明いたしますので、まずはそれをお聞きいただいてからということをお願いします。

○議 長 福祉課長。

○福祉課長 2 義援金・救援金について問う

勝又議員の募金箱の件についてお答えを申し上げます。日赤新潟県支部のほうから募金箱ということで提供を受けています募金箱に2種類ありまして、1つは鍵のかかるプラスチックの箱、もう1つは、災害が最近多ございまして、紙の募金箱ということで、2種類提供を受けております。

最近、義援金を取り扱う機会が多いことから、紙の募金箱も利用させていただいているという状況でございます。以上です。

紙の募金箱については、鍵がかからないというような状況でございます。（「鍵は誰が管理しているのか」と叫ぶ者あり）鍵の管理は福祉課のほうで一括取り扱っております。

○議 長 5番・勝又貞夫君。

○勝又貞夫君 2 義援金・救援金について問う

どこまで聞いたらいいのか、自分でもちょっと今、迷っているのですが、このたび私は日本赤十字社の赤十字専門書を実は読んでみました。日赤の中にはしっかりとした監査体制があると。南魚沼市が義援金を扱う場合において、監査体制がないというように私は思っているのですが、その点はいかがでしょう。

東日本大震災のあの時に、金額にしておよそ3,500万円という金が動いたわけでありましてけれども、市行政においても、これを監査するという、その行為はあっているのではないかと。お金そのものが市に直接関係のないお金であるということは私もわかります。しかしながら、市が窓口として扱う限りにおいて、これはやはり流れがきちんとしているというあかしを、しっかり記録として残すべきだと私はそのように思います。

それから、お金をこう集めてくるそのノートですけれども、集めに回った人が数字を入れて、出先で判こをもらうというのは、私はいかがなものかとそんなふうに思いますね。相手に開けてもらって、金額を記入してもらって、サインでも判こでもらってくるのか、自分で開けて、自分で記入して、判こをもらうという行為は、私はちょっと違うのではないかと

うような気さえるのですが、いかがでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 2 義援金・救援金について問う

義援金等の監査体制ということですが、これは日赤本部のほうは、いわゆる集まってきたお金がどのくらい集まって、そしてそれをどう使って、これがきちんと出なければならぬわけです。ですから、当然監査体制はしかなければなりません。我々のところはどう使ったなんてことは全くありませんから。集まったお金を、さっき触れましたように、複数で確認をして、そしてサインもして、そして募金箱の中にあるお金を日赤の新潟支社のほうへ送金をするわけです。その記録は全部残すわけですから、そこで監査といったって、いちいちお金を集めているというか、数えている部分を監査すると、それは複数の職員でやっておりますので、外部から監査を受けるというような類のものではないと、私はそう思っております。

それから、鍵のかからない、今、課長が触れましたように、自然災害とか非常に頻発しているということで、その募金箱そのものが段ボールになった、鍵はかからない。この募金というのはご承知でしょうけれども、まずは善意に頼っているわけでありまして、当然、前提として人間が性善であると、性善説に立ってやっております。もし、そこで盗まれたとかそういうこともある可能性もないばかりではありませんが、でも置く場所については必ず複数の、それこそ工場であれば工場の皆さん方から管理していただいております。それをきちんと我々は善意のもとでという観点でやっておりますので、なかなか盗まれればどうしようとか、そこに手をつっこまれたらどうしようとか、さい銭だって同じですけども、そういうやからもあるわけですので気をつけなければなりません、そういう点はきちんと気をつけながらやっているということでご理解いただきたいと思っております。

○議 長 5 番・勝又貞夫君。

○勝又貞夫君 2 義援金・救援金について問う

この点について、じゃあ、もう1回だけ質問をいたします。この義援金とか救援金とかというものについての市の姿勢であります、どうも私の目から見ると熱意に欠けているような気がしてなりません。例えば、福祉課のあのテーブルに募金箱が置いてありますけれども、市民が入ってきて、あそこまで行って初めて、こんなところに箱があるなとわかるわけがあります。その姿勢が、やはりできるだけ多くのお金を集めて送ってやりたいという、その意識のようなものが感じられない。そこにありますよと、入ったお金はちゃんと送っています、計算は合いますよねという——何ていんでしょうか、熱意がいらぬといえぬいらぬのかもしれないけれども、集めて送ってやろうという意思そのものが私は希薄のような気がするのですが、この点についてはどのようにお考えでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 2 義援金・救援金について問う

義援金ばかりではなくて、いろいろな募金がありますね。これは同じでありますけれども、

強制であってはならないわけでありまして、こういうことをやっていますというのは、先ほど壇上で答弁申し上げたとおり、市報、そして公式のウェブサイト、これらで周知を図っているところであります。市民の皆さん方に直接、例えばネパールで地震が起きた、義援金を何とかしてくれなんてことは全くやっておりません。これはどこも同じだと思っております。

ですので、結局善意に頼るということは、強制ではあってはならないということでありまして。個人、個人の皆さん方のそこに思う気持ち、これに頼っているわけでありまして、市が熱意がないということではなくて、過剰な介入はできないというふうにご理解いただきたいと思っております。

○議 長 5番・勝又貞夫君。

○勝又貞夫君 2 義援金・救援金について問う

はい、まだまだ実は用意……。ではこの件については以上で終わることにいたします。

3 耕作放棄地について問う

では続きまして、3つ目の項目であります。耕作放棄地について伺います。耕作放棄地の現状はどうか。農地を荒らし続けることは、有害鳥獣が増える原因のひとつになっています。この耕作放棄地の有効活用について、我が南魚沼市は何かお考えはあるのでありましょか、お尋ねします。

○議 長 市長。

○市 長 3 耕作放棄地について問う

これも数字がちよっと入りますので、登壇をさせていただきます。耕作放棄地の現状でありますけれども、平成26年度に市が行いました耕作放棄地の現地調査では、再生利用が可能な荒廃農地の面積が10.1ヘクタールですね。再生可能が困難とみられる荒廃農地と、それから農地性がないというふうに判断された農地が、8.2ヘクタールとなっております。耕作放棄地全体としては18.2ヘクタールということでありまして。これが平成25年、平成26年で0.4ヘクタールやはり増加しているということになります。

市内の耕作放棄地の特徴でありますけれども、未整備の圃場、あるいは用排水が確保できない山間部のように条件の悪い場所にほとんど存在しておりまして、担い手に敬遠される農地が大半を占めているということでありまして、耕作放棄地の有効活用という点では非常に難しい状況であります。

平場の耕作放棄地では、平成24年度から国の交付金を活用して、市内5か所で124アールですから、1町2反ですかの農地を再生利用しております。意欲のある地域の担い手からの申請による取り組みでありまして、条件の悪い農地の活用は非常に厳しい。特に用排水路の整備、あるいは形状とかそういう部分について厳しいというのが現状であります。数字はそういうことでもあります。現状です。

○議 長 5番・勝又貞夫君。

○勝又貞夫君 3 耕作放棄地について問う

耕作放棄地における薬草栽培の可能性について、市長にお尋ねします。朝、4番議員の質

問にもありましたが、薬草の8割は中国からの輸入だというお話がありました。私がおく最近聞いた話では、薬草は99%中国からの輸入だというようなお話がありました。どちらの話、数字が本当かはわかりませんが、日本の薬草の需要が増えていることと、国内で供給できる薬草が極端に少ないという事実は同じことのように思います。

それで、耕作放棄地——全国的にいうなら徐々に、徐々に増えていくこの耕作放棄地についてであります。薬草を栽培して、今、浦佐でいろいろな話題にのりますけれども、メディカルタウン構想や健康ビジネス連峰構想とリンクさせて、何らかの動きを起こすことはできないでありませんでしょうか。

薬草については耕作放棄地に限るということではなくてもよいと私は思っていますけれども、浦佐のあたりで一次加工して、製薬会社と契約して事業展開をする。地元の農協さんもあそこにありますし、構想としてはイメージは悪くないと、いいのではないかとそんなふうには私は自分で勝手に思っているのですが、いかがでありますでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 3 耕作放棄地について問う

今、議員におっしゃっていただきましたように、この薬草という部分につきましては、中国が環境保全ということも含めて輸出を厳しく制限を始めたということもありまして、国内での生産、あるいは需要に大きな期待が高まっているということは、私たちも承知しております。関心は持っております。

しかし、一番の問題は、流通ルートというのが全く確立されていませんので、結局やるとなると、薬品メーカーとの契約栽培、ここが非常に難しいところがあります。今、資料ですと、県内で新潟、新発田、胎内、この3市で国内製薬会社との連携協定を行って、栽培に取り組んでいるということですが、気候、風土や土壌関係等もあって、なかなか思うような方向に向いていないということも伺っております。

うちの耕作放棄地に限って言いますと、先ほど触れましたように、非常に条件の悪いところでありまして、また薬草に向けた土壌なのか。当然ですけれども、農薬等はほとんど使用しないということになりますので、その栽培として本当にやれるのかという問題はまだまだ相内在しております。

うちのほうに製造薬品メーカーから、栽培をとという話も全くまだ聞いておりませんので、この耕作放棄地に限らずということでもありますけれども、今のところ薬草を生産してという部分については、全く進捗しておりませんし、手さぐりの状態ということでもあります。

○議 長 5番・勝又貞夫君。

○勝又貞夫君 3 耕作放棄地について問う

つい二、三日前に私は聞いたお話ですけれども、北里大学のある先生が地元へ足を運んでくれて、地元のある企業の社長さん数名と言っておきますが、名前はあげません。会って薬草の栽培についての可能性について、いろいろ話をしていたというお話がありました。現地もあちらこちらを見ていったと。薬草についていうならば、雪国、雪の多い地域で栽培す

るのが望ましいようなそういう薬草もあると、そんな話をしていました。

我々がすぐぱっと思い浮かぶのは、イカリソウとかハッカとか、あるいはドクダミとかその程度ですけれども、薬草の種類というのは何百種類もあるわけで、この地域の土質に、あるいはこの地域の気候に適した薬草もなくはないだろうと、私はそんなふうに思います。

それで、南魚沼市として、試験的にあちらこちらで薬草を栽培して、その土質が合うかどうか、あるいは薬効はどうかとかというようなことをやってみてはどうかと、私はそのように思うのですが、いかがでありましょうか。

○議 長 市長。

○市 長 3 耕作放棄地について問う

市としてこれにということではありますが、実は、私はもう大分前になりますけれども、自分の畑、水平畑であります約6反を群馬の会社と契約をして、ドクダミの栽培をやってみました。3年後にはドクダミ御殿が建つだろうということで始まったのですけれども、全くそうはなりません。ドクダミです。ドクダミのそこを起耕いたしまして、起してドクダミの根をまいておくのです。すぐ発芽しますから、それをきちんと今度は管理をしながら、草をまずとらなければならない。そしてドクダミが出てくるわけですが、ドクダミが大きくなるというのは、大体日陰なのですね。ですから、山の際とかはいいドクダミが生えますが、田んぼのど真ん中みたいなどころでは、ドクダミは丈が全然伸びないです。そして収量が上がらないのです。

そういう経験もありまして、さっき言いましたドクダミなんかは、うちのどこでも生えますし、そう土壌は選ばないと思います。それを生産すると、商品にするということに大きな問題点があるかどうか。これはドクダミに限ってです。私は経験しましたのでドクダミに限ってですが、とてもだめで4年でやめました。労力的なこともありますし、あの管理をしていくというのは、1年か2年して刈っていきますと、やはり発芽が終わってしまう。そして今度はヨモギがでるのですね。ほかの草に負けるのです。

そういうこともありまして、なかなか難しかったという、私の実体験がドクダミについてはありますが、薬草を市で試験的な栽培というのについては、まだそこまで踏み込んだ考え方は持っていません。ただ、北里保健衛生専門学院の皆さん方は、そういう部分を手掛けているということがあろうかと思しますので、例えば共同で、どういう作物というか薬草がこの地域には適しているのだろうか、あるいは製薬会社としてこれだけの需要があるがとか、そういう具体的なものが見えてくれば、これは市がまたその中に介入もしながら、推奨をするということにはなっていくかもわかりません。けれども、今、市がちょっとそれを試験栽培してということには、全く考えたことがないわけがあります。

○議 長 5番・勝又貞夫君。

○勝又貞夫君 3 耕作放棄地について問う

塩沢のあの大原運動公園の脇をこう上がっていったところ、舞子高原のスキー場の脇ですか。ある程度まとまった耕作放棄地があるように私は聞いているのですが、あれは放棄地で

しょうか、それとも休んでいるだけなのでしょう。水の条件が悪くて米をつくっていないということでしたが、あそこを何とか利用できないものでありましようか。

〔制限時間を知らせるブザー音あり〕

○議 長 市長。

○市 長 3 耕作放棄地について問う

おっしゃるところは、スキー場のほうに向かって左側のほうではないですか。あそこは森林管理署が杉の苗を育てるために所有していた土地でありまして、いつか公売に出ました。その時に市にもいらないかということで、とても市はあの土地を買ってもということで、今は確か、ある有名な市内の会社がその時に取得をいたしまして、野菜とか何とか試験栽培的なことはやっているかもわかりませんし、そのまま放置してあるかもわかりません。確か民間会社が営林署から、林野庁から買い受けたというふうに記憶しております。

○勝又貞夫君 以上で終わります。質問を1つとばしてしまいましたが、済みません。

○議 長 質問順位 19 番、議席番号 21 番・阿部俊夫君。

○阿部俊夫君 それでは通告に従いまして、一般質問いたしますけれども、いつも我が議会は非常に一般質問が多くて、3月は平成27年度の予算ということもあって23人、今回も22人、市長も大変お疲れでしょう。事務局に通告の際にあまり大勢だったらとり下げてくださいということだったのですけれども、親切にもこうやってとり上げていただきました。

ところが、もうずっと先ほどの6番議員からも創生の話がありましたし、あらゆる皆さんの質問の中に、この問題が関連して出ております。そんなことで、議長より許しはいただきましたけれども、だぶったりなんだりいろいろなことがあります。確認の意味も込めて話をさせていただきます。

地方創生・総合戦略の策定について

今現在、国は安全保障の問題、あるいは選挙法、公選法の改正ということがきのうも問題になってありましたけれども、我々自治体にとって一番の今の政治の問題は、政府の意向もありますけれども、地方創生、人口減少対策こういうことになっております。市長からも今議会の冒頭、所信表明の中で、ことしは地方創生元年に当たり、これから5か年の期間の間に総合戦略の策定作業を進めると、こういうお話があったものでこれを取り上げたわけです。具体的に飲食券、あるいは商品券とかそういうこともあったわけですが、所信表明の最後のむすびに、人口減少は深刻な局面を迎えていると、厳しい認識も伺いました。

今回話題のこの地方創生も、全ては、いかに人口減少を食い止めるか、歯どめをかけるか、そのことととにかく求められているわけでございます。我々、団塊の世代、市長もそうですけれども、学校で習った子どものころの日本の国の構成は、きれいなピラミッド型でした。若い世代がお年寄りを将来支えていける、本当にきれいなピラミッド型だったことを、市長も記憶しておると思います。今は変形した銅鐸のようになっています。これからどんどん先細りになる。それがいろいろ問題になるわけです。

実際に日本の人口は2008年、今から7年前がピークということで、1億2,808万人、これ

がピークだった。2009年から人口減少が始まったわけですがけれども、いろいろ話が出ているように、45年後、2060年には8,600万人になる。何とか今、政府は、人口減少対策でこれを1億人ととどめようということで、いろいろな政策を地方にも求めている、こういうことです。

このままでいくと、100年たつと大体4,000万人。今の人口の大体3分の1になる、こういうことだそうです。日本は今非常に人口減少で悩んで、苦しんでおりますけれども、片や世界はどうかというと、今70億人を突破している。2000年前には世界中の人口は3億人だったそうです。緩やかに増えて、2倍の6億人になるのに1,600年かかった。日本が関ヶ原の戦争だなんていってやっているころは、やっと6億人だったのだそうです。やはり増えたのは産業革命以後、戦後です。我々団塊の世代もそうですけれども、急激に増えて、私らが子どものころ習ったのは、世界の人口は30億人だと。それが今度は、3億人が6億人になるのに1,600年もかかったのに、30億人が倍以上になるのは半世紀ちょっとぐらいです。ものすごい勢いで増えているわけですがけれども、特にそれが環境の問題、異常気象もそうです。何よりもやはり食料不足というのがこれからは問題になってきます。

人間はまず食べることからですので、そういう観点からすると、鎖国をやった江戸時代に日本は3,500万人ぐらいだといわれておりました。そういうことから考えれば、今このままいくと100年後の日本の人口は、ちょうどこの国土に合った、適正な人口だということのなるのでしようけれども、政治はそうは言っていられない。人口減少を何とかしなければならぬ。

安倍政権の看板であるアベノミクス、これはよく話がでますけれども、個人消費の拡大が大前提、こういうことです。個人消費の拡大がどんどん広がれば、企業収益が増加をする。企業収益が上がれば、雇用の拡大にもなる、賃上げ、賃金の上昇にも結びつく。そして、それがまた個人消費に結びつく。こういうことで、どうしてもやはり三位一体といいますか、それを支えなければならぬためには、やはり人口減少に歯どめをかける。それが最大の課題になるわけです。

安倍総理は自民党の幹事長だった石破さんを担当大臣に据えました。人口減少問題、地方創生にすぐ取り組んで、今年度中に策定作業をせよと、こういうことですが、随分一方的といいますか拙速な感じも否めません。知恵を出さない、策定作業をしない自治体はだんだん取り残される、こういうことでもあります。

人口減少問題は我々地方にとっては、よりまた深刻な問題で、今、全国1,700からの自治体がありますけれども、将来はこれが半分になるだろうといわれております。よく何かの会で長岡市長が、この辺では魚沼市が消滅の市だというようなことを言いますけれども、そんなのは同じようなことで、我々の地域だって同じようなことだところ思います。

人口減少の原因というのは、先ほどからいろいろ話が出ておりますけれども、これははっきりしている。原因は地方から人口がどんどん、どんどん大都会に流れている、しかもそれが10代、20代、30代、やはり若い人たちが都会にどんどん集まる。ところが、集まっても、

その人たちの「超」のつく低出生率というのが、これが人口減少のもとだと。

年間 10 万人以上の人たちが東京圏、大都市に集まる。10 万人というと、今、南魚沼市と魚沼市、それから湯沢町——我々はこの前、議員協議会をやりましたけれども、今現在 10 万 4,400 人ぐらいですね。元の南北魚沼、この人口がそっくり地方から消えてしまう、それがずっと続いているわけです。これが一番のもとですから、この原因を解消しようと。東京一極集中の是正、それから地方の人口流出をとめて、とにかく新しい、地方へ人が流れる体制をつくれ、こういうことをございます。

自治体はそれぞれ自然環境、あるいは社会環境、そしてまた雇用が一番関係する産業構造も、みんなそれぞれ違って当たり前。一律ではありませんから、そこで国が求めるのは、それぞれの地域の状況や特性に合った地方人口ビジョン、地方版の総合戦略の策定をせよと、こういうことでもあります。

一般質問の初日に、15 番議員の中沢議員から、空き家対策のことで話がありましたけれども、市長が、国が「補助します」「交付します」これは国の常套手段だ、こういう話がありました。過去にもそういうことがたびたびあった。私も承知をしておりますので、大いに納得をいたしました。今回は昨年度、平成 26 年度の補正予算で 1,400 億円を補正で計上しております。その上、上乗せ交付金として別枠で 300 億円を確保しております。各自治体から出てくる地方版総合戦略を見極めて、この 10 月中に交付を決めると、こういうことです。

けさの新聞で、きのうは地方 6 団体、国と地方の協議の場で代表から安倍総理に意見書が出されたと出ていました。市長会長の森長岡市長も、また市議会議長会もそれぞれ出席をしたものだと思いますけれども、当然安倍総理はそれに答えたそうです。今週初めに私も内閣府の地方創生推進室から資料を送っていただきましたが、実際に地方創生先行型として、既に交付金を受けている自治体も三十幾つか載っていました。

一般質問でもそれぞれいろいろな議員から、雇用の確保のために大いに参考になる提言もありましたが、国が求めるのはそれぞれ自治体の特性を生かした総合戦略であります。市長が言うように金太郎飴であってはならない。南魚沼市に合った特性を、どのように考えて策定作業に臨むのか、その考えを伺いたいわけですが、これも 10 月中に交付を決めると言っておりますので、限られた時間の中でやはり市役所を挙げて、市の職員全ての知恵を出し合ってやらなければいけないことだと思います。

また、我々議会もそうですけれども、地方分権一括法が 2000 年に施行されてから、市長権限も強くなったけれども、我々議会も相当に権限は強くなった。今までは単なるチェック機能でよかった議会ですけれども、これからは国から来るいろいろな交付金や補助金、そういったものに対しても、黙って口を出さないでいなくてもいい、そういった立場になったわけです。議会もそうですけれども、やはり市役所を挙げての知恵を絞っての策定作業になる、ならなければならないと思いますが、この覚悟と、それから策定作業のでき上がりの時期。10 月までということであれですけれども、内閣府の資料を見ると、三十幾つの自治体が既に交付を受けております。

そういったことで、その時期について、策定作業の仕上がりの時期、そういったものについても見通しをお聞きかせいただきたい。あとはいろいろだぶっておりましたので、この点だけで結構ですので、よろしく答弁をお願いします。

○議 長 阿部俊夫君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長。

○市 長 地方創生・総合戦略の策定について

阿部議員の質問にお答え申し上げます。人口減少という問題は、本当に日本にとっては深刻な問題であります。前にも申し上げたことがありますけれども、昭和 50 年代の後半に田中角栄先生が、このままいくと計算上、200 年後に日本の人口はゼロになると、こういう警鐘を鳴らしていたのを思い出すわけではありますが、この間、国も地方も、そう有効な手立てを打てずに今日まで来たということだと思っております。

それから、地方創生の関係の交付金であります。今それぞれ我々のところに届いておりますのは、来年都道府県に 2,000 億円、市町村に 4,000 億円の枠は確保してあるのだと、これをきちんと配分しますと。それは当然戦略のいかんによってということになるかと思っておりますけれども。先行型の 300 億円が既に配分をされているという話は、私はちょっと今まで存じ上げませんでした。

補正の部分で前に申し上げました 7,000 万円、南魚沼市には地方創生先行型に使いなさいということで来ているわけでありまして、その辺がどうなのか。既に 30 市町村に配分されたということになりますと、それは何をもって配分したのか、ちょっと我々はわかりませんけれども、どこかの市ではとにかく一番先に総合戦略を策定することに意義があるというようなことで、大分前に策定済みだというようなことを聞いたこともあります。その辺はちょっと不明であります。それはそれといたしまして、平成 27 年度中の策定ということ国は強く求めているところでありまして、我々は 10 月までの策定、10 月までにはきちんと策定しようというふうに進めているところであります。

総合戦略の策定につきましては、次期総合計画を策定する時期と一致いたしますので、現在各部署におきまして重点施策の内容と指標となる数値を検討中であります。地方創生の中でうたわれております人口減少対策、地域活性化対策は、次期総合計画の中でも特に取り組むべき戦略的事業であります。中でも特に、若者の移住・定住、子育て支援の充実、雇用確保、それから創業の支援、これに重点を絞って、総合計画と総合戦略の整合性を図りながら今、策定しているところであります。

人口ビジョンにつきましては、この総合戦略とあわせて策定することになりますが、市の人口を現状分析して、総合戦略による施策の展開によって、市の人口の将来展望を人口ビジョンとして策定をしていく、これは先ほど申し上げたところでありまして、数値化をさせていただきます。

今後の予定であります。今月中に「産官学金」というのは今までも申し上げました。このほかに「労」「言」いわゆる労働会、それからマスコミ会、この幅広い分野の方々から、南

魚沼市まち・ひと・しごと創生推進会議の委員になっていただきまして、それを組織して、7月下旬にこの推進会議を開催して、総合戦略の骨子を示し、ご意見をいただく予定としていっているところであります。当然でありますけれども、議会からもそういう中でご意見をいただきながら、10月までに策定していくということになるわけでありまして。

移住・定住の施策でありますプラチナタウン構想も、昨年度勉強会を3回開催して導入について検討をしております。今後南魚沼版C C R C推進協議会を組織させていただいて、推進計画の策定と事業効果の検証を進めてまいりたいと思っております。これも早急に行うところでもあります。

そういう中で、議員がおっしゃっていただきました2060年、この人口ですけれども、総合戦略——当然人口ビジョンは2060年ということになります。あと45年後ですから、私も含めて個別名をあげて失礼ですけど、永井議員ぐらいいられるか、あとはほとんど年齢的には存在しているか、いないかわかりませんが。

国は何かおもしろいことを言っているようです。いいですか、逃げ切れると思っている人に政策を任せるなど言っているそうでもあります。逃げ切れると思っている人に政策を任せるなどというのは、そこまできちんと生きて検証をしろということだとすれば、私たちはもう政策を任せていただく資格がないということになりますが、どういうことでしょうか。これはちょっとわかりませんが、当然将来の責任を逃れるものでもありませんし、また批判を逃れるものでもありませんが、そこまできるといふ気概を持って、職員共々頑張っておりますので、またご指導よろしくお願い申し上げます。議員の皆様方も2060年、再会することをまた希望いたしまして答弁とさせていただきます。

○議長 21番・阿部俊夫君。

○阿部俊夫君 地方創生・総合戦略の策定について

実際に交付をされた交付金が、地方創生先行型基礎交付分取組事例集というのでもってあるのです。それで、後でお渡ししますけれども、新潟県も佐渡と三条市。33の自治体にそれぞれ配布されたのですけれども、やはり若者が地方に住みつくには雇用がなければだめですから、一番多いのは産業振興というのが13の自治体、これは佐渡もその中の1つになります。それから、三条なんかは人材育成、若者の転入促進に向けた物づくり産業における価格決定力確保支援事業という新潟県三条市これは3,000万円ほど、佐渡の場合には産業振興これも3,000万円以上もしていますけれども、そういったことでそれぞれの地域が北から南まで、北海道、九州まであれですけれども、いろいろなものが相当知恵を絞ってみんながやっているのだということが感じられます。

みんなの知恵を出して、それこそ今言ったように、逃げ切れる人にはと、市長も私らもこんな議論をする必要もないわけですけれども、やはり政治は継続の責任ですので、きちんと後世に責任をもって、市長からは先頭になってやっていただくようお願いをしたいと思います。

それから、プラチナタウン構想、これはもう昨年から話が出て、3月の議会では推進に市

長も具体的な話が出ております。そのほかにも、この間、日本創成会議、福祉のお年寄りを今度はこっちで面倒みろというような、そういったことで創生会議が、そういうことを諮問したのかどうか。そういったことに取り組むと、これもプラチナタウンもそうですけれども、長い展望で我々の地域や若者が移住するということが一番望ましいわけで、では、はたしてプラチナタウンで来た人たちが20年、30年たったときにはどうなるのか。いろいろな問題、それ今は雇用の拡大とかいろいろことで効果があるかもわかりませんが、やはり長い目で見た場合には大変なことなのだとということで、そういう認識ももちろん持っているわけでしょうけれども、そういうことよりも若い人をどういうふうにするかということ、ちょっと考えたほうがいいと思います。

それで、先ほど19番議員、今井君からも話がありましたけれども、市の普通財産、土地開発公社、私も昭和60年に土地開発公社をしたときには、あのころ昭和40年代、50年代は、企業誘致がすごかった。これは大成功だと、これがなかったらここは人口減少なんかもっとひどかったと思います。すごい効果があったし、進められたら企業誘致というのは進めたほうが、できる限り努力をしてもらえれば。

それで、その用地ですけれども、グリーントウン稲穂ヶ丘でしたね、市長の足元ですが、平成5年に39区画を分譲した。20代から40代までの若者、5年以内に建築をして住民票もみんな持ってこいと。その年のうちに30区画が全部売れた。翌年、45歳まで延ばして9区画が売れているはずですね。

将来はああいうのを、普通財産で本当に私らも市長もそうでしょうけれども、土地開発公社の問題はあれは負の遺産的になって、効果のあるときこういう時代はよかったのですけれども、みんな今どこの自治体もそれをもって財政を圧迫してきた。それをやはり若い人たちが住むようなこういった分譲をして、実際に実績が平成5年、6年で39区画みんなさばけたわけですから、まず、雇用の場を確保した上では、そういったこともお考えになったほうがいいのではないかと思いますので、いかがでしょうか。

○議 長 阿部俊夫君の再質問に対する市長の答弁を求めます。

市長。

○市 長 地方創生・総合戦略の策定について

その先行型については理解をいたしましたので、また我々もちょっと調べておかなければならないと思っております。

議員がおっしゃるように、我々はプラチナタウン等も含めて、年寄りだけ——年寄りという言い方は悪いですが——年配者だけ集めて、それでよしとするということだけではなくて、これは十分ご理解いただいていると思いますが、それを起爆剤にして若い皆さん方がそこに職を求められるような、そういう展開をしていかなければならない。そのためのまずは、そういう元気なうちの移住、そしてそこに新しい産業を生み出して、若い人たちもまたそこに一緒になって住んでいける、働いていけると、こういうことを目指しているところでもあります。

稲穂ヶ丘については、あれは本当にうまくいきまして、やはりこの地域で700坪を確保したわけですが、1つの区画を大体。価格も坪7万円に抑えたのです。いわゆる建ぺい率が広がっても、周りに雪の処理を自分の宅地内でできるということをおある程度想定して、面積を広げたのです。ですから、非常に評判がよかったです。ただ、市外からどんどん来たという実績はそうないわけです。でも、本当にあれだけの団地ができて、活気づいております。やはり人間、衣食住ですから、この住が非常に大きなウエートを占めると思います。いつまでもアパート暮らしでいいわけではありませんし、ということになりますと若い皆さん方も、事情が許されれば、自分で一戸建ての家を持ちたいという要望は、相当あると思います。そういうニーズもきちんと把握しながら、市としてそういう分譲をしたほうがいいというようなところがあれば、どんどん分譲していきたい。ある土地を利用しながら、それをやっていかなければならない。

今、出雲崎でその施策をやっておりまして、10戸とか15戸ぐらいですけれども、3年連続してもう全部売り切れているそうであります。移住者も出始めた。これは町の単費でやっておりますけれども、出雲崎町です。ですので、そういう非常に住という部分での充実を求めるというのは、これは相当ニーズとしてはあると思っております。

経済状況が好転し始めましたので、またそういう部分についても我々は目を向けていかなければなりませんので、総合戦略的、あるいは総合計画的な中で、どうして位置づけられるか。これもまた見据えながらやっていかなければならないと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○議 長 21番・阿部俊夫君。

○阿部俊夫君 地方創生・総合戦略の策定について

わかりました。終わりますけれども、本当に、非常に策定作業は忙しい。期限が決められ、限られております。特性を本当に出さなければいけませんので、職員の皆さん方も何百人とおられるわけですから、いろいろな能力を持っておられると。市長1人ではない、ここに並んでいる皆さん方の知恵だけではなくて、みんなの知恵をありったけ出して、立派な策定作業をしていただきたい、こう思います。終わります。

○議 長 市長。

○市 長 地方創生・総合戦略の策定について

稲穂ヶ丘のところで、さっき確か700坪とかと言いましたが、100坪です。100坪で、坪7万円、700万円を買えると、そういうことでもあります。それをちょっと訂正させていただきます。よろしくお願いたします。

○阿部俊夫君 わかりました。終わります。

○議 長 質問順位20番、議席番号1番・永井拓三君。

○永井拓三君 永井でございます。通告に従いまして一般質問を始めます。

1 科学を通しての「防災・環境教育」の展開について

科学を通しての「防災・環境教育」の展開についてであります。最近では日本近海及びアジア

アの大陸において、地殻変動が発生し、地震が発生し、火山活動が活発になっております。ほかにも、きょうも日本各地で大雨による土砂災害に対する警報が出されております。私たちは日本列島に国をつくり、そこに自治体を構え、生活をする国民です。日本列島は火山の集合体であり、その恐ろしさは昨年御嶽山の噴火や、25年前の雲仙普賢岳の噴火で身をもって体験いたしました。

地震に関しては、阪神淡路大震災、中越地震、東日本大震災等のパターンの異なる震災で、狭い国土の中でも複数のパターンが起り得るということを痛感いたしました。我々にとって、災害は生活に密着した本当に大きな問題で、他国の国民の何十倍もその危険にさらされているのが日本国民の実情なのです。

新潟県の私たちの地域では、災害、そのほとんどが土砂災害、水害、雪害です。日本海からの距離が約50キロ程度のところに、2,000メートル級の脊梁山脈がそびえるわけですから、当然雪には困られます。同時に日本海までの土地の勾配は急であり、その土地に気候変動などによる変則的な豪雨が発生すれば、オーバーフローすることは当然予想することができます。その災害に対して、これまで縄文時代から、人間はその英知を結集し、できる範囲でその対策を講じてきました。この土地がこれだけ住みやすくなったことも、これまでの成果だと常々ありがたく感じております。

さて、近年、小中学生の教育現場では、理科離れが進んでいるという事実があります。理科離れが進むことは、日本が進めている政策と現実が乖離いたします。例えばどのようなことでしょうか。東日本大震災以降、我が国は国策として、防災、減災に力を入れています。しかしながら、科学に関する興味が弱い子どもたちが多いため、災害に関する発生メカニズムや、自然の摂理を理解することが難しい現実があります。

また、環境に関する政策についても同様のことが言えます。地方創生元年といわれる今、地方都市が豊富に持つ自然という一番人間にとって必要な環境から何を学び、それを自分どのように生かすかをしっかりと考え、教育環境では首都圏よりも地方都市が優れているということを私たちは理解する必要があります。

将来を担う人材を育てられることこそが、地方都市の大きな魅力となり、地域の持つ力となるでしょう。このことを教育政策の基礎の一部としながら、将来を担う子どもたちに防災・環境教育を展開することが必要だと考えます。学校教育とは、教科書に載っていることだけをカリキュラムどおりに教えていくことではありません。教育とは、年多く生きている者全てが、子どもたちの将来が幸せであることを願って、さまざまなことを教えることなのです。その一部が教科書に載っているというだけのことなのです。それについて、以下のことを伺います。

(1) 現在、小中学生は自分たちの目で災害危険箇所などを見て回る教育を受けているのでしょうか。(2) 地域特有の資源「雪」の恵みや文化、雪害、水害の歴史などに関する教育を受けているのでしょうか。(3) 教師自身が「雪」「自然環境」「地域の地理特徴」などを理解し、それを教育に生かそうという考えを持ち合わせているのでしょうか。

再質問、及び大項目2については、質問席から行います。演壇からは以上です。

○議 長 永井拓三君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長。

○市 長 1 科学を通しての「防災・環境教育」の展開について

永井議員の質問のこの大項目の1番につきましては、教育的な部分が相当主要でありますので、教育長にまずは答弁させますので、よろしく願いいたします。

○議 長 教育長。

○教 育 長 1 科学を通しての「防災・環境教育」の展開について

それでは、永井議員の一般質問、科学を通しての「防災・環境教育」の展開についてお答えします。災害が発生したとき、その影響や被害を最小限度に減らす減災という視点を重視し、命や財産を守る防災を進めるという考え方が、学校現場でも急速に進んでおります。市内の学校では、新潟県防災教育プログラムを使って、防災教育を行っております。理科の好き、嫌い、科学に関する興味の有無に関係なく、今の時代では学ばなければならない内容であり、市内の学校では教師自身の経験を生かし、専門家や地域の方々と連携し、体験学習を取り入れながら、教科書を教えるのではなくて、教科書で教えることに力を入れた教育活動を行っております。

ここで、理科離れについての見解を述べさせていただきます。ご指摘のようにデータを処理したり、論理的に考えたりすることを苦手とする児童生徒が増えているため、徐々に理科に対する興味、関心を失っていくという傾向があることは事実であります。しかし一方で、高等教育機関から社会に配置される理科系人材全体の絶対数は減っていないこと、ゆとり教育の弊害で、学力が低下したといわれるが、理科、数学の学力に関しては、日本は今もなお国際的に高い水準にあること、理科の実験が好きな小中学生は多いこと。また、最近ではあの、でんじろう先生がテレビ番組で行うさまざまな実験が高視聴率であることから、理科離れはないという見方をされる方もあります。

実際に市内のある中学校でのアンケートによれば、好きな教科で理科は上位に位置しております。現在南魚沼市の理科教育環境は、魚沼・小千谷地域理科教育センターがあり、これを活用することができておりまして、恵まれた環境にはあります。理科教育センターの活動内容としては、教師対象の計画研修会は年18回、児童対象の要請訪問研修会年間25回、夏休みには児童対象科学発表会が、作品数101点、発表者数124人と、とても活気のある研究発表会になっており、その中から県科学発表会には26点が推薦されております。ただ、ご指摘のように残念ながらではありますが、雪に関するものについては、教師対象計画研究会では、スノーシューで冬の自然観察、児童対象科学発表会では、雪の貯蔵で食べ物は甘くなるか、この2つのみでした。

それでは、ご質問の3点についてお答えします。現在、小中学生は自分たちの目で災害危険箇所を見て回る教育を受けているかについてお答えします。残念ながら、災害危険箇所見学に行く活動は、十分に行われているとはいえません。しかし最近、湯沢砂防事務所や新潟

県南魚沼地域振興局の地域整備部が、治水や防災の現地学習の機会を提供してくれることになったため、小中学生が災害危険箇所の学習をする機会が増えております。

2点目です。地域特有の資源「雪」の恵みや文化、雪害、水害の歴史などに関する教育を受けているかについてお答えします。「雪に学ぶ」については、3月の議会でお答えしていますので詳細は省きますが、雪解け水は農作物にも多大な恵みを与えてくれていることなどを、南魚沼市が作成した社会科資料を活用して、主に小学校の3年生、4年生が学習しています。一方、南魚沼市の雪害、水害の歴史についての学習は、残念ながら十分に行われているとはいえません。

今後、現在策定中の教育基本計画の中に、南魚沼市の特色を生かし、南魚沼市だからできること、南魚沼市だからやらなければならないことの視点から、雪を使った独自の教育方針の確立、雪の教材化、雪害等の歴史についても検討してまいりたいと思っております。

3月の議会、永井議員から提案をいただいた「雪はなぜ白いのか」を豪雪地、南魚沼市の子どもだからこそ答えられるようにしたいと考えております。物が見える理由、色が見える理由、白はどうすればできるのかにつなげ、雪が白く見える理由に導いていく。雪の粒が小さいために、いろいろな波長の光をあちこちに乱反射して、それらの色が全て混ざりあうから雪は白く見えるのです。このように雪を切り口に、論理的に考え、理科に対する興味、関心を持たせたいと考えております。

3点目です。教師自身が「雪」「自然環境」「地域の地理特徴」などを理解し、それを教育に生かそうという考えを持っているかについてお答えします。教師の勉強会南魚沼郡市教育振興会社会科部会では、南魚沼市の、治水、防災の視点から、建設会社の社長を講師として、登川の水害、西山の雪崩等について研修を深めています。こうした研修を小学校理科の学習と関連させて、子どもたちに還元しております。

今後子どもたちの学習意欲、科学的・論理的思考の向上を土台にして、この南魚沼市の豊かな自然を教育活動に活用するとともに、自然災害に対する防災教育、環境教育の充実を図ってまいります。以上で答弁は終わります。

○議 長 質問の途中ですが、休憩といたします。休憩後の再開は3時10分といたします。

[午後2時55分]

○議 長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

[午後3時10分]

○議 長 1番・永井拓三君。

○永井拓三君 1 科学を通しての「防災・環境教育」の展開について

教育長から私の思っていたとおりというか、いろいろと答弁をいただきましたが、それについてまた幾つか伺おうと思っています。6月13日土曜日の新潟日報は、県央の部分におもしろい記事が載っていました。「自らの命 どう守る」三条下田中というところですか、そこは防災授業というものを公開したそうです。子どもたちに防災教育をするということだけで

はなくて、群馬大学の片田さんという教授がお越しになって、教職員に対しても防災教育を行ったというような記事でした。

これは非常に優れているというふうに思ったので、ちょっと私も参考にとっておいたのですけれども。私がこの1、2、3番を通して、なぜこのような質問をしたかという、私が今、新潟大学で受け持っている講座の中に「雪と科学」というものがあるのですけれども、その学生を5月のゴールデンウィーク明けに新潟からバスに乗せて、50人こちらに来させるのですが、その大きな理由は、国道17号で防災関係、例えば雪崩の防護柵とか、スノーシェッドを見せたりして、その後、文化をちょっと教えようというので、牧之記念館に行ったり、八海山の山麓のほうに行って雪型の観察をさせるとか、そういうことをやっています。

それは一貫して、雪国ならではの問題がどういうところにあるのかというのを、自分の目で見させる、肌で感じさせようというのがもくろみなのですけれども、大学生をもってしても、その理解度というのは、それほど高いものではないのです。山に行って雪崩の防護柵を見て、これがあだ、あれが何だという話をして、それがどれだけ身についているかといったら、少しそれは計り知れないものがあるのですけれども、私たちの地域に住んでいる子どもは、それをいつでも、どこでも簡単に見ることができますし、牧之記念館だってすぐ行くことができます。学校で行かなくても、親が連れていけばいいという話でもあるのですけれども、それを有効活用することが、私はこの地域の防災につながると信じていますので、ぜひとも子どもたち向けにもっと、もっと身をもって体験する、肌で感じる、目で見るといのがものすごく大事なことだと思っています。なぜ理科がこれだけ発展したか、数学が発展したかという原点を、もう一度やはり考えてみたほうがいいのではないかと思います。

天体を観測するのに数学が発達したわけですし、ピラミッドを建てるのに数学が発達したわけですし、そういう背景からしてみると、エジプトのピラミッドをつくっていた人間が何かの拍子にタイムスリップして現代にきて、こんな高度な文明の中で、これだけまだ災害に対して人間はおびえていなければいけないのかとびっくりすると思うのです。

ご存じのとおり、五大文明は河口周辺であったり、河川の周辺に発達したわけですから、あれを逆に考えてみたらこういうことなのです。災害というのは人がいるから災害なので、人がいないところで何が起こっても災害でも何でもないのです。無人島で火山が噴火したところで、火山の噴火でしかなくて、災害でも何でもないのです。災害があって、という考え方ではなくて、そういうさまざまな自然の摂理の中で人間が生きているということ、ぜひ、この地域の子どもには感じてもらいたいと思うのです。今後の展開なのですが、教育委員会としては、今後どのように防災教育を進めていくかだけ1点伺います。

○議 長 教育長。

○教 育 長 1 科学を通しての「防災・環境教育」の展開について

答弁の中でもお答えしたように、防災についても今までは、うわべだけの教育というかをやっていたわけですが、やはり子どもたちに肌で感じられるような教育をできるのは、まず教師の責任だと思っておりますので、教師の考え方を改めて、先ほど言いましたように、

教科書だけをそのまま教えるのではなくて、教科書を活用して、災害、雪の恵みというのも教えられるような教師をつくっていきたくと思っています。

それで、先ほど永井議員が言われた中に、教師も重要なのですが、私はこれからは家庭にまで入り込んで子どもたちと長くいる親御さんの考え方も変えていきたいというふうに思っています。それでは具体的にどうかということなのですが、先ほども言いましたように、南魚沼市だからできること、南魚沼市だからやらなければならないことを、我々の教育のバイブルである教育基本計画の中にわかりやすく今度は表現していきたい。特にアドバイスをいただいた「雪はなぜ白いのか」という部分をわかりやすく、これを切り口に雪については進めてまいりたいというふうに思っております。

○議 長 1 番・永井拓三君。

○永井拓三君 1 科学を通しての「防災・環境教育」の展開について

そういう意味で、防災教育というのは、今現在、社会的には非常に強い順風が吹いていますので、それを背中に受けて、今後進めていただければと思います。必要に応じて、私はずっと防災畑でやっていたので、バッジを外していきますので、一研究者、一学者としていきますので、声をかけていただければと思います。大項目 1 については以上です。

2 起震車を使った地震教育について

大項目 2、起震車を使った地震教育についてです。中越地震は 10 年前にさまざまなことを私たちに教えてくれました。東日本大震災は沿岸都市を襲う津波災害、阪神淡路大震災は大都市を襲う都市型直下地震、そして中越地震は過疎化の進んだ中山間地を襲う直下型地震でした。中山間地域を地震が襲うとどのようなことが起こるかということに関しては、言うに及びません。

新潟県の災害史の中で、その多くは雪害と水害であることは先ほど申し上げました。それを簡単に疑似体験することは、非常に難しいのが現実です。しかしながら、地震に関しては起震車を使い、容易に体験することができます。つまり、地震災害に関しては、体験数を疑似的ではありますが増やすことができるということです。

そこで、過去に新潟大学で私が行いましたアリを使った地震時の行動に関する研究を紹介したいと思います。営巣して、卵を育てているアリの入った透明の亚克力箱を 2 つ用意して、1 日に 1 回、小さな揺れを模擬的に小規模な地震として、片方の箱に体験させる。もう片方には全く体験をさせないという 2 つの場合に分けました。その後、その両者に突然大きな揺れ、大規模な地震を模擬したものを体験させると、以下のような結果が得られました。

揺れを体験している箱は、揺れに一瞬たじろぎながらも、卵を安全な場所へと組織的に運び出しました。また、全体的に組織が機能しておりました。一方、揺れを体験していない箱に関しては、揺れに対して何が起きているのかを理解することができず、パニック状態に陥り、組織が全く機能していませんでした。組織が機能するまでに、約 20 分を要しました。この結果からもわかるように、大災害を小規模でも模擬的に体験することはとても重要なことで、それは人間も同じことだと言えるでしょう。

地震災害時の初期行動の重要性に関しては多くの研究がなされておりますし、その重要性が今現在も説かれております。しかし、私たちは年に1回ある防災訓練でも、起震車に乗る機会は少ないのが現実です。では、起震車を補助金やさまざまな手段を講じて1台購入し、小中学校を毎日のように回り、市内の企業や日常的に訪れるスーパーマーケットなどの協力を得て、毎日のように地震体験ができる環境を用意すれば、万が一、大きな地震に見舞われた際、被害を抑えることに大きく役立つのではないかと考えられます。

購入費用は約3,000万円と聞いております。購入費用、運用、メンテナンスコストも人命を失うことに比べれば、決して高いものではないでしょう。冬は、使用していない間は災害協定を結んでいる他の自治体へ貸し出しをすればよいと考えております。

また、日ごろの運用で市民の防災意識を高く保つことができるのではないのでしょうか。起震車の配備について、市長はどのような意見を持っているか伺います。また、防災意識を高める政策について、市はどのように立案し、それを行っているか伺いたいと思います。

○議 長 永井拓三君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長。

○市 長 2 起震車を使った地震教育について

永井議員の質問にお答え申し上げます。体験による防災——防災ばかりではないですけども、この体験というのは非常に大きな効用があるというふうに思っておりますし、有効な手段であります。体験から得られる、やはり体験をしなければ、疑似体験的ではなかなか——疑似体験であっても体験があればいいのですけれども、体験なしというのは非常に危険性は大きく発生すると思っております。これは地震に限ったことではないと思っておりますが。

市では、今おっしゃっていただいた防災訓練時に国交省の協力で、地震体験、それから降雨体験、これらをやっているわけです。それから土砂災害の体験車ですね、車。一応これは体験訓練です。それから新潟県が冬期間を除きまして、起震車の貸し出しを行っております。当市におきましては、平成25年度に県の起震車を借用して、市内で開催されたイベント、あるいは職員向け地震体験の場を設けたところであります。

こういうことで、今、関係機関でもそういう整備が進んでおりますし、市独自で、それではそれを購入して、それを毎日とはいいませんけれども、しょっちゅう、頻繁に運用できるかといいますと、なかなか厳しい場面だろうと思っております。そこで、今のところ、まだ議員からこういうご提案をいただいた段階で、起震車を配備しようということには至っておりません。

防災意識を高める施策、これは当然ですけれども地域防災計画に基づいてやっていくということでありまして、水害や雪害の体験というのは非常に難しい部分がありますし、今、議員がおっしゃったように地震というのは、起震車で揺れの体験ができるわけですけれども、そういう部分であります。なかなかそこまで我々が至っていないということをご理解いただきたいと思っております。

昔は国の震災対策補助事業、宝くじの助成事業ということで、こういうのがあったのです

けれど、現在それは全て終了しておりますし、もし購入するとすれば当然単費でありますし、その後の議員がおっしゃったメンテナンス、あるいは職員配置、こういう部分になかなか今の市の体制では無理があるかと思っております。ですので、起震車の購入ということだけをぱっと問われれば、今現在まだちょっと考えられないと、有効ではあると思いますけれども、考えられないということで一応お答えを申し上げておきます。

○議 長 1 番・永井拓三君。

○永井拓三君 2 起震車を使った地震教育について

今現在運用が厳しいというような話でしたけれども、私が先ほど申したとおり、やはり人命にはかえられないというふうに思っています。ちょっと一部例をご紹介しますが、平成 20 年、高知県南海地震による災害に強い地域社会づくり条例というものを、高知県はつくっております。その際に、防災教育の一環として、起震車を購入して巡回派遣をさせています。ただ、これは県の事業なので、ある一定のところはずっと投入していたわけではないのですが、稼働日数が年平均 220 日、体験者数が年 2 万 2,000 人と、ちょっと少ないと思います。1 日当たりで換算すると 100 人程度ですから、ちょっと少ないと思いますけれども、こんな例があります。

私たちの市は先ほど言ったとおり、水害だけではありませんし、地震だけではありませんし、当然雪害が一番多くの問題だと思っております。雪害に関しては、この間、新潟県の歴史博物館へ行って見てきましたけれど、たかだか 35 年の間にこれだけ雪がなくなったのだと思うぐらい、56 豪雪、59 豪雪の時の雪の量を模型にして展示してあるのを見ると思いました。35 年前は私が生まれてほんのちょっと、2 歳程度なのですが、そのころの新潟県はこんなに激しい生活をしてたのかというふうに思うぐらい雪が多かったわけですね。それが消雪パイプであったり、除雪の技術が進んだことによって、大分軽減されたのだというふうに感じました。

それに対して、先日もロータリー除雪車 2 台を購入したわけですが、2 台購入して 5,000 万円ちょっとというところだったと思います。当然、雪のことを考えればロータリー除雪車は必要だと思います。先日、ロータリー除雪車の六日町市街地の、駅西地区の代表的なものとしての稼働率を伺ったら、平成 25 年で 37 日、331 時間、平成 26 年で 46 日、480 時間、これは結構働いていますよね。もうフル稼働の状態だと思います。それと同じくらいフル稼働をさせられるようなスタッフ等々をきちんと用意すれば、3,000 万円プラスアルファ、5,000 万円、6,000 万円ぐらいに初期の投資としてはなってしまうかもしれませんけれど。

それに対して、地震で何名が亡くなってしまうかということを考えると、そんなにばかみたく高い費用だとは私は感じないところなのですが、現在南魚沼市で大地震が起きた時に、起こり得る想定というものをぜひ聞かせてもらいたいのですが、どなたも災害時は想定外、想定外ということを口にしますし、想定外という言葉はちょっとわかりにくくなるのですが、現在の想定は震度幾つ以上の大地震が襲ってきた時に、何名亡くなってしまうかという、そういう想定をきちんとしているのであれば教えていただきたいと思っております。

○議 長 市長。

○市 長 2 起震車を使った地震教育について

おっしゃるとおりでありまして、この防災、減災ですね。これだと減災にもつながるわけでありまして、そういうことから考えて、市民の命を守るという部分について言えば、別に高いものでもないということは十分理解をしております。今、市で例えば震度7とか、マグニチュード9ぐらいとかという地震が起きた際に、どのくらいの死者数とか、そこの想定はちょっとできていません。

ただ、公共施設、特に学校関係についてはそれに耐え得る耐震を全部施してありますので、まずそこでは大きな被害は出ない。一番やっぱり懸念されますのは、一般住宅の中です。これが地震発生時の時間帯によりまして、深夜とかそういうことになった時にどうなるのかということは、なかなか想定はしていないわけです。なかなか想定しづらい。

そして、我々の家というのはご存じのように、大体ほとんどが木造ですね。そして、中越大震災の時に、小千谷、それから堀之内、川口、この辺が非常に大変な被害を受けたわけでありまして、やはり家屋の下敷きになって亡くなったという方が何名かおったわけです。我々のところで一番怖いのは、積雪時に、もしあれだけの地震がきたときに、一般の家屋がどれだけ耐えられるか、あるいはどれだけか負傷者も含めたそういう被災者が出るかというのは、ちょっと想定はしておりません。

しかし、伏見の大地震という、これはご存じですか。ここで言われているのは、あの時に、あそこの武家屋敷、いわゆる越後からの上杉家の武家屋敷については、非常に被害が少なかったという実績であります。結局雪国という部分でありますので、建築物が堅牢であったということですね。そういうところもあります。一般の民家について今、耐震診断、そして耐震補強という補助制度は設けてありますけれども、なかなか市民の皆さん方がどんどん進んで診断を受けたり、耐震補強をしたりという状況ではありませんので、これは非常に難しいし、想定することが何を基準にして、どう想定するべきかというのは、ちょっと今私はここで答えられませんので、担当のほうでもしそういうことを想定するような基準的なものがあれば申し上げますけれども、結論から申し上げます、そういう死者はどのくらい、そういう想定は全くできていない。

ちなみに議員のところにもいっていると思いますけれども、小中学生が全部で4,594名ですね。保育園児は約2,200名、この皆さん方が夜は大体全部家にいるわけですから。昼間は学校に行ったりということはありますけれども、ここの想定というのは難しくできていないというのが実情であります。基準みたいなものがあつたら……。ないそうであります。

○議 長 1 番・永井拓三君。

○永井拓三君 2 起震車を使った地震教育について

ちょっと、正直、甘いなというふうに思いました。どの地域にどれぐらいの集落があつて、大体木造率が何%でというところまでは恐らくわかるはずですから、そこに震度7近いものがきたら、どれだけ物が壊れて、住民の何%がというような想像がつくはずですよ。私た

ちは地震大国ですから。それぐらいの算出は恐らくできるはずで

それがなければ、1人、人が亡くなってしまったということも想定外ということになってしまうわけです。そんな甘い防災政策ってあるんですかね。私は決して私が言っていることがそんなに厳しい話だとは思っておりませし、各集落ごとのどういうものがあるかというのは簡単に把握できるはずですから、ぜひ、今後は大きな地震があった時に、どんな危険があって、どれだけのけが人が出て、どれだけの死者が出てしまう可能性がある、その死者が出ないためにハザードマップをつくろうとか、死者をゼロにするために何をするかというのが大事な目標であって、公共施設全てが耐震化されたということが、決してその目的ではないはずで

私が申しているのは、そこの設定がされているのであれば、起震車を購入してでも、それに対することを行ったらどうかということなのですけれども、死者が出るかどうかの想定もできていないというのであれば、これを買う、買わないという話にはまずならないなというところが率直な感想になってしまいました。今後はハザードマップもせっかくだとつくことで、それを使ってもちろん防災意識を高めてもらいたいということも当然あることですが、最悪のシナリオというのは必ずあるわけですから、必ず。その最悪なシナリオを予想できていたかどうか。最悪なシナリオに対して、それをゼロにするための施策をとっていたかというのが、とても重要なことになっています。今後ぜひ、そのようなものをつくった上で、起震車等々の配備を考えていただければと思いますが、その最悪のシナリオはどのようにつくるかとか、何か方針があれば教えてください。

○議 長 市長。

○市 長 2 起震車を使った地震教育について

我々の地域で最悪のシナリオというのは、雪害、水害、あるいは地震、津波は心配ないわけですから、これは最悪も何もありません。あと風害とかそれぞれありますが、過去の例から見ますと、やはり一番経験不足といいますか、しかし、一番怖いのは地震ということになります。地震で、実は何年前ですか、国の危機管理何とかという、国といいますかこれは任意団体みたいなものでしょうけれども、おいでいただいて講習、講演をしたことがあります。その時に、この地域で屋根に相当の積雪があって、そしてそこに大規模な地震が起きたときにどうなるかというのは、当然我々も想定はしていませんでした。想定といいますか、その思いはしますけれども、それに対してどうだ、こうだということはやっていなかったわけです。今もやっていませんが、それで国のほうとすれば、そういう危機管理的な部分の中で、そういう想定はあるかといえませんが、ないのです。これは非常に難しい。

ただ、今おっしゃったように、木造の建物の率がどうだ、こうだ、これはすぐに出ます。これはすぐ出ますが、現在新しい建物、あるいはある程度耐震的な部分が施されているか、否かというのは、一般の住宅まで全部というのはちょっと把握は難しいかもわかりませんが、大体おおむねできるでしょう。しかし、そこで最悪というところのどのくらいになるのか。地震が、今まで日本の中で起きた一番大きなマグニチュードは、あの東北大震災でしょうか

ら、そこを想定して、家屋の倒壊率がどうだとか。今、国だって同じです。南海トラフの部分や、首都圏直下型地震、家屋が倒壊して亡くなるという部分もあるかもしれませんが、そうでない部分での死者とかは、ものすごくいっぱい出ているわけです。

だから、これを想定しろといわれるとなかなか、できないことではないかも知れませんが、ちょっと専門家にこれは相談してみないと、ここで我々がよし、それをすぐつくってみますということはちょっと申し上げられませんが、いずれにしても、安心・安全の構築という部分では、研究はしてみなければならないことだと思っておりますので、ちょっと勉強させていただきます。

○議 長 1 番・永井拓三君。

○永井拓三君 2 起震車を使った地震教育について

今、南海トラフ等々の話も出て、南海トラフ等々、大きな地震災害に関しては、当然国は死者を見積もっているわけです。私たちは、重要なのは見積もりなわけですよ。例えば仮に40人亡くなってしまう可能性があるということを考えたら、40人をゼロにする努力をすれば、改善できるわけです。あくまでも見積もりがなければ何もできない。専門家というふうな話がありましたが、それは早急にやっていただいて、とにかくきちんとした防災——見積もりがなければ何も前に進みませんですから、とにかく見積もりを、そしてそのめどをつけて、それに対する施策をとってもらえればというふうに思っています。

とにかく、この起震車を用意したらどうかという話は、あくまでも犠牲者がいるという設定が大前提です。それを減らすための策ですから、それが私が先ほど言ったアリを使った実験なわけです。とにかく体験していればぱっと動ける。何も体験していなければろうばいして終わってしまうというような可能性もあります。

そういうことも含めて、今後はこういうこともきちんと想定するというか、見積もって、こんなことをしたらどんな効果があらわれるか。費用対効果とよく皆さんがおっしゃいますけれど、費用対効果ではなくて、投資対効果という考え方にしてもらって、これだけ投資をすれば、これだけの効果があらわれると、そういう見積もりのもと、いろいろな道具をそろえたり、環境を整えたりしてもらえたらと思います。以上で終わります。

○議 長 質問順位 21 番、議席番号 20 番・腰越晃君。

○腰越 晃君 議長より発言を許されましたので、通告に従って質問をさせていただきます。今回は3分野について質問をさせていただきます。

1 保健・医療福祉・市立病院の運営について

まず初めに保健・医療福祉について。現在建設中の市立南魚沼市民病院及びゆきぐに大和病院についてであります。皆さんご存じのように、地方自治体も非常に財政難に、今、厳しい状況に置かれております。そういう中で各地域の自治体病院は、財政難や医師不足、こうしたことによって統廃合あるいは民間への譲渡など再編が進んでおります。また、自治体病院は経営体質が高コストであり、建設費も一般の民間病院に比べて2割から3割高いとも言われております。さらに公務員の給与体系に合わせられているということが多い、病院職員

の人件費も経営上の大きな負担になっていると、そのようにも一般に言われているところがあります。

さて、当地域では地域医療再編ということで6月1日に念願の魚沼基幹病院が開院しました。そして、この病院を核として市立病院の再編も進められております。城内病院の診療所化、そして、ゆきぐに大和病院の縮小、再編、こうしたことでもあります。人口当たり指数が少ない当地の医療供給環境の改善が進められている、このことは歓迎すべきであると、これは誰もそう思っていることと思います。

魚沼基幹病院はご承知のように新潟大学系、市立病院は自治医科大系、大学の系列が異なっております。こうした中でいわゆる医師の確保、そして基幹病院を核とした市立病院への医師の派遣これが基幹病院の役割でもあったはずですが、このように系統が違うということが、今後のそうした基本的な医師の確保、編成について影響を与えないか。

また、基幹病院も市立南魚沼市民病院も医師、看護師を初め100%の医療スタッフを整えてのスタートにはなりません。最初に申しあげましたように、多くの自治体病院が経営上の問題から閉鎖あるいは民間医療法人への経営の移行、こうした状況が進んでいる中で、南魚沼市民病院及びゆきぐに大和病院の今後に向けた持続可能な経営への考えをお伺いしたいと思います。特に経営コストの問題、医師、看護師等のスタッフの確保についてお伺いをしたいと思います。

以上、大きな1番目の項目をこの席からやらせていただきました。答弁をお願いいたします。

○議 長 腰越晃君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長。

○市 長 腰越議員の質問にお答え申し上げます。

1 保健・医療福祉・市立病院の運営について

医師を含めた医療スタッフの確保という点では後ほど触れますけれども、基幹病院が開院をすれば、いわゆる地域で確保できないその部分については、基幹病院からもきちんとした派遣、支援をいただける、このことは大学が違っているというようなこととはそう大きく関係をするとは思われませんので、それは十分やっていける。今も市立の臨時的な六日町病院、ここには大和のほうから大西先生が院長で行っていただいておりますし、基幹病院の関連の皆さん方から臨時的な診察等に当たっていただいておりますので、そういう連携はきちんとしていけるだろうと。

そういうことも含めてまず経営でありますけれども、前々から申し上げておりますが、市民病院の開設当初はやはり医療機器等の短期起債の償還がかさみますので、5年あるいは7年ぐらいですか、まずは5年ぐらいが非常に厳しい経営状況と予測をしております。そういう中から市立病院群の医療体制の継続、このことには当たり前のことですがけれども診療報酬の一層の確保、それと人件費の抑制も含めた経費削減これは避けては通れないと。

しかしながら、今の基幹病院開院によります医療再編によりまして、公設民営の魚沼基幹

病院の職員募集が今や本格化しているわけですし継続中ではありますが、このあたりなんて言うと失礼ですけども、そういう中では当地域の看護師の初任給が高騰しております。これはやはり基幹病院は高い部分で設定いたしました。こういうことの中で病院のほうでは医療スタッフの確保のための初任給の引き上げ、そして病院経営の安定と持続経営を図るための人件費の抑制、相反するような問題に取り組まなければならない。

これは前から宮永先生がおっしゃったように、初任給も含めた若い職員の皆さん方の給与は上げましょうと。しかし、ある程度の年齢まで来た方については、働き方の選択も含めて、夜間勤務はだめだとかそういうこともあるわけですので、そういうことも含めて給与の抑制を図ろうということで、そういう給与体系を考えているところであります、そういう部分です。

それで、先ほど触れました多様な勤務形態と勤務時間の変更について今、検討を進めております。昇格基準の見直しもやっていかなければなりませんし、新基準の適用——今、この1月1日から適用しまして、初任給の引き上げと人件費の抑制に向けた改革を始めたというところであります。

それから、常勤医の確保ですけども、これはもうどうしてもお医者さんの確保は欠かせないわけです。常勤医が一番確保しなければならない部分でありますけれども、非常勤医師の抑制、常勤医を確保すれば非常勤医師は抑制できるわけですので、これでやると相当経費の節減が図れるということで、今、関係の大学、病院、機関、これらに対して宮永事業管理者を先頭に鋭意努力をしているところであります。

幸いなことに本年の3月末まで、自治医科大学の腎臓科の教授でありました田部井先生を南魚沼市民病院長として招聘することができました。ですので、自治医科大学との連携病院こういうことになりますので、常勤医の派遣に大きな期待も寄せているところであります。

医療スタッフの確保の状況ですけども、市民病院と市立ゆきぐに大和病院の2つの病院を運営するために、条例改正によりまして職員定数を235から280に増員しました。現在11月1日の市立病院群の再編に向けて医療スタッフの確保に今、努めているところであります。

医師は開院に必要な標準医師数は、市民病院20人を確保できる見込みであります。それから看護師につきましても標準看護師数は確保できておりますけれども、夜勤等も考慮した職員数を確保する必要がありますので、採用年齢をちょっと引き上げて、55歳まで引き上げようということで引き続き募集をしております。薬剤師につきましても、標準薬剤師の確保はできておりますけれども、職員が過重労働とならないように今年度はこれも採用年齢を45歳に引き上げて、引き続き募集活動を行っております。

それから、看護師さんや薬剤師さんにつきましては、安定確保のために就学金の貸与者数を増やそうということで対策も講じております。その他医療スタッフにつきましては、予定していた人数の確保をすることができまして、6月1日に開院しました市立六日町病院も既に一部職員を除き運営に当たっていただいているところであります。これからもそういうことを駆使しながら、とにかく安定的な人員確保ができますように一層努力をしてまいらな

ればならないという考えであります。

○議 長 20番・腰越晃君。

○腰越 晃君 1 保健・医療福祉・市立病院の運営について

この質問はとも今この医療再編の始まっている時期にはふさわしくなかったかなど、答弁を聞きながら思い返しているところです。以前、この議場でも市長が説明しておられましたが、市立病院開院してから当面の間赤字が続くであろうと。それは今、答弁にあったように起債償還というのがある。それとあとどうしても開院当初はしっかりとした運営、しっかりとした人員確保、そうした上でしていかなければならないので、当然のことながら医療供給に不足があってはならないわけで、経費もかさむであろうとそのように理解をしております。

そこで、ちょっと2回目の質問で、今回一問一答方式を選んでいきますので、何でもできるということなので、開院後の見通しについて、もう少し詳しくご説明いただければと思うのです。起債償還であるとかそういう事情があって数年間は赤字幅どのくらいで推移するだろうと。その後はもう改善していくという見通しがあれば、そこら辺のところをちょっとお聞かせ願えればと思うのですが。

○議 長 市長。

○市 長 1 保健・医療福祉・市立病院の運営について

今ここにそれを用意してはおりませんが、以前、北村医療対策室長のほうから数字をあげて、何年度までこうで何年度でこうだという数値は確か議会に提出したと思っておりますので、もし今必要であればそれをまた取り寄せて議員にお示しするということですが、大体さっき言いました3年から5年の間が非常に厳しい。減価償却の部分。機械が大体、5年ぐらいいでも償却しなければならない。それが非常に厳しい。高価な機械でありますし。そこをうまく乗り切ればあとは安定的にやっていけるだろうと。

ですから、5年後ぐらいからは相当安定的な運営が見通せていると。ただ、これは医師がきちんといて、そして患者さんもベッドの回転率といいますかそれも80ぐらいまでいかないとできてこない数字でありますので、その辺がどう確保できるか。病人を確保するというのも変な話ですけども、そういうことでもあります。数値については後ほど議員のほうに差し上げますので、よろしく願いいたします。

○議 長 20番・腰越 晃君。

○腰越 晃君 1 保健・医療福祉・市立病院の運営について

わかりました。数字については前回より最新データがあればなおいいと思うのですが、よろしく願いいたします。もう1つお伺いしたいのは、自治医科大系であるということのメリットを生かすことができるか。今、市長が答弁の中で、医師の確保にもプラスに働いているというようなニュアンスで私は伺いましたけれども、湯沢病院がやはり、医療法人の名前は忘れましたが、自治医科大系であったと思うのです。よい意味で連携する。新しい南魚沼の病院と湯沢病院がもし連携ができれば、そのスケールでその病院の大きさの範囲の中で、やはりいろいろなまた展開ができるかという期待できるところですが、今の時点でそ

という質問するのはちょっとあれかなと思うのですが、やはりそういうこともある程度メリットとしてあるのかどうかというのを期待してみたいと思っているのですが、いかがでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 1 保健・医療福祉・市立病院の運営について

先ほど答弁の中でちょっと申し上げました田部井先生が自治医科大の教授でありました。それが南魚沼市の職員になっていただくということで、大学との関連病院になるわけですね。ですので、常勤医の派遣これらについては非常に有利に運ぶと。ただ、湯沢の地域医療センターとどう関連性が出てくるかというのは、ちょっと私はわかりませんが、もし病院事務長のほうで承知していれば答弁をさせます。

○議 長 大和病院事務部長。

○大和病院事務部長 1 保健・医療福祉・市立病院の運営について

医師の確保の関連ですけれども、お話のようにうちの病院、どちらかというとき常勤医の先生方は新大より自治医大系ということになっています。ただ、今回の医療再編で基幹病院がこの地域にできまして、この医療再編の中での基幹病院の位置づけというのが先ほど市長も申し上げましたように、高度急性期救急医療はもちろんですけれども、地域への医師の派遣といいますか、それがやはり核になるという役割が1つございます。そういう意味では今もそうですけれども、市立六日町病院は既に大勢のお医者さんから助勤をいただいて、基本的にはそれを市民病院に継続をしていくということで今進んでございます。

ただ、ブースの関係等もございまして、細かい曜日に逆に先生方が入りきるかどうかといいますか、そういった検討を実は月曜日に田部井先生を中心にちょっと細部を検討するという動きになっています。それとともに今までの自治医大系ですとか、北里からの先生方というのはこれまでどおりおいでいただく。または田部井先生がおいでになったことにより、今以上にまたプラス効果が出てくるということですから、そういう意味では基幹病院ができた医療再編前に比べて医師の確保という部分では、今まで以上に有利になってくるかといいますか。そういう意味では選択肢が広がって確実に増えてくるということだと思います。

また、湯沢の医療センターですけれども、これは自治医大系の地域医療開発機構といえますかの運営になっていますけれども、大もとのほうからは例えば東京北医療センターからは既にもう派遣をいただいていたりとということで、そちらのほうからも派遣をいただいているということになります。

あとは開院当初の医師数については、何とか助勤の先生も含めて確保のめどはついていますが、先ほど市長から答弁がありましたように、今後は常勤医師のやはり確保、割合を上げていくということで、より経営安定にもつながりますし、医療の提供にもプラスになっていくということで、そちらは今、田部井先生や宮永管理者を先頭に一生懸命頑張っているという状況であります。以上です。

○議 長 20 番・腰越 晃君。

○腰越 晃君 1 保健・医療福祉・市立病院の運営について

今ほど市長、事務長から答弁をいただきまして、状況がよくわかりました。常勤医の確保というのがやはり一番、最大のポイントであることは申すまでもないわけですが、新潟大学、自治医科大、先ほどは漏らしましたが北里大、こうしたやはり著名な大学がよい意味でその背景にあって、市立病院2病院をバックアップしているという頼もしい状況であるということに期待して、今後、鋭意しっかりと経営をしていただきたい、そのように願ひまして1番の質問を終わります。

2 教育、文化について

2番、教育文化について。この質問は総合教育会議についてであります。改正地方教育行政法により首長と教育委員会が相互の連携を図りつつ、より民意を反映した教育行政を推進していくため総合教育会議の設置が義務づけられました。首長のもとで自治体が教育施策を進める体制ができ、幼児教育と保育の一体的な提供の推進が期待されるということですが、以下についてお伺いします。

首長と教育委員会の連携について。文部科学省の資料によれば、教育行政の執行に当たって個人的な価値判断や特定の党派的影響力——これは政治的中立性のことであります——これを確保することが必要とされています。

次に教育は子どもの健全な成長発達のため、学習期間を通じて一貫した方針のもと安定的に行われることが必要である。継続性と安定性であります。

そして3つ目は、教育は地域住民にとって身近で関心の高い行政分野であると。専門家のみが担うものではなく、広く地域住民の意向を踏まえて行うことが必要である。地域住民の意向の反映であります。

こうしたことは生涯学習の分野にも当てはまるのではないかなと思います。これら3点について。また、最初申し上げましたように今回の施政方針に乗っかっているような、幼児教育と保育の一体的な提供の推進が期待されるということについてもご答弁願えればと思います。

○議 長 市長。

○市 長 2 教育、文化について

教育文化についてのご質問にお答え申し上げます。まず、その総合教育会議、首長と教育委員会の連携、これにつきましては、もう議員はおわかりのとおりでありますので、きちんとした連携をとって、そして地方の教育行政におきます首長の責任をより明確にしていかなければならない。そしてそのもとで一体となった教育、施策を推進するということであります。幼児教育、保育との一体的な推進とか、これはもうおっしゃるとおりであります。

南魚沼市は4月24日に第1回総合教育会議を開催いたしまして、市の教育基本計画を大綱とする件これらについて協議を行ったところであります。教育基本計画では現在、後期編を策定中でありまして、この中で幼児から高齢者までの教育の検討を行っております。私も当

然ですし、教育委員会も初めての会議でありまして、非常に私はよかったと思っております。こういうことでお互いが意思の疎通も図れたり、あるいは現在行っている内容をお互いが把握できるわけですし、これはすばらしいことだと。ただ、今まで我々の、教育委員会と執行部といいますか、行政とのほうの関係はほぼ似たようなことでありまして、そうわざわざ法律改正までしてこうしなければならないかという疑問はまだややあるところではありますが、教育委員の皆さんと首長が会議をする、問題点を共有するという機会は今までなかったわけですので、これはよかったなと思っております。

それから政治的な中立、継続性、安定性であります。時々首長の意向で教育がころころ変わるとか、中立性が損なわれるとかということがあってはならないわけでありまして、そこはきちんとした歯どめで教育に関する事務の管理、執行、これはもう教育委員会が最終責任者として決定をしていくということになっておりますので、全く心配いらないだろうと、今までどおりであります。予算の編成や執行は首長が最終責任者とこれは当然でありますから、政治的な中立性、継続性、安定性は今までと同様でありますので、まずきちんとした確保ができていけると思っております。

それから、地域住民の意向反映であります。地域住民の意向の反映ということにつきましては、教育委員のほかに各学校に設置されておりますPTA、それから学校評議員、そして保護者あるいは地域住民、この思いを学校運営に反映させるための効果的な仕組みでありまして、これらの組織との積極的な連携をきちんと図っていかねばならないと思っております。

特にPTAとの部分、それから保護者や地域住民との思いやそういうことですね。これをやはり共有していかないとどうしても浮いた存在になってしまうといいますか、ひとりよがりの部分も出るかもわかりませんので、このことは特に留意をしながら。私もPTAの市P連の総会とかそういうことにも出席をしょっちゅうさせていただきながら、皆さん方の思いを酌んでいかなければなりませんし、しているつもりであります。

ただ、学校評議員の皆さんと会議を持ったことは全くありません。これはどうすべきかちょっとわかりませんが、教育委員会のほうでそういうことも必要だということであれば、当然また皆さんとの話し合いといいますか、情報共有の場を設けたいと思っております。

もう1つ、保護者、地域住民の皆さん方のことでありますけれども、これはその地域、地域と学校間の中でできちんとやっていくべき問題でありますので、そこにわざわざ私が全部のところに出かけるということにはなりません。卒業式や入学式、あるいは学校行事これらに出席させていただく中で、皆さん方の思いの共有を図っていければということでありまして。これもまた教育委員会のほうからこういう会合に、ぜひとも首長に出てこいということであれば、喜んで出席させていただいて、皆さんと多くの話し合いを持っていきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議 長 20番・腰越 晃君。

○腰越 晃君 2 教育、文化について

どこかで出てきた言葉ですが、やはりこういう答弁が返ってくるであろうという予想の答弁で、そういう内容に問題があるわけではありませんので、安心したというところであります。

1つやはりここで今回の質問で文章には載っていないのですけれども、先ほど申し上げましたようにお伺いしたいのは、やはり首長部局と教育委員会が連携するとき、期待があったのです。どういう期待かという、子育て部門と——いわゆる保育園関係でしょうか——そして教育委員会の連携ということですよ。

県内ではご承知のように長岡市や三条市が先進的に取り組んでいますけれども、4月の総合教育会議第1回でもこの問題は出ていたかと思うのですが、今後はどのように内容を進めていくか。協力しながらやっていくという内容であったかと記憶しているのですが、やはりある程度一体的な取り組みも必要ではないか。いろいろな意味で発達障がいであるとか、あるいは学童保育そういったものもあるわけでありまして、一体的な取り組みが必要ではないかとずっと考えているわけですが、これは私だけではなくて、多くの方々が考えていることであろうかと思うのですが、その辺のところのお考えがあればお聞きしたいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 2 教育、文化について

これはやはり課題といいますか、問題点ではないのですけれども考えなければならないことでありまして、特に子育て支援的な部分の中で、今は一般行政と教育委員会と分割してやっているわけですが、これを一体化させるということにつきましては、否定をするところでもありませんし、やはり考えていかなければならない。

ではどちらに一体化させるか。一般行政のほうに子ども・若者育成支援センターとかそういう部分を移しかえるのか。子育て支援課を教育委員会部局でやるのか。部局を変えただけでは本当にいい連携ができるか。この辺も含めて総合教育会議の中では検討を進めていかなければならないと思っておりますので、またよろしくご指導のほどをお願い申し上げます。

○議 長 20番・腰越 晃君。

○腰越 晃君 2 教育、文化について

ご指導と言われて持ち上げられても自分ができることしかできませんけれども。市長の今の答弁にあったように非常に重要な部分でございますので、しっかり連携がとれるように。同じ組織にならなくてもいいと思うのです。どっちかがどっちを吸収するという形でなくても、併存しながらどういう教育連携がとれるかというところが、いわゆる職員の皆さんの施策事業を立案する腕の見せどころでもあろうかと思っておりますので、よろしくご検討願いたいと思います。

もう1つ、地域住民、保護者あと地域ですね、それとの連携というのも考えていかなければならないという答弁であったかと思うのですが、単刀直入に申し上げます。いわゆる南魚沼市には子ども・若者育成支援センターが管理している各育成会の集合体である育成市民会

議という組織がございます。市から年間 19 万円しか補助金をもらっていないで、各地区からの住民からの会費で運営されているという個別単体組織が、いろいろ行事をしながら市民会議という団体をつくってそこでも協力し合っているというところなんです。やはり思うに、この市民会議という組織をしっかりと活用しながら、地域教育、家庭教育そういったものを進めていくべきであろうと。それも 1 つの大きな課題であろうし重要なことであろうと思っているわけですが、ちょうど市長は地域教育、地域についてはしっかりとやっていくということなので、それについてもやはりもう少ししっかりと教育委員会のほうからでも結構ですけれども、やってほしいと願うのですが、お考えをお伺いします。

○議 長 市長。

○市 長 2 教育、文化について

そういう関連の皆さん方から市民会議ばかりではなくて、いろいろの皆さんございましてほぼボランティア的にやっていただいておりますので、大変感謝しているところであります。そういう皆さんの思いや要望やそういう部分について、話し合いも持てということであれば、まずは教育委員会でそれはやっていただく。予算的な部分が当然出てくるということになりますから、教育委員会でその判断がなかなかということであれば、それは当然私も出ますので、教育長とそれぞれ相談をしながら、そういう皆さん方の思いをどう我々が受けとめてやっていけるかということは、きちんと相談してまいりたいと思っております。よろしくお願いたします。

○議 長 20 番・腰越 晃君。

○腰越 晃君 2 教育、文化について

しっかりとそういう既存組織に目を向けて、それをどのようにやはり地域教育に生かしていくか、家庭教育に生かしていくかということで、教育委員会も含めて取り組んでいただきたいと考えています。

3 行財政改革について

それでは最後の 3 番目になります、行財政改革について。各種の行政資料の中でも、あるいはこの議場での市長の行政改革関連の答弁などを聞いていても、P D C A いわゆるマネジメントサイクルという言葉が、本当に日常的に目立つようになってきて、これはやはりすばらしいなと思っているところであります。

P D C A——プラン・ドゥ・チェック・アクションということになるわけですが、課題を見つけ改善策を考え、目標を設定し、改善活動を実施しその効果を確認し、次の課題につなげていく、簡単に言えばこういうことでしょうか。P D C A でも P D C でもいいと思うのですが、これはいわゆる道具にすぎないものであって、これがもし鉄道で言えば線路であれば、この上をどういう電車を走らせるか、どういう課題を乗つけるかということが一番大事なことであろうと、そのように当然考えられるわけです。恐らくこの市役所の各職場、各現場の中でいろいろ仕事をしながら、P D C A がどんどん回っているのではないかと。ことしよりも来年のほうがこの仕事が効率的になったり、もっとよくなったりと、そういう

ことがどんどん日常の中にあるのではないかと、それを期待しているわけです。ちょっとこの質問はどうかと思ったのですけれども、単刀直入にPDCAが回っているその実績についてどうかということをお伺いしたいと思ひまして、今回質問をさせていただきました。よろしくお願ひします。

○議 長 市長。

○市 長 3 行財政改革について

今回、顕著にあらわれた例といたしますと、ご承知のように確定申告の会場の一本化であります。これは各部局でそれぞれのプランを練り上げたり、改善をする方向を打ち出してきまして、駐車場から始まって、説明あるいは対応の人数のばらつきとかいろいろの問題が生まれて、一時的には市民の皆さんから批判とまではいかななくてもいろいろ不安を受ける恐れもあるけれども、まずはやはりやってみなければならぬということで踏み切りました。こととして3年目か2年か……。非常に好評でありまして、ほとんどここについての当初心配された懸念、心配は今ありません。

ですので、こういうことは本当に大きな事例です。やはりやってみなければわからないという部分がありますので、まずはプランを立てたり、チェックの前にアクションを起こすということが必要でありますね、まずは動いてみる。そして、批判を受ける部分があればそれは改善していけばいいわけですから。そういうことで、つい最近の大きな成果としてはこういうことがあげられておりまして、私も非常にその面は満足しているところであります。

○議 長 20番・腰越 晃君。

○腰越 晃君 3 行財政改革について

確定申告については、一か所になる。それからあとどうなるのかといういろいろな心配もありましたけれども、非常に早いですよね。以前は塩沢庁舎でやっていたのですけれども、それよりも今のほうが実際に早いような気がしています。これはやはりいい例であろうと。一定の批判があったとしても、それを補ってきちんと説明できる。もっといい、もっとこういうメリットを生み出したのですよという、そういうことでまた効果を皆さんにPRできる部分でもあらうと思ひます。そういった成果を一人一人の職員が積み重ねていくことによって、やはり職員が自信を持っていくと思ひます。

いろいろ市民から言われる、怒られる、そういうケースもあるかと思ひます。その怒られる内容は当然なものであるか、あるいは何でそんなことで怒られなければならないの、そういうこともあるかと思ひます。そうしたものを謙虚に受けながら、日々の業務改善につなげていく。これはやはりPDCAというのはいいい方法でしょうということで、どんどん市長のほうからも職員にこうした仕事の進め方の考え方、改善の進め方の考えを、市長を初め管理職の方々から一般職員のほうに進めていただいて、どんどん各部署でPDCAが回って仕事がいよいよとよくなるように進めていってください。

次に職員のスキルの向上ということですが、これも非常に重要な課題であると思ひます。なかなかこの議会議員として活動していても、課長さん以上の方とはお話しできる機会

があるのですが、その以下の係長クラスの、実際に現場を知って、またいろいろな事業を立案していくような立場にある最前線の方々と話し合える機会というのはなかなかないのです。我々議員には政務活動というものが認められておりまして、年間一定の額をいただき、さまざまな先進的な自治体であるとか先進的な事業を行っているところに行き行って勉強をすることができます。大変ありがたいと思っています。

職員の皆さん、特に若い職員の皆さんにもやはりそうした先進的な行政事業、先進的な自治体、こうしたところに出向いて行っているいろいろな勉強をしてくと。さらには自治体との交流を進めていく、こうしたことでより広くものを見ながらスキルを磨いて、しっかりと行政マンとして育てていってほしいと思うことがたびたびございます。実際に、南魚沼市のことですから、そういう制度があっけきちんとやられていることと思うのですけれども、その内容について、また課題等があればお伺いをしたいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 3 行財政改革について

課題——この職員の研修については、本当にさまざまなものがありまして、特に新規採用職員については、県で一緒にやっております職員研修もありますし、それから全体的な中で長期の日程の研修で、千葉県の幕張にあります市町村職員中央研修所を利用して最長 11 日間の市町村アカデミー研修があります。毎年数名の職員が参加しております。これは相当専門性の高い最先端の知識、それから情報の習得ができる。ここには全国各地から職員が参っておりますので、いわゆる交流と情報交換もできるということです。

それから、自治体間の交流では、ご承知のように米沢市さんとは鷹山塾と一緒に勉強させていただいております。そういうことで相互訪問研修。あるいは燕市さんとプラットホーム会議も進めておりまして、友好都市のきずなを生かして取り組みをしているということでもあります。研修のメニューそのものとか枠はきちんと用意はしてありますし、相当の職員がこれをきちんと受けていただいてやっておりますけれども、なかなか煩忙ということでも行けないという部分もたまには出るのかもわかりませんが、これはもう本当に市民の宝となる部分でありますので、極力そういうことも含めて職員の研修については弾力的に取り組んでいかなければならない。

それから、国のそれこそ新採用職員が一週間ぐらいですか、毎年我が市に研修生として訪れております。ことしは農水省、財務省、防衛庁の職員であります。毎年そういうふうが続いております。1 週間こちらに全部泊まって、そして市の業務の内容これらをつぶさに研修をして、おいでいただいたときは私も常に申し上げるのですが「いいですか、市町村はこうして全部地域住民と直接的にこうやって、本当に基礎自治体というのはそういうことです。国に帰ったらそのことを十分理解していただいて、我々の言うことを聞いてください」ということを申し上げているのですけれども、その皆さんがまだ中堅どころまで行くか行かないかですが、非常に有望な職員をそうして派遣いただいております。これらも非常に大きなお互いの情報交換も含め、あるいは人的交流も含めた部分ではすばらしいことだと思っております。

ます。

○議 長 20番・腰越 晃君。

○腰越 晃君 3 行財政改革について

そういった機会をどんどん増やして、また職員のほうからも、例えばこの市がやっているこの事業については、南魚沼市がやろうとしている事業の先を行っているのと、とてもすぐれていると。ぜひ見に行かせてくれというケースもあるかもしれません。今、そういった話は出ませんでしたので、そういった話があった場合にもしっかりと応えられるような、職員研修、職員育成を進めていただきたいと、そのように期待しています。以上で終わります。

○議 長 市長。

○市 長 3 行財政改革について

一言だけ。これは公的な研修、今は大体そのことで申しました。いわゆる私的——自分で休みをとってそして費用を負担して、自分のやはりやりたい部分で研修を受けていると。そういう職員も多々いるということも申し添えて答弁にさせていただきます。

○腰越 晃君 終わります。

○議 長 本日の会議時間は一般質問終了までとしたいので、あらかじめ延長いたします。

なお、会議規則第9条第2項により、宣告のみで諮る必要はありませんので申し添えます。

○議 長 質問順位 22 番、議席番号 3 番・田村眞一君。

○田村眞一君 2015年6月議会の一般質問最後となりました。今回で7回目ということでありますが、議長より通告に基づきまして井口市長に一般質問を行います。よろしくお願ひします。

改定介護保険法にどう立ち向かうか

今回は大項目1つであります。改定介護保険法にどう立ち向かうかであります。2015年4月1日からの改定介護保険法を受けて、新潟県内では上越市と南魚沼市の2つの自治体に移行を開始しました。

上越市では、要介護度が軽い要支援1から2の高齢者向けサービスを、介護保険給付から切り離し、市町村事業に移行させ、要支援者の訪問介護、通所サービスは自治体独自の事業となりました。さらに訪問、通所サービスにかかわる報酬は、現行介護報酬の8割程度を予定しているそうであります。

南魚沼市で新しく始めた事業は、通所型サービスA、筋力アップ教室1か所であります。担当に聞いたところ、介護認定も今までどおり受け付け、要支援対象者も区別なく、基本チェックリストも行っていないということでした。

このように上越市と当市では、相当な違いが出ております。今後10年余りで急速に高齢化が進み、単身、老夫婦世帯が急増していきます。国が示す方針を機械的にそのまま地域に持ち込むのか、それともみずからの頭で考えて対応するかで、自治体ごとに大きな差が生じると考えます。自治体の役割は福祉の増進、この立場で地域と高齢者の生活実態をつかんだ上

で、この問題に立ち向かうことが求められていると考えます。以下、改定介護保険法による内容と問題点、市としての対応について市長の見解を求めます。

1 番目が、今後どういう基本姿勢で新総合事業への移行を進める考えでしょうか。

2 番目、予防給付の見直しについてであります。そもそも介護保険制度における予防給付の位置づけは何でしょうか。2 番目、今回の改定によりサービスの量・質の後退、市で財政を賄うために予算不足により事業の中止が懸念されますが、いかがでしょうか。3 番目、現行のサービス基準は後退させないという姿勢を貫くことが大事と考えますが、いかがでしょうか。

3 番目です。居宅、施設サービスの見直しについてであります。①、特別養護老人ホーム入所資格を要介護3以上に限定することについて見解を求めます。2 番目、市独自の低所得者への軽減、緩和措置、手続上の負担軽減など対策について伺います。

4 番目、介護認定についてであります。①、要介護認定を抑制する仕組みが持ち込まれることについての見解を求めます。②、これまでと同様に介護保険利用の相談があった場合、要介護認定申請の案内を行って、基本チェックリストによる振り分けを行わないことについて見解を求めます。

以上、壇上からの質問を終わりといたします。

○議 長 田村眞一君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長。

○市 長 改定介護保険法にどう立ち向かうか

田村議員の質問にお答え申し上げます。介護保険法改正であります。これは我々がやることは、やはり国の基準をまず踏まえなければならない。これはもうあたりまえのことです。そして市の実情を踏まえた中で、考えられる最良の選択肢を実施していくと、こういう基本的な考え方があります。低所得者への配慮あるいは利用者負担の見直し、これらは国の方針がありますので、これにのっとって運用していくということになるわけであります。

今回の介護予防日常生活支援総合事業これは、地域の実情に応じて住民の皆さんの多様な主体が参画をして、多様なサービスを充実させる。このことによりまして地域の支え合いの体制づくりを構築する。そして利用者の実情を踏まえた目標を設定して、利用者本人がそれを理解した上で、その目的達成のために必要なサービスを主体的に利用して、目標達成に取り組んでいけるように、具体的に介護予防生活支援サービスの利用について検討して、ケアプランを作成していくということであります。これがまず基本的な考え方あります。

そこで、具体的な部分で今後どういう基本姿勢でということであります。基本的な考え方は今ほど述べたとおりであります。今回の法改正における国の方針は、要支援1、2の訪問介護と通所介護を平成29年度までに移行するということになっております。我が市は本年4月からできるところから移行していこうということで、これからも利用者の状況あるいは実施の可能性、これらを見極めながらできることからまず実施をするという方針です。

ですので、上越市さんと比較をされて、南魚沼市は取り組みがということでありますけれ

ども、我々もできないことまでどんどんと取り組めるということではありません。できるところからまずやっつけていこうと。でも、4月から取り組んでおりますのは、県内でも今言った2つでありますから、先進的だというふうにご評価をいただければありがたいところであります。

予防給付の見直しの中で、介護保険制度における予防給付の位置づけであります。これは要支援1、2の訪問介護及び通所介護を、平成29年度までに介護予防・日常生活支援総合事業へ移行するということでありますね、これが方針であります。介護保険制度におけます予防給付は、要支援と認定された方の状態を改善して、要介護認定になるのを予防するために提供される、とにかく生活基盤の向上を目的としたサービスであります。制度改正によりまして、訪問介護及び通所介護が総合事業に移行するとしても、予防給付に関する位置づけは、変わるものではないということであります。市では引き続き介護事業の重要な事業として充実に努めていかなければならないと思っております。

サービスの量と質の後退、あるいは予算不足ということではありますが、今回の改定によりましてサービスが後退するというではありません。本人、家族の希望だけでなく、本人にとって本当に必要なサービスについてケアマネージャーがアセスメントできるように、市のほうでケアプラン点検に取り組んで、利用者の生活機能の維持向上のための支援を計画していることあります。もちろん予算不足によって事業を中止するということはあり得ません。いたしません。

現行のサービス水準は後退させないという基本姿勢ということですが、基本的にはいろいろ申し上げても、国の方針に沿って必要な事業を計画してサービスを提供していくということですが、今お答えしたとおり、本人にとって本当に必要なサービスか否か、これは一応検証しながら利用者の状況に合ったサービスの利用を計画していくということになります。ですので、必要ないサービスはしないほうがいいわけですし、もっと必要だと認められればそれはやっつけていかなければならないということですので、状況をきちんと見極めていくことが大事なことだろうと思っております。

居宅、施設サービスの見直しであります。特養ホームの入所資格3以上に限定すること。法改正で特養ホームの新規入所者を原則要介護3以上に限定すると。これは今までも私たちの市内の特別養護老人ホームの入所者は、要介護3以上の方とされておりますので、このことで特に問題が生じてくるとは思っておりません。

それから、市独自の軽減対策、緩和措置ということでありまして、これは市単独の軽減対策というのはなかなか考えづらい部分があります。法改正に基づきまして、市の介護保険条例改正によって11段階の区分、このうち第1段階、生活保護世帯で前年の合計所得金額と課税年金収入の合計が80万円以下の軽減、軽減乗率の設定を実施しております。今後、第2、第3段階までの軽減を予定しておりますので、市の独自部分というのはここにはなかなか考えていけないといえますか、考えないつもりであります。市が独自にというのはですね。

介護認定につきまして、要介護認定を抑制する仕組みが持ち込まれることは。これはそう

ならないようにしなければなりませんし、するつもりもありません。これは明らかに介護認定を進めなければならないという方はいるわけですから、そういう方も含めて介護の認定を抑制するという事は考えませんので、よろしくをお願いします。

介護保険利用の相談があった場合の介護申請の案内を行って、基本チェックリストによる振り分けを行わないということについての考え方です。これは本年度も基本チェックリストによりまして65歳以上の市民の状況を確認して、介護予防事業への誘導に活用しているところであります。

今もお答えいたしました、介護認定を進めなければならない方もおります。そういう状況で振り分けはやはり必要になるわけですね。相談においては、その都度ご本人の状況を直接確認して判断することを原則としておりまして、基本チェックリストのみによる振り分けは行っておりません。

これからも基本チェックリストを参考にしながら、適切なサービスにつながるような判断——これは振り分けと言われればそういうことです——これは実施していかなければならないと考えておりますので、よろしくご申し上げます。以上であります。

○議 長 3番・田村眞一君。

○田村眞一君 改定介護保険法にどう立ち向かうか

1つずつ認識を深めていきたいと思っております。最初の1番目です。全国的な動きもそうですが、今年2月の新聞報道によりますと、県内の情勢です。県内30自治体のうち、今年度は我が市と上越市の2つの自治体、来年度2016年度は三条市と村上、妙高市、田上町の4自治体です。そして最終年度2017年度は22の自治体ということですね。

一方この調査時点で時期がまだはっきりしないという自治体がありまして、燕市と栗島浦村の2つの自治体となっています。このように自治体がなかなか踏み切れない要因として、新しい制度での受け皿となる要支援サービスの提供者不足があげられております。新潟県の福祉保健部長は次のようなコメントを載せております。「準備が整わないうちに介護事業を始めても、かえってサービスの質の低下を招く恐れもある。猶予期間に十分に準備して事業を始めてもらいたい」と言っていますが、こうした現状について市長の見解を伺います。

○議 長 市長。

○市 長 改定介護保険法にどう立ち向かうか

それはもちろん当然の見解だと思っております、できないことをやるとかそれでは困る。我が市もまずできるところからということで取り組みを始めたということでもありますので、決して無理があつて声を上げたけれども何もできなかったということにならないようにやっていかなければならない。そして、平成29年度までにきちんとした体制を築けるようにやっていくということでもあります。ですので、緒に就いたと。

だから、さっき言いましたように、とにかくやってみなければわからないという部分もなきにしもあらずではありますね、財源的なことやいろいろな問題も含めて。ですので、まずはやはり基本方針にのっとり、国のほうの法改正の部分にのっとり、まずは動いてみよ

うと。動けるところから動いてみようということで始めておりますので、ご理解いただきたいと思っております。これがそこでやめるとか後退するとかという意味ではありません。

○議 長 3番・田村眞一君。

○田村眞一君 改定介護保険法にどう立ち向かうか

次は、先ほどの答弁の中で市の実情を踏まえて行うということですが、その中で検証するという言葉もあったと思うのです。どういった基準で検証を進めていくかという点で、その点をお伺いいたします。

○議 長 市長。

○市 長 改定介護保険法にどう立ち向かうか

どういった基準と言われますと、なかなかこういう基準だ、ああいう基準だと——要は、まずは改正された法律の趣旨ですね。それはおわかりでしょう。そういうことにのっとってやっていくということで、さっき一番最後に触れました例えば基本チェックリストとかそういうこともあるわけですし、どういう基準と言われて一概に——担当部長が答えられたら答えます。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 改定介護保険法にどう立ち向かうか

明確に数値的な基準があるわけではございませんが、介護保険事業を行うに当たっては、毎年市民の方の介護状況等も把握しておりますし、それぞれの事業所で提供されるサービスの利用実績、それから利用される方の状況等を把握しておりますので、それらの情報を得ながら市民の方がどういうサービスを利用され、どういう状態であるか。また、どういうサービスを希望されているかということ、事業の実績とあわせて検討していくということになります。以上です。

○議 長 3番・田村眞一君。

○田村眞一君 改定介護保険法にどう立ち向かうか

わかりました。介護の問題は緒に就いたばかりであります。先ほど市長からも答弁があったとおり、やはり現場の声というか、日々苦勞されている施設の介護現場の皆さんの生の声をしっかりつかんでおくということは、非常に大事だなと思います。国はこう言っているけれども実情はこうだというあたりを、そこで1つの基準として設けるというのも、ぜひ検討していただきたいと思っております。その上で、そうしてこそあしたへの希望と使命感を持って、文字どおり介護の現場で働けるということですので、そういう対応が大切だと私は思うのですが、いかがでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 改定介護保険法にどう立ち向かうか

現場で努力をされている方々の実体験といいますか、実際の部分での不満や不備、こういうことも当然お聞きをしなければなりませんし、本人の希望もあります。それから、やはり専門的な目を見たケアマネージャーの方針といいますか、そういう部分もあります。本人家

族も含めてです。いろいろの部分をつ総合的にしんしゃくしながら進めていかなければなりません。議員がおっしゃったようにやはりそこで働く皆さん方も本当に希望を持って誇りを持って働けると、そういう職場環境にしていかなければ、介護の分野というのは非常に将来厳しいと思われますので、そういうことにも十分意を配しながら努めてまいりたいと思っております。

○議 長 3番・田村眞一君。

○田村眞一君 改定介護保険法にどう立ち向かうか

2のほうに移りたいと思います。今回の法改正の中でちょっと紹介したいのですが、例えば今回の改定でサービスAで基準が緩和されました。ホームヘルパーの資格がなくても一定の研修さえ受ければ、つまり無資格者でも訪問サービスが提供でき、訪問事業責任者も無資格でよいとされております。

私はこうした改正の背景ですね。背景に何があるかなと思いましたが、介護現場の人手不足ですよ。私が昨年12月にもマンパワーが不足するという問題に触れましたけれども、人手不足は深刻さを増しているという状況です。データを示しますと、2025年、10年後には、もう皆さんご存じだと思いますけれども、介護職員が2010年度の1.5倍以上、全国で237万人から249万人必要と厚生労働省は推計をしております。そして、国内では労働人口が一方で減っているという事情があります。

人材確保はさらに難しくなると予想される中で、国はこの現状を打開する道として、千葉県の流山市で導入している介護職員の資格基準を緩和した方式、そして有償ボランティアを1つのモデルケースとして今回法改正に反映させたのではないかなと見られております。当然、マンパワー不足の解消へ飛びつきたくなるのですけれども、しかしここには大きな問題が横たわっております。

第1は、資格者の専門性と社会的評価を下げってしまうという問題が横たわっています。そして第2は、今ですら劣悪な介護労働者の労働条件の引き下げにつながっていくという問題もあるわけです。さらには低い単価設定で経営に影響が出て、指定事業者の撤退にもつながると考えられています。一定の研修さえ受ければ、こうした訪問サービスの提供ができるという今回の改正の緩和措置についての見解を伺いますが。

○議 長 市長。

○市 長 改定介護保険法にどう立ち向かうか

訪問介護サービスについて、どの部分が本当に専門性を持たなければならないかということがあろうかと思えます。一般的に例えばそう専門性は必要なくて基本的な部分のある程度習得していればそれでいいという部分も、いろいろな業種、職種の中にあるわけです。国家試験に受からなければだめだという部分、国家試験の中にも正があったり準があったり、そして研修さえ受ければこれはそこに携わっていいですよという部分がありますので、一概にこのことが今、議員がおっしゃった労働条件の劣悪化とか何とかこうとかにつながるとは思っていませんが、しかし、気をつけなければならないことでもあります。

万が一、いわゆる知識不足ということによって重大事故につながったということになりますと、これは大きな問題になりますので、その辺は研修等の徹底と、それを採用する側も見極めてきちんとした責任を持って採用していただかなければならない。そういうことをやっつけていかなければならないと思っております、市としてもそういう実情が出てきますれば、相当やはりそういう面には注意をしながら、指導できるところは指導していくということはやっつけていかなければならないと思っております。

○議 長 3番・田村眞一君。

○田村眞一君 改定介護保険法にどう立ち向かうか

ぜひ、その点も注意深くひとつよろしく進めていただきたいと思います。

3番目です。居宅・施設サービス見直しについてであります。この問題では、先ほどの答弁では、今までも3だったということで問題が生じるとは考えていないという回答でありましたが、私は特例的入所について、ちょっと認識を共有したいのですが、今回、要介護3以上ということで、経過についてちょっと触れたいと思います。

今回の案を審議した社会保障審議会介護保険部会の中で、要介護度が低くても認知症などで在宅での介護が困難な人も多いなど異論が出たそうであります。そうしたことから、意見書では、要介護度1、2の認定者でもやむを得ない事情があれば、特例的入所を可能とするということで改正がなされました。その後2014年、昨年2月25日の全国介護保険担当課長会議で厚生労働省は、市町村の適切な関与のもとで施設ごとの入所検討委員会を経て特例的入所が可能との説明がありました。

4つの1つの事例がこの時点で示されました。①番目が、知的障がい、精神障がい等も伴って地域での安定した生活を続けることが困難な方、2つ目は家族などによる虐待が深刻であり、心身の安全・安心の確保が不可欠であると。③番目、認知症高齢者であり、常時の適切な見守り、介護が必要だと。最後ですけれど4番目、単身者である、同居家族が高齢または病弱であるなどにより家族等による支援が期待できず、かつ地域での介護サービスや生活支援の供給が十分に認められないことにより、在宅生活が困難な状態であるということです。

詳細については今後検討ということですが、専門家からの指摘があります。この4つの例ではあまりにも限定的過ぎるという指摘がされています。例えば、先ほど言った②のように家族等による虐待が深刻であり、心身の安全・安心の確保が不可欠だということで見ますと、これは老人福祉法11条、措置入所の必要な事例も含まれております。自治体の財政難もあって、なかなか消極的にならざるを得ないと。ですから、自治体ごとに運用上に差が出てくるということを専門家の方は指摘しております。このように特例的入所、運用上4つあるのだけでも限定的で、實際上ほとんど認められないという問題について、市長の見解を伺います。

○議 長 市長。

○市 長 改定介護保険法にどう立ち向かうか

これは今も触れました法改正の中では、原則要介護3以上です。「原則」です。よくこうい

う言葉を使います。原則というのは例外があるということでありまして、今、議員おっしゃったような部分、あるいはそれ以外にもあるかも知れません。それは市のほうでの入居の判定委員会、この中できちんと議論していくわけでありまして、決して、理屈をつけて入所をさせない、それによってその個人の生命も脅かされる、あるいは家族が全く破壊をされる、そういうことにはならないようにそれは責任をもってやっていかなければなりません。議員のおっしゃることも含めて、きちんと調査も含めてやって、そういう形の中での問題点が生じないように努めていくことは、これはやっていかなければならないと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議 長 3番・田村眞一君。

○田村眞一君 改定介護保険法にどう立ち向かうか

この部分はなかなか市の裁量が極めて狭められておると。ですので、ぜひ、緩和すると。文字どおり市の力の見せどころという部分だと思うので、ぜひ緩和する方向で運用の幅が広がるような対応をお願いしたいと思います。

次であります。4の介護認定に移ります。先ほどの答弁では、そうならないようにし、抑制するつもりはないということ、これまでどおりというご答弁でした。もうそれ以上のことはありませんが、實際上ちょっと先ほど言ったように……それ以上のことはちょっと言えませんので、済みませんが終わりにします。私もちょっとまだ、いい答弁といたしますか……。

基本チェックリストのそもそも論についてちょっとお話ししたいと思います。基本チェックリストの本来の役割というのは、要支援、要介護状態に陥る可能性のある高齢者を広く把握するためのものです。先ほど言ったとおり、うちの市ではないですけども、全国的には生活保護でいいますと、権利を阻害するという、申請書を届けないというのがよく——提出しないというか、そういった事例が過去にもあったわけでありまして。改めてまた市長に伺いますが、介護保険利用希望者の申請権ですね、申請権を守ることの重要性について、市長の見解を伺いたいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 改定介護保険法にどう立ち向かうか

これも先ほどお話し申し上げましたように、基本チェックリストだけでの振り分けというのは絶対やりません。当然ご本人の意思の確認とか、それから状況の確認、これが一番大事でありまして、そこが原則でありますので、基本チェックリストだけで、はい、はいの振り分けはやりません。当然、実情に配慮しながら、ご本人、あるいはご家族の希望等もその辺、しんしゃくできる場所はしんしゃくしながらやっていくということでありまして。機械的にやるということではありませんので、ご理解いただきたいと思っております。

○議 長 3番・田村眞一君。

○田村眞一君 改定介護保険法にどう立ち向かうか

機械的にやらないということで、実情を踏まえて、本人がやはり介護認定申請そのものがわからない市民の方が相談に来るわけですから、そういう方の申請したいという気持ちを、

行政としてしっかり受けとめていただくということを、ぜひ、お願いしたいと思います。

それでは最後になりますけれども一言、結びになりますが、介護保険制度が実施をされれば、今言ったように重い利用者負担のために、要支援、要介護1、2の軽度者と判定されたため必要なサービスを利用できない高齢者、また、特別養護老人ホームに入れず行き場のない高齢者が増大していきます。これは絶対避けなければなりません。自治体の役割は住民福祉の増進、この立場で南魚沼市に住んでよかったと言えるように、安心と希望をみんなが実感できるような、この分野での対策を講じることを重ねて求めまして、質問を終わりといたします。

○議 長 以上で一般質問を終わります。

○議 長 本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれにて散会いたします。

○議 長 次の本会議は、あす6月19日金曜日、午前9時30分から当議事堂で開きます。大変ご苦労さまでした。

[午後5時01分]